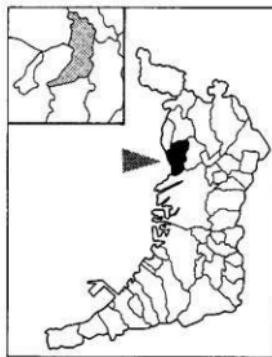


大阪府指定史跡
春日大社南郷目代今西氏屋敷総合調査報告書

平成 20 年（2008 年）5 月 31 日

豊中市教育委員会

大阪府指定史跡
春日大社南郷目代今西氏屋敷総合調査報告書



平成 20 年（2008 年）5 月 31 日

豊中市教育委員会

序

今西氏屋敷は、垂水西牧を管理するために奈良春日社より下向した南郷目代今西氏の屋敷です。現存する南北一町、東西半町の屋敷地を中心に、中世後期にはじまる墓所や水田に併む末社と一体となった荘官屋敷は、伝来する『今西家文書』とともに中世荘園の歴史の奥深さを物語っています。

このように全国的にみても希少な荘官屋敷である今西氏屋敷について、豊中市教育委員会は、平成4年度（1992年度）より様々な調査を実施してまいりました。そして、これらの調査で得られた多くの重要な成果を学際的に検討し、その結果を総括することができました。この報告書は、その成果を余すところなく公開し、今後の啓発活動ならびに各分野における研究などに役立てられることを願い、刊行するものです。

かつて、田園が広がった小曾根、浜地区一帯は、高度成長期から急激に住宅地へ変わり、荘園の面影は失われつつあります。このように激変する環境のなかで、今西氏屋敷は中世荘園を体感できる場として、良好な景観を保っています。

そうした現在の姿をふまえ、文化庁ならびに大阪府教育委員会の指導のもと、所有者とともに将来にわたって今西氏屋敷が広く市民に親しまれる場として永く保存、活用されることを目指していきたいと考えております。そのためにも、本書が活用され、今西氏屋敷の歴史的重要性がより広く、深く認識されることを祈念いたします。

最後になりましたが、これまでの調査にご尽力いただいた今西春頃氏、今回の検討にあたられた今西氏屋敷学術検討委員会の先生方、また調査・検討にご協力いただいた関係者の方々に、深く感謝の意を表します。

平成20年（2008年）5月31日

豊中市教育委員会
教育長 山元 行博

例　　言

1. 本書は平成 19 年度(2007 年度)に行った、大阪府指定史跡 春日大社南郷目代今西氏屋敷にかかる総合調査の報告書である。なお、本書においては、煩雑な表現をさけるため、当史跡を「今西氏屋敷」と表記した。
2. 今西氏屋敷は、大阪府豊中市浜 1 丁目 400-1 ほか 12 箇に所在する。
3. 本書は、文化庁・大阪府教育委員会の指導のもとに、豊中市教育委員会事務局が原案を作成し、これを今西氏屋敷学術検討委員会が検討した成果を報告するものである。なお、今西氏屋敷学術検討委員会に関する詳細は、第Ⅰ章に掲載した。
4. 本書の原案作成ならびに編集は、豊中市教育委員会 地域教育振興課 文化財保護係 橋田正徳が行った。また、編集等にかかる諸作業については、亀山玲子の助力を得た。

5. 本書に掲載した発掘調査・文書調査は、すべて豊中市教育委員会が実施したものである。その成果品は、すべて豊中市教育委員会において保管している。また、それぞれの詳細については、以下の報告書を参照されたい。

文書調査：豊中市教育委員会『春日大社 南郷目代 今西家文書』2004 年

発掘調査：豊中市教育委員会『大阪府指定史跡 春日大社南郷目代今西氏屋敷』2005 年

6. 本書に掲載した史料のうち、特に注記がないものはすべて「今西家文書」による。当文書は、「春日大社 南郷目代 今西家文書」に収録されているので、これを参照されたい。なお、本書で引用した史料の冒頭に記した史料番号ならびにその名称は、この報告書に準拠した。

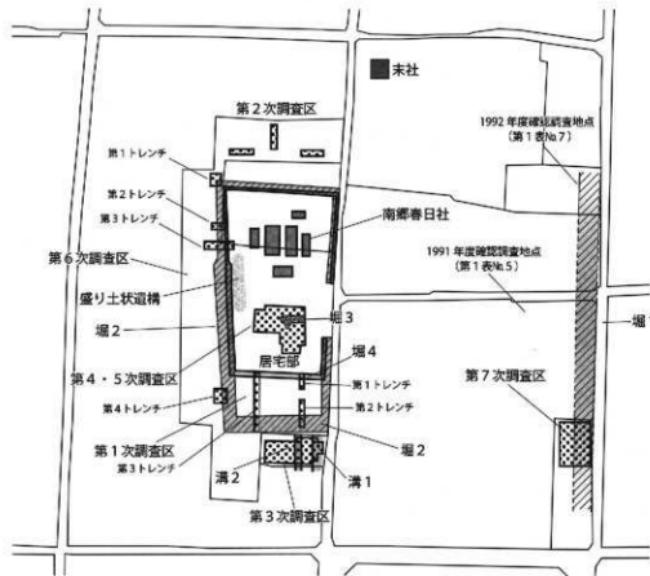
7. 本書に掲載した「小曾根郷六箇村絵図之写」は、豊中市教育委員会が管理・保管している。また、「大阪府管下攝津国豊島郡濱村地図」「濱村全図」「大字図」は、豊中市が管理・保管している。

8. 本書に掲載した今西氏屋敷に関する遺構等の名称について、先の報告書掲載時から変更したものがある。第Ⅰ図を参照されたい。

9. 本書に掲載した大阪市撮影の航空写真に関しては、大阪市都市計画局よりご高配賜った。また、米軍撮影のものに関しては、神戸大学大学院教授 藤田裕嗣氏よりご教示賜った。

10. 今西家墓所の調査にあたっては、松林寺住職 近藤玄鶴氏よりご協力いただくと共に助言を賜った。また、調査では、阪田信男の助力を得た。

11. 各調査を行うにあたって、所有者である今西春禎氏ならびに関係各位より多大なご協力をいただきました。ここに明記し、謝意を表します。



第1図 今西氏屋敷主要遺構の名称

第1表 今西氏屋敷周辺確認調査一覧

No.	日時	所在地	包埋層	遺構	出土遺物	区画	面積m ²	調査方法	性質	結果	担当者
1	1989.3.6	浜1丁目410-2		無			84				
2	1990.6.15	浜1丁目330-15						坪振り	範工	再立会	森
3	1991.3.24	浜1丁目330-5		無		個人住宅	68				
4	1991.5.24	浜1丁目383、384	無	無		個人住宅	108坪振り	範工			清水
5	1991.7.24	浜1丁目430-2	有	可能性有		個人住宅	56	その他	傾重工事		福田
6	1992.3.25	浜1丁目405～409	有			沿水路		その他	範工		福田
7	1992.10.21	浜1丁目411	無	有	瓦、保前、東播系 瓦片住宅			坪振り	範工	再立会	福田
8	1993.4.2	浜1丁目394-1、395-1	無	有	土坪臼、陶器	社販室		坪・範工	傾重工事		福田
9	1994.5.17	浜1丁目410-6	未確認	未確認		個人住宅	75	坪振り	範工		清水
10	1994.7.14	浜1丁目346	未確認	可能性有			39	坪振り	範工		福田
11	1994.9.6	浜1丁目346-19	無	無		個人住宅	29	坪振り	範工		福田
12	1995.4.13	浜1丁目308の一部				個人住宅	27	その他	範工		清水
13	1995.4.18	浜1丁目441-1、445-4	有	有	須恵器、弥生土器	共同住宅	391	坪振り	範工	小普研 18次	清水
14	1995.7.31	浜1丁目390の一部	無	無		店舗	155	坪振り	範工		清水
15	1995.8.23	浜1丁目435-31	未確認	可能性有		個人住宅	31	その他	範工		福田
16	1995.9.29	浜1丁目401-1・2	無	有	近世陶器	共同住宅	269	坪振り	範工	今西3次	福田
17	1996.4.11	浜1丁目423-1	未確認	可能性有		店舗	121	坪振り	傾重工事		福田
18	1996.5.17	浜1丁目279-5	無	無		共同住宅	655	坪振り	範工		福田
19	1996.10.11	浜1丁目362-10	無	無		店舗	55	坪振り	範工		清水
20	1996.10.23	浜1丁目276-1	無	無		店舗	431	坪振り	範工		清水
21	1997.9.5	浜1丁目348-1	無	無		店舗	163	坪振り	範工		清水
22	1998.7.2	浜1丁目410-4	未確認	未確認		分譲住宅	20	その他	範工		清水
23	2001.8.6	浜1丁目404-3	無	無		個人住宅	100	坪・羽振り	範工		福田
24	2001.8.29	浜1丁目390-13・14	未確認	未確認		分譲住宅	236	坪振り	範工		福田
25	2003.5.7	浜1丁目348-2	未確認	未確認		個人住宅	39	坪振り	範工		清水
26	2003.7.29	浜1丁目286-11	無	無		分譲住宅	32	坪振り	範工		福田
27	2004.10.7	浜1丁目390-1	無	無		共同住宅	285	坪振り	範工		福田
28	2004.9.29	浜1丁目433-1	無	有	土坪踏臼・鍋	地区会館	288	坪振り	範工	今西7次	福田

目 次

第Ⅰ章 今西氏屋敷学術検討委員会について	
1. 今西氏屋敷学術検討委員会設立にいたる経緯 ······	1
2. 今西氏屋敷学術検討委員会の設置とその目的 ······	2
3. 今西氏屋敷学術検討委員会の経過 ······	3
第Ⅱ章 今西氏屋敷の位置と周辺の環境	
1. 今西氏屋敷周辺の地形 ······	5
2. 今西氏屋敷の地理的環境 ······	7
3. 今西氏屋敷成立の歴史的前提 ······	8
第Ⅲ章 現在の今西氏屋敷	
1. 屋敷地の状況 ······	17
2. 建造物について ······	19
3. 屋敷周辺について ······	20
4. 今西家墓所の現状調査 ······	21
第Ⅳ章 今西氏に関するこれまでの研究について ······	33
第Ⅴ章 考古学による検討	
1. 既往の発掘調査について ······	36
2. 今西氏屋敷における基本層序 ······	38
3. 遺構・遺物の概略 ······	42
4. 考古学からみた今西氏屋敷の変遷 ······	54
5. 出土遺物からみた今西氏 ······	56
第Ⅵ章 地理学による検討	
1. 個別資料の検討 ······	57
2. 絵図・地図図・航空写真からみた今西氏屋敷 ······	65
第Ⅶ章 文献史学による検討	
1. 検討の前提 ······	67
2. 『今西家文書』にみる今西氏の行動範囲と活動拠点 ······	69
3. 今西氏屋敷と南郷春日社 ······	71
4. 今西氏屋敷の範囲 ······	72
第Ⅷ章 総 括	
1. 今西氏屋敷の変遷 ······	76
2. 今西氏屋敷の範囲について ······	77
3. 今西氏屋敷の特長 ······	80
付) 参考文献・補足等 ······	81

挿 図 目 次

- 第1図 今西氏屋敷主要遺構の名称 ······ II
第2図 豊中市内遺跡分布図 ······ 4
第3図 今西氏屋敷周辺における微高地の分布 ··· 5
第4図 豊中市内の地形と集落・遺跡の分布 ······ 6
第5図 垂水西牧樅坂郷西部域における9～11世紀前半の状況 ······ 9
第6図 中世前期における集落の動態 ······ 10
第7図 「垂水西御牧樅坂郷田畠取帳」(下)にみる屋敷・堤・川等の分布 ······ 11
第8図 「垂水西牧内靈林院領田畠取紙」にみる「畠之外」等の分布 ······ 13
第9図 13世紀後半以降の樅坂郷西部(発掘調査関係) ······ 14
第10図 14世紀後半頃の樅坂郷西部 ······ 15
第11図 盛り土状遺構 ······ 17
第12図 今西氏屋敷とその周辺 ······ 17
第13図 274「南郷今西屋敷絵図」文政6年 ······ 18
第14図 主 屋 ······ 19
第15図 南郷春日社 ······ 19
第16図 長屋門 ······ 20
第17図 末 社 ······ 20
第18図 今西家墓所 ······ 20
第19図 今西家墓所 墓石配置図 ······ 21
第20図 今西家墓所 墓石群設定期 ······ 22
第21図 組合せ式五輪塔 ······ 23
第22図 一石五輪塔 ······ 23
第23図 角形仏像 ······ 24
第24図 丸彫形仏像 ······ 24
第25図 駒 形 ······ 24
第26図 柳 形 ······ 24
第27図 無銘角柱 ······ 24
第28図 丘状頭角柱 ······ 24
第29図 尖頭角柱 ······ 25
第30図 平頭角柱 ······ 25
第31図 竆塔婆 ······ 25
第32図 無縫塔 ······ 25
第33図 「小曾根郷六箇村絵図之写」に描かれた福寿院 ······ 28
第34図 今西家十居屋敷図 ······ 35
第35図 今西氏屋敷調査地位置図 ······ 36
第36図 今西氏屋敷調査範囲図(1:1,000) ··· 37

- 第37図 主屋南壁面断面図 (1:40) ······ 38
 第38図 上間断面模式図 (1:20) ······ 39
 第39図 台所西壁上層断面図 (1:40) ······ 39
 第40図 今西氏所敷基本層模式図 ······ 40
 第41図 第Ⅱ2層出土遺物 (1~3/1:3 4~7/1:4) ······ 42
 第42図 第7次調査区平面・断面図 (1:120) ······ 44
 第43図 堀1出土遺物 (1~15/1:3 16~20/1:4) ······ 45
 第44図 第3次調査区平面図 (1:200) ······ 46
 第45図 堀2最下層出土遺物 (1:3) ······ 46
 第46図 第1次調査区第3トレチ平山断面図 (1:100) ······ 47~48
 第47図 第1次調査区 堀2断面図 (1:40) ······ 47~48
 第48図 堀3・区画溝1・2断面図 (堀3 1:25 区画溝 1:20) ······ 49
 第49図 区画溝1・2出土遺物 (1:3) ······ 50
 第50図 旧居宅(宝永の火災以前)廻連構 (1:125) ······ 50
 第51図 上屋縁石配置図 (1:100) ······ 51~52
 第52図 今西氏屋敷内古井採遺物 (1~2/1:3 3~4/1:4) ······ 54
 第53図 「小曾根郷八箇村給岡之写」(伝)文化七年 ······ 57
 第54図 絵図中の今西氏屋敷 ······ 58
 第55図 「大阪府管下摂津国豊島郡演村地図」 ······ 59
 第56図 「演村全図」 ······ 60
 第57図 「大字図」 ······ 61
 第58図 昭和3年航空写真 ······ 62
 第59図 昭和17年航空写真(拡大) ······ 62
 第60図 昭和17年航空写真 ······ 63
 第61図 昭和20年航空写真 ······ 64
 第62図 昭和20年航空写真(拡大) ······ 65
 第63図 条里復元岡における今西氏屋敷の位置 ······ 73
 第64図 「演村全図」による今西氏屋敷範囲と堀の位置 ······ 79

表 目 次

- 第1表 今西氏屋敷周辺確認調査一覧 ······ 11
 第2表 墓石觀察表 ······ 29
 第3表 墓石紀年銘一覧 ······ 31

図 版 目 次

図版 1 今西氏屋敷の現況 1

1. 今西氏屋敷遠景（天竺川から）
2. 今西氏屋敷近景（南から）

図版 2 今西氏屋敷の現況 2

1. 上屋（北西から）
2. 上屋（南から）

図版 3 今西氏屋敷の現況 3

1. 南郷春日神社
2. 尾宅邸西側の盛り土状遺構（十星推定部分）

図版 4 今西氏屋敷の現況 4

1. 末社全景（北西から）
2. 末社頂部（西から）

図版 5 今西家墓所 1

1. 今西家墓所（南から）
2. 今西家墓所全景 1（大竺川堤防から）

図版 6 今西家墓所 2

1. 今西家屋敷全景 2（大竺川堤防から）
2. 松林寺火災後採集石造物群

図版 7 今西家墓所墓塔・墓標群 1（1～8-2）

図版 8 今西家墓所墓塔・墓標群 2（9～14）

図版 9 今西家墓所墓塔・墓標群 3（15～23）

図版 10 今西家墓所墓塔・墓標群 4（24～32）

図版 11 今西家墓所墓塔・墓標群 5（33～40）

図版 12 今西家墓所墓塔・墓標群 6（41～49）

図版 13 今西家墓所墓塔・墓標群 7（50～57）

図版 14 今西家墓所墓塔・墓標群 8（58～72）

図版 15 今西家墓所墓塔・墓標群 9（73～81）

図版 16 今西家墓所墓塔・墓標群 10（82～90）

- 図版 17 今西家墓所墓塔・墓標群 11
91～114-3・松林寺火災後採集石造物 1～3

図版 18 今西家墓所墓塔・墓標群 12

松林寺火災後採集石造物 4～7

図版 19 今西氏屋敷主屋内の発掘調査 1

1. 主屋礎石配置状況（第4・5次調査区東から）
2. 土屋内第3層上面（第4・5次調査区東から）

図版 20 今西氏屋敷主屋内の発掘調査 2

1. 上岸内第3層上面（第4・5次調査区西から）
2. 墓 3（第4・5次調査区西から）

図版 21 今西氏屋敷周囲の発掘調査 1

1. 墓 2（第1次調査区第3トレンチ南半部）
2. 旧居宅部分（第1次調査区第3トレンチ北半部）

図版 22 今西氏屋敷周囲の発掘調査 2

1. 墓 2 北西屈曲部（第6次調査区第1トレンチ）
2. 墓 2（第6次調査区第4トレンチ）

図版 23 今西氏屋敷周囲の発掘調査 3

1. 墓 1・2（第3次調査区第1トレンチ）
2. 墓 1・2（第3次調査区第2トレンチ）

図版 24 今西氏屋敷周囲の発掘調査 4

1. 第7次調査区南半部（北から）
2. 第7次調査区北半部（南から）

図版 25 「小曾根郷八箇村絵図之写」と航空写真 1

豊中市における今西氏屋敷の位置

図版 26 「小曾根郷八箇村絵図之写」と航空写真 2

昭和 20 年の航空写真（米沢撮影）

図版 27 「小曾根郷八箇村絵図之写」と航空写真 3

「小曾根郷八箇村絵図之写」（伝 1810 年）

第Ⅰ章 今西氏屋敷学術検討委員会について

1. 今西氏屋敷学術検討委員会設立にいたる経緯

今西氏屋敷は、春日社領垂水西牧坂郷に下向し、現地において莊園經營を行った目代今西氏の屋敷である。その屋敷は、現存する中世莊官邸として、「方二町の壮大な屋敷地が復元可能であること、建物は再々の火災で倒壊を留めないものの、建築年次はほぼ推定されること、さらには今西氏に伝来する古文書は、現地支配した垂水西牧に關する莊園の景観や莊園支配のあり方などを伝える」ものであり、古くより歴史的、學術的に重要な史跡として周知されてきた。

上述の理由をもとに、昭和47年（1972年）3月31日に現在の屋敷地である豊中市浜1丁目400-1・400-2・401-1・401-2・387・3074-2が、大阪府史跡に指定された。その後、周辺における住宅開発が著しく進行する中、末社と呼ばれる塚が現存する水田などの周辺部分についても、可能な限り保全する必要が生じた。そのため、平成元年（1989年）には浜1丁目399-1、平成4年（1992年）には岡402-2・405・406・407・408・409が追加指定され、今西氏が所有する10,645.9m²が大阪府指定史跡となった。

その後、周辺の住民から指定地およびその周辺における環境整備の要望が挙げられ、地域における史跡のあり方が課題となった。この課題について、大阪府教育委員会と豊中市教育委員会は協議を行い、今西氏屋敷の整備に先立ちその範囲を特定する必要があることで、共通の認識を得るにいたった。そこで、今西氏屋敷の周辺に巡らされた掘の位置を確定するために、平成4年（1992年）10月19日から重要遺構確認調査を実施することになった。

以上の経緯により、今西氏屋敷の範囲確認にかかる第1次調査が、現屋敷南側の空閑地で行われた。この調査では、屋敷南辺を区切る大規模な堀跡（堀2）が確認されたほか、15世紀に遡る屋敷関連遺構が検出されるなど、多くの成果が得られた。平成6年（1994年）には、調査区の正確な位置を把握するために、今西氏屋敷とその周辺について基準点測量を行い、縮尺1/200の周辺測量図を作成した。平成8年（1996年）には、屋敷北側の休耕地において第2次調査を行なうことになった。しかし、この調査では水田遺構以外の遺構ではなく、推定範囲を再検討する必要が生じた。

その一方で、平成7年（1995年）1月に起きた阪神淡路大震災で、今西氏屋敷は大きな被害を受け、解体修理の必要が生じた。これを行うにあたって、現家屋下に鉄筋コンクリートによる布基礎を配置するため、礎石等の抜去はもとより、基礎撤去に伴い旧屋敷関連遺構も損傷することが予見された。そこで、今西氏、大阪府教育委員会、財團法人建築研究協会、豊中市教育委員会で協議した結果、現建物の礎石配置等を記録保存すること、また屋敷内における遺構の保存状態を確認することを目的に主屋部分の発掘調査を行なうことになった。

調査の結果、各時期にわたる風呂釜遺構や雨落などの遺構が、構造上の変遷がたどれる状態で確認されるとともに、現地表而下25cmのところで旧主屋に関する遺構面を検出した。以上の調査結果をうけて、建築計画ではこれら重要な遺構に關する保存処置を念頭において設計変更がなされ、平成12年（2000年）に今西氏屋敷の解体修理は完了した。解体修理では、主屋ならびに南郷春日社本殿の棟札が確認され、これまで不明瞭であった建築時期が確定されるなど、建造物について

2. 今西氏屋敷学術検討委員会の設置とその目的

も大きな成果が得られた。これらの成果については、財團法人 建築研究協会によって「大阪府指定史跡 今西氏屋敷災害復旧工事報告書」にまとめられた（財團法人 建築研究協会 2000）。また、その翌作には範囲確認調査が再開され、もっとも調査しにくい居宅西側において、第2次調査区で確認されなかった塀の北西隅曲部を検出し、当初の目的を達成することになった。

以上、過去5次にわたって行なわれた範囲確認調査および居宅部分にかかる発掘調査の成果と、今西氏屋敷の周辺で行なわれた第3次、第7次調査の成果をあわせて、「大阪府指定史跡 春日大社南郷目代今西氏屋敷」にまとめられ、平成17年（2005年）にその成果が公開された。

一方、平成13年（2001年）から3カ年にわたり、今西氏が所有する文書の調査が行なわれた。当調査では、史料のほぼ全点をカラーボジ写真で撮影し、『豊中市史』に掲載されなかつた若干の史料も採録された。これら文書調査の成果は、『春日大社南郷目代 今西家文書』において全点翻刻およびカラー図版で掲載するかたちにまとめられ、平成16年（2004年）3月に刊行された。そして、中世後期における目代今西氏の活動や、春日社領垂水西牧の実像を伝える『今西家文書』の全体像があらためて示されることになった。

2. 今西氏屋敷学術検討委員会の設置とその目的

これら発掘調査報告書ならびに文書調査報告書、災害復旧工事（建築調査）報告書の刊行により、今西氏ならびに今西氏屋敷の具体像が公に示されることになった。そして、今西氏屋敷が江戸時代中期に建築された主屋・神社、さらに戦国期に遡る基所などと一体になって景観を構成し、しかも現存する莊官屋敷として、貴重な史跡に位置付けられることになった。さらに、先の発掘調査報告書において、南郷春日社の創建にはじまる今西氏屋敷の展開や、その背景にある奈良春日社による莊園経営の転換などが明らかにされた。これらのことから、伝来する文書から解明されている目代今西氏の実像とあわせて、日本史的に重要な史跡として注目されるようになった。

このような経緯のもと、今西氏屋敷の歴史的重要性をより明確にする必要性が認識された。そこで豊中市教育委員会は、文化庁ならびに大阪府教育委員会の指導のもと、文献史学・地理学・考古学の学識経験者からなる今西氏屋敷学術検討委員会を設置し、この課題に取り組むことにした。なお、当委員会の構成は、以下に記すとおりである。

今西氏屋敷学術検討委員会

委員長	藤井 譲治	(京都大学大学院教授)	文献史学（近世史）
副委員長	小林 茂	(大阪大学大学院教授)	地理学
委 員	小林 基伸	(大手前大学准教授)	文献史学（中世史）
	中川 すがね	(甲子園大学准教授)	文献史学（近世史）
	仁木 宏	(大阪市立大学大学院准教授)	文献史学（中世史）
	高橋 照彦	(大阪大学大学院准教授)	考古学

3. 今西氏屋敷学術検討委員会の経過

当委員会は、平成 19 年（2007 年）11 月 1 日に設置され、平成 20 年（2008 年）3 月 31 日までに 3 回の検討会を開催し、今西氏屋敷に関する各分野にかかる検討がなされた。なお、資料等に関する詳細な検討は、各委員と事務局担当者の間で個別に行った。委員会における検討内容の概略は、以下に記すとおりである。

第 1 回検討委員会（平成 19 年 11 月 1 日）

- ・委員長・副委員長の選出
- ・今西氏屋敷に関する既往の調査成果と問題点の確認（中世における今西氏屋敷の範囲等）
- ・今後の検討方法に関する課題の抽出（地理学・文献史学による検討方法等）

第 2 回検討委員会（平成 19 年 12 月 23 日）

- ・検討委員による今西氏屋敷現地視察
- ・今西家文書に関する検討結果の報告とその検証
- ・航空写真・古地図等の分析に関する検討

第 3 回検討委員会（平成 20 年 3 月 16 日）

- ・文化庁主催「中世城館遺跡・近世大名家墓所等の保存検討委員会」参加に関する報告
- ・地籍図に関する地理学的検討の成果報告
- ・今西家墓所に関する現状調査成果の報告
- ・各分野に関する総括的見解の検討

付) 今西氏屋敷に関する調査の履歴

- 平成 4 年（1992 年）10 月 19 日～11 月 30 日 今西氏屋敷第 1 次発掘調査（範囲確認調査）
平成 6 年（1994 年）2 月 21 日～3 月 31 日 今西氏屋敷及び周辺における測量調査
(平成 7 年（1995 年）12 月 1 日～平成 12 年（2000 年）3 月 31 日 阪神淡路大震災に伴う解体修理)
平成 8 年（1996 年）2 月 19 日～3 月 19 日 今西氏屋敷第 2 次発掘調査（範囲確認調査）
平成 8 年（1996 年）4 月 24 日～6 月 28 日 今西氏屋敷第 3 次発掘調査（民間事業に伴う発掘調査）
平成 9 年（1997 年）2 月 3 日～3 月 31 日 今西氏屋敷第 4 次発掘調査（解体修理に伴う発掘調査※第 1 回）
平成 9 年（1997 年）6 月 2 日～8 月 29 日 今西氏屋敷第 5 次発掘調査（屋根体修理に伴う発掘調査※第 2 回）
平成 12 年（2000 年）2 月 28 日 第 1 回今西家文書調査検討会議（以後、継続的に開催）
平成 13 年（2001 年）6 月 4 日～8 月 31 日 今西氏屋敷第 6 次発掘調査（範囲確認調査）
平成 13 年（2001 年）10 月 10 日～11 月 13 日 今西家文書調査
平成 14 年（2002 年）10 月 23 日 今西家文書調査（追加調査）
平成 16 年（2004 年）3 月 31 日『春日大社南郷日代 今西家文書』刊行
平成 17 年（2005 年）1 月 7 日～3 月 31 日 今西氏屋敷第 7 次発掘調査（地区会館建築に伴う発掘調査）
平成 17 年（2005 年）3 月 31 日『大阪府指定史跡 春日大社南郷日代 今西氏屋敷』刊行
平成 19 年（2007 年）11 月 1 日～平成 20 年（2008 年）3 月 31 日 今西氏屋敷学術検討委員会
平成 20 年（2008 年）1 月 17 日～1 月 23 日 今西家墓所現状調査



1. 大曾根小塚原	12. 高木道跡	23. 有松古墳	34. 丸山古墳	45. 滝所古墳	56. 朝所古墳	68. 小曾根古墳	78. 佐内道跡
2. 猪俣石臼町古墳群	13. 北力柏山道跡	24. 高幡山道跡	35. 野川史跡群	46. 施作冢道跡	57. 石井町古跡	69. 春日大太麁御代代	79. 井江道跡
3. 伊賀御室	14. 有刀柏山道跡	25. 分寺古墳群	36. 999古墳群	47. 黒田古墳(北端)	58. 石神町古跡	今西氏遺物	80. 井木道跡
4. 伊賀春日町・深澤	15. 武能北(吉の岡)	26. 伊賀志上古墳群	37. 300古墳群	59. 旗山古墳(山城)	60. 今内古墳	70. 三之庄遺物	81. 仁葉谷道跡
5. 少壯御室	16. 豊能	27. 合寺生守寺古墳群	38. 楠原古墳群	61. 黒立古墳	62. 共食丘古墳	71. 小曾根古墳跡	
6. 武能田御室・豊安御室	17. 仁和寺御室	28. 不可道跡	40. 法林寺道跡	50. 曹叡東御室	63. 共宿御室	72. 上安國御室跡	
7. 鮎川行山御室・行山	18. 仁和寺道跡	29. 新化道跡	41. 梅輪古墳	51. 行知町古墳	64. 保名御室	73. 保科行山御室跡	
8. 仁喜下山御室跡	19. 仁和寺御室	30. 真桑古墳群	42. 稲荷古墳	52. 行知町古墳	65. 行吉古墳	74. 上津古道跡	
9. 井筒山古墳	20. 万葉古道跡	31. 真ノ道跡	43. 人頭山御室行手配	53. 仁良古墳	66. 高瀬古墳	75. 上津古道跡	
10. 仁和寺御室	21. 仰冲山古墳	32. 山ノ上道跡	44. 仁和寺御室	55. 仁和寺	67. 建鏡寺跡	76. 建鏡寺・仁和寺跡	
11. 丙御室	22. 野造跡	33. 新井古墳群		68. 仁和寺	77. 仁目遺物		

第2図 豊中市内遺跡分布図

第II章 今西氏屋敷の位置と周辺の環境

1. 今西氏屋敷周辺の地形

豊中市は、猪名川を介して兵庫県と、また神崎川を介して大阪市と接する。市域は、北部の待兼山丘陵や通称「農中台地」と呼ばれる比較的起伏の乏しい丘陵部と、南～西部に広がる西大阪平野の二つに大きく区分できる。この中で、今西氏屋敷は神崎川と天竺川・高川の沖積作用によって形成された、豊中南部一帯に広がる西大阪平野北部の低地に位置する。

今西氏屋敷周辺の地形的特徴を細かくみると、居宅部北側を頂部に、南側に向かって傾斜するており、屋敷の南北では若干の高低差があることが指摘できる。また、現在の居宅部南端とその南側の空闊地（旧居宅部南側）の比高差は、0.65mをはかる。さらに、明治40年（1907年）まで南郷



第3図 今西氏屋敷周辺における微高地の分布

春日社が位置した屋敷北半部は、現居宅部より30cmほど高い。このことは、274「南郷今西屋敷絵図」に「是より北宮之地面咫尺程外ノ地面とハちがう」と記述されていることからも裏付けられる。また、これらが後世の盛り土ではないことは、第4・5次調査やそのほかの工事立会等によつて確認されている。のことから居宅の北半部から神社域にかけての一帯が、中世段階で周辺より1m以上高くなることは明らかである。よつて、屋敷のうち南郷春日社と居宅部分（北半分）は、砂堆状の微高地（微高地1）に立地すると言える。微高地1の形成時期は不明であるが、2「垂水西御牧桜坂郷田畠取帳」（下）には、居宅・南郷春日社が位置する5条1里30坪に「堤小」と記されており、これに比定できる可能性がある。それに従うならば、微高地の形成時期は12世紀末以前となる。なお、微高地1の南に、別の微高地（微高地2）が存在することが想定されている。微高地2は、今西氏屋敷周辺の基本層序の分析から、12世紀後半以降に第VII・VIII層が堆積して形成されたと推定される。微高地2上面からは、溝1・溝2などの遺構（第3次調査区）が確認されているが、集落に直接関連する遺構は確認されていない。また、今西氏屋敷周辺の基本層序の分析から、12世紀後半から14世紀にかけて、微高地1の周辺は排水不順な環境であったと考えられる。このことも、微高地2の形成と関連する可能性がある。

一方、屋敷の周辺に広がる低地をみると、天竺川、高川という小河川が平野を南北に貫流している。低地部では、そうした小河川の沖積作用による影響を大きく受けている。

弥生時代終末期から鎌倉時代頃にかけて、天竺川は現流路より西方に流れているため、現天竺川より東側では、この時期にかけての水成層はあまり堆積せず、比較的安定した状況が続く。しかし、鎌倉時代後期からは頻繁に河川氾濫が起きたらしく、この時期から室町時代にかけての水成層は、小曾根遺跡第15次調査区のように多いところでは50cm以上も堆積する。河川氾濫が頻繁におき

1. 今西氏屋敷周辺の地形



第4図 豊中市内の地形と集落・遺跡の分布

(図中の番号は、第2図に対応する。)

るようになった原因は明確にできないが、上流部における開発の進展などの要因が考えられる。

15世紀になると、次第に水成層の堆積が鈍化し、再び安定しあらわす。これは後に述べるように、鎌倉時代後期に始まる大型水路の整備や、その後に行われる天竺川の直線河道化など、治水事業との関連を考慮する必要があるだろう。

以上、今西氏屋敷は小規模な微高地1を中心立地するが、その周囲は周辺の河川による沖積作用の影響を受けながら刻々と変化する、不安定な湿地や水田が広がる環境にあったと言えよう。

2. 今西氏屋敷の地理的環境

今西氏屋敷の立地について、垂水西牧権坂郷における集落・街道・市庭・水路との関係から概観する。

今西氏屋敷の周辺をみると、屋敷の東方には垂水西牧権坂郷5カ村の一つ、小曾根村がある。また、その西方には天竺川を介して住吉市庭が、北西には「垂水西御牧権坂郷田畠取帳」(下)に記される住吉社が位置している。屋敷の南側には旧吹田街道が通り、また東側には「小曾根郷六箇村絵図之写」(第53図)に描かれている幹線水路の一つ、「中溝」(※通称「東さん溝」)が流れている。これらは、屋敷の立地を考える上で、重要な要素として挙げられる。

まず小曾根村との関連をみると、奈良春日社との関係を意識したと伝えられる東面に設置された南郷春日社と表門の位置が注目される。表門を東方に直進し中溝まで出ると、そこからは小曾根村が一望できる。『延享録』(藤澤1953)によると、かつてこの位置に「一鳥居」があったという。なお、鳥居の詳細については明確ではないが、今西氏屋敷には鳥居柱礎石が残されている。

また、屋敷の南側には、権坂郷を東西に横断する旧吹田街道が通っている。この街道は、吹田・権坂から住吉市庭をつなぎ、そこで能勢街道と交差する。その西方に続く延伸路は、穂積村を経て上津島に到る。旧吹田街道とその延伸路をあわせると、四大阪平野を横断する幹線路となる。ところで、上津島一帯には古代の港湾に埋没する可能性が考えられる上津島遺跡などがあり、また旧吹田街道沿いには平安時代中期の大型建物群(穂積遺跡第4次調査区)が確認されているほか、北条遺跡第6次調査区の付近には古代寺院が想定されている。このような古代遺跡の分布状況をふまえると、旧吹田街道は中世の垂水西牧権坂郷においても、重要な街道として機能したと考えられる。

その旧吹田街道と能勢街道、旧天竺川が交差する地点には、住吉市庭が立地する。ここが、垂水西牧権坂郷における物資集散の拠点であることはいうまでもない。市庭は、天竺川と通称「鰐ヶ淵」という旧遊水池を利用することで、河岸の一角をなす流通拠点である庄本遺跡(椋橋庄)へも容易に往来できる(豊中市教委2004)。中世前期の服部村集落・小曾根村集落の個々の建物群からは、東海系無釉陶器や防長系土器碗など、遠隔地からもたらされた搬入供賛物が出土する。これらは、住吉市庭を経由して訪れた、商職人たちの足跡を示すものと考えられる(椋田2004)。ところで、住吉市庭は6条1里23坪に所在する住吉社との関係が想定されているが、中世前期ではこの間に天竺川が流れしており、住吉社はむしろ小曾根村との関係を留意する必要がある。

さらに、屋敷東方の「中溝」は、(現)「山の池」を水源とする小曾根村の基幹水路の一つであり、その掘削時期は鎌倉時代後期に遡る。屋敷は水路の中流にあることから、水利の根幹をおさえるものではないが、下流域に対してある程度管掌できる位置にあったことは確かであろう。

このように今西氏屋敷の周辺には、垂水西牧権坂郷の交通・経済・水利に関わる重要な要素が集中する。これら街道・市庭・水路は、今西氏屋敷が成立する以前から存在していることは後に述べるが、そうした権坂郷の要衝とも言える場に今西氏屋敷は選地されている。

3. 今西氏屋敷成立の歴史的的前提

(1) 古代の豊中南部

縄文海進時、豊中市南部の穂積遺跡第14次調査区（豊中市教委1999）周辺は、水深5m前後 の干潟になることが知られている。今西氏屋敷第7次調査区でも、T.P.-0.5mのところで貝化石層を検出しており、同じような環境が推定できる。よって、この時期の当地一帯に、集落が展開する可能性は望めない。

そうした干潟が陸化し、本格的な集落が形成はじめるのは、今のところ弥生時代前期頃と考えられている。小曾根遺跡第7・13/16・15次調査区一帯では、この時期に遡る集落が確認されている（豊中市教委2003）。また、穂積遺跡第14次調査区とその周辺では、弥生前期後半の土器が河川跡などから出土しており、周辺に集落が存在した可能性がある。弥生中期になると、小曾根集落の周囲には方形周溝墓群が形成され、本格的に展開していく。

ところで、弥生中期の豊中北部では豊池北遺跡（宮ノ前遺跡）や新免遺跡において、比較的大規模な集落が展開する。このうち、新免遺跡の集落は中期後半から後期にかけて拡大し、その周辺に小集落が出現する。これに対して豊中南部一帯では、小曾根遺跡のほかに、豊島北遺跡（豊中市教委2008b）・服部遺跡（六甲山麓遺跡調査会1996）が豊中台地裾野に展開するだけで、北部と対照的なあり方を示す。このような状況は、弥生終末期に大きく変化する。

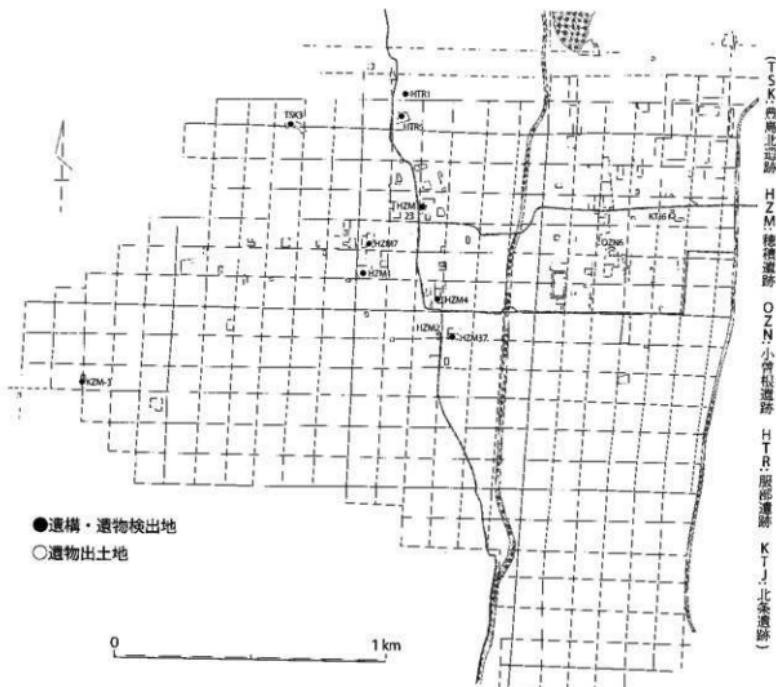
穂積遺跡では、古天竺川沿いに比較的大型の集落が、また北条遺跡でも集落が出現する。なお、小曾根遺跡の集落は北方に、また服部遺跡は東方に移動しつつ展開するが、この時期における集落の規模などについてまだ明確ではない。一方、墓地をみると、服部遺跡第4次調査区では前方後円形の周溝墓が、また豊島北遺跡第3次調査区では集落の西方に円形周溝墓群が、北条遺跡第1次調査区では方形周溝墓群が展開する（豊中市2005）。特に、服部遺跡第4次調査区の周溝墓は、占墳出現前夜の社会を考える上で重要視される。

なお、この時期の穂積遺跡は、第1次調査区で出土した青銅器細片や、第18次調査区の竪穴住居周溝から出土した連鑄式銅鐵未製品、第22次調査区で出土した鉄鋸（豊中市教委1998a）、そして第27次調査区のフイゴ羽口破片（豊中市教委2001）から、粗製銅鐵が生産されていたと推定されている。

一方、猪名川下流域一帯でも、利倉南遺跡や上津島遺跡、島田遺跡において集落が出現する。猪名川下流域から平野部にかけて多数の集落が一斉に出現する背景には、平野部における陸化の進展にあわせて、大阪湾岸における水上交通の発展が想定される。豊中南部の各遺跡で出土する各地の攝入土器や、穂積遺跡において粗製銅鐵を生産する集落が出現する背景は、そうした水運をはじめとする広域をつなぐ交通網の発展を前提にしたものと考えられる。

古墳時代前期後半になると、穂積遺跡と小曾根遺跡は共に集落の規模が縮小し、中期になるとその災害はわかりにくくなる。後期には、穂積遺跡第1次調査区で円墳が造営されるものの、その時期の集落は把握されていない。その一方で、北条遺跡第7次調査区では、弥生終末期に出現した集落が、この時期を通して継続し、また猪名川下流域の集落も継続的に拡大する。

7世紀になると、小曾根遺跡第12次調査区や豊島北遺跡第4次調査区で、この時期の集落や建



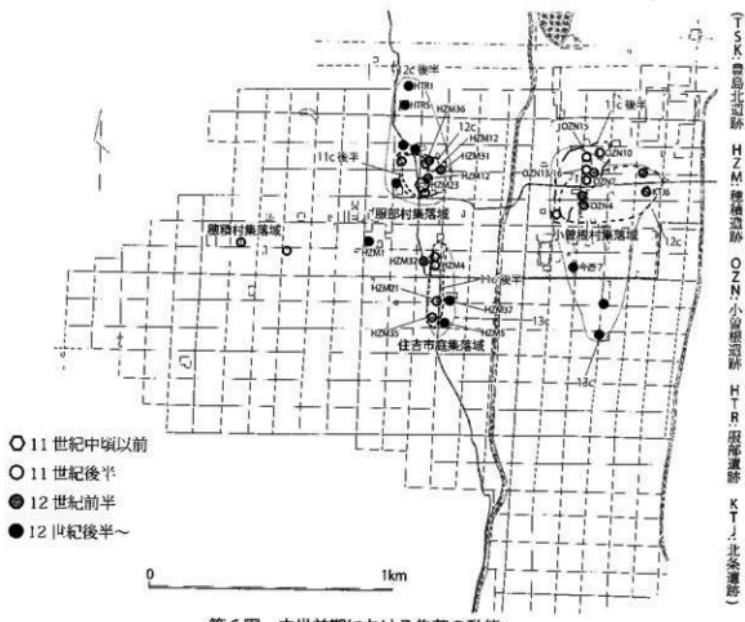
第5図 垂水西牧檍坂郷西部域における9~11世紀前半の状況

物群が確認されているものの、遺跡数自体は減少するかのようにみえる。北条遺跡第7次調査区では、入母屋造りの3間×4間の主屋と倉庫の可能性もある2間×3間の総柱建物によって構成される建物群が展開している。しかし、この時期の集落は、あまり調査されていないため、全体の動向を把握するにはいたらない。なお、北条遺跡第7次調査区の集落は8世紀のうちに廃絶する。

一方、北条遺跡第6次調査区や興島北遺跡第4次調査区（豊中市教委2008b）の周辺に、古代寺院が造立された可能性が考えられる。今のところ、瓦や円面鏡などの遺物による推定にとどまるが、その付近に中世まで遡る可能性が高い寺院が存在することは注意される。

また、平安時代前期から中期にかけては、小曾根遺跡・穂積遺跡・豊島北遺跡・服部遺跡の各所で建物群やそれに関連する遺構・遺物が確認されている。これらの中には、豊島北遺跡第3次調査区のように明らかに単独で展開する建物群があり、この時期までに古代前期の集落が解体した可能性が考えられる。また、10世紀前半には穂積遺跡第4次調査区周辺において、大型掘立柱建物が展開する。この建物群については、官衙との関連も考えられるが、この時期には官衙遺跡の多くが衰退しており、その性格については検討の余地を残している。

なお、このような官衙的な建物群は10世紀後半に廃絶し、また単独で展開する建物群もそのほとんどが11世紀中頃までに廃絶する。11世紀中頃までに單独の建物群が廃絶する状況は、河内



第6図 中世前期における集落の動態

でも確認されており、大阪平野北部における集落史上の画期と言える。

(2) 垂水西牧櫻坂郷の形成

平安時代中期までの豊中市南部の様相は不明瞭であったが、11世紀中頃を境にその状況は一変する。この時期、小曾根遺跡第7・10・13/16・15次調査区を中心に、中世前期の櫻坂郷を構成する村落の一つ、小曾根村の集落が可視的な集落域を形成はじめる。また、史料では遅れて現れる服部村も、11世紀中頃から集落を形成はじめる。この時期の徳積村集落については、本格的な発掘調査が行われていないが、確認調査で11世紀後半の遺構等が検出されている。よって、この時期に櫻坂郷（西部）を構成する、それぞれの集落が形成はじめる。

ところで、服部村集落の場合は、第23次調査区の11世紀初頭から展開する建物群の周囲に、いくつかの建物群が出現し、これによって集落が成立すると推定される。このような集落形成過程は、小曾根遺跡ではまだ確認できないが、市内の山ノ上遺跡や栗生間谷遺跡（大阪府箕面市 大阪府文化財センター 2003）、川除・藤ノ木遺跡（兵庫県三田市 兵庫県教委 1992）など、摂津一带の集落遺跡ではほぼ共通する。また、長原遺跡などのように河内でも広く認められる（大阪府教委・大阪府文化財調査研究センター 2000）。さらには、八坂本庄遺跡・八坂中遺跡（大分県築城市 大分県教委 2003）のように共通する事例は各地で認められる。少なくとも西日本において、11世紀後半における集落形成過程は共通しており、ある規範のもとで集落が形成されることが指摘できる。この現象は、この時期の地域形成のあり方を考える上で重要となるので、参考までに提示しておく。



第7図 「垂水西御牧櫻坂郷田畠取帳」(下)にみる屋敷・堤・川等の分布

一方、櫻坂郷の流通拠点である住吉市庭の集落も、この時期に現れる。この集落は、先に取り上げた小曾根・服部村集落と異なる特徴を呈する。小曾根・服部村集落は、耕地を挟んで個々の建物群が緩やかにまとまって集落を構成するが、住吉市庭の集落は区画溝を挟んで建物群が隣接する、いわゆる集村的な景観を呈する。また、第4次調査区では、まとまった量の鉛滓やフイゴ羽口などが出土したほか、銭貨埋納ピットも検出している。このほか、搬入供膳具も多く出土しており、商職人が居住するような町場的な景観が、住吉市庭の集落には見出される(豊中市教委2005-付論)。

ところで、櫻坂郷という地域名称が史料上で確認できるのは、文治5年(1189年)の1・2「垂水西御牧櫻坂郷田畠取帳」である。よって11世紀後半に、当地域が櫻坂郷という名称で把握されていたのかは不明である。しかし、櫻坂郷(西部)を構成する集落や流通拠点がこの時期に揃って出現し、また垂水西牧も撰閑家の莊園として康平5年(1062年)に初見する。⁸²

(3) 文治5年前後の櫻坂郷西部

12世紀中頃を境に、小曾根村集落の中心部は小移動するようである。先に挙げた小曾根跡第7・10・13/16・15次調査区の建物群は、この時期に廃絶する。そして、やや南の第4次調査区周辺を中心に新たな建物群が出現する。また、集落中心部の移動とは別に、集落域が拡大する傾向が認

3. 今西氏屋敷成立の歴史的前段

められる。北条遺跡第6次調査区では11世紀末にはじまる建物群が、また今西氏屋敷第7次調査では12世紀後半、そのほか各所の確認調査で12世紀にはじまる建物群の存在が推定されている。

11世紀末以降に集落域が拡大しはじめる傾向は、服部村集落でも指摘できる。服部村集落では、11世紀末に中心的な建物群（穂積遺跡第23次調査区）から北方100m（穂積遺跡第36次調査区）まで、その領域を拡大し、その後13世紀前半には150m以上の範囲にわたって拡散するように、各所で建物群が展開する（豊中市教委1998b・2008c）。なお、服部村では集落域が拡大する時期に、その中心部における建物群に変動は認められず、外縁部に出現した建物群は新興の農民層と言える。

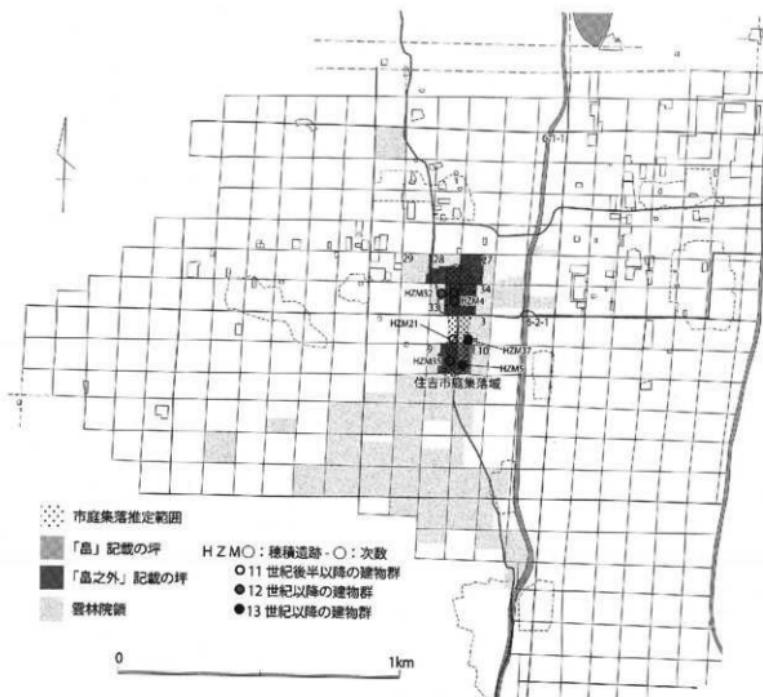
ところで、2「垂水西御牧櫻坂郷田畠取帳」（下）には、「屋敷」が所々に記載されている。しかし、史料に記された屋敷の分布は12世紀に領域を拡大した集落の一端を示したものであり、必ずしも集落そのものの実態を示すものではないことは、これまで述べてきた集落の展開から指摘できる。その一方で、2「垂水西御牧櫻坂郷田畠取帳」（下）をはじめとする『今西家文書』中の土地台帳は、郷内の景観などを知る上で重要な情報を有している。

たとえば、2「垂水西御牧櫻坂郷田畠取帳」（下）には、6条1里23・26坪に「住吉敷地」とあり、現在同坪に所在する住吉神社が、当史料が作成されるまでに勧請されていたことがわかる。また、6条1里1坪・2坪・10坪・15坪には「溝」が、6条1里22・27・34坪、6条2里3・4・5・9・15・22坪には「川」が記載されている。これらの位置を条里復元図（第7図）に示すと、この時期の天竺川流路が推定できるようになる。これに従うと、中世前期の天竺川は丘陵網野部から南西方向に流路を変え、住吉社の西を南流し、住吉市庭のほぼ中央付近を横断して、分流の一つは桜橋荘との境界となる「鯉ヶ淵」へ注ぎ込むことになる。これまで行われてきた確認調査においても、3カ所で天竺川旧河道と考えられる河川跡を確認している。これらをみると、2「垂水西御牧櫻坂郷田畠取帳」（下）に記された範囲よりも広く、河道が動いていた可能性が想定できる。

一方、先に述べた住吉市庭の位置は、2「垂水西御牧櫻坂郷田畠取帳」（下）には記されていない。また、数ある『今西家文書』の土地台帳においても市庭の存在は、19「櫻坂郷内東方貞和五年目録」（1350年）の「二斗二升 住吉市庭免」と、25「垂水西牧四百八十町田数注文」（1401年）の「三反 市庭免」に限られる。このため、『今西家文書』からは市庭の存在は断片的に知られるだけで、実態はわからない。しかし、字「市場」における穂積遺跡第4次調査を契機に、発掘調査で把握できた住吉市庭集落の範囲は、6条1里33坪・6条2里3・4・9・10坪の各一部であり、実際の範囲はこれより広がると予測されるようになった。これらの坪を、2「垂水西御牧櫻坂郷田畠取帳」（下）で照合すると、住吉市庭集落のほとんどが雲林院領にあったことがわかる。そこで注意されるのが、12「垂水西牧内雲林院領田畠付帳」（年不詳）である。同史料には表題等は記されていないが、記載された坪の内容から、垂水西牧内の雲林院領にかかる土地台帳と推定されている。また、作成された時期も明確ではないが、後に述べる穂積村田堤の建設による集落の廃絶（移動）などを加味すると、15世紀以前と考えられる。

その内容をみると、「島之外○反」あるいは「島外○反」といった記述が、6条1里27～29・33・34坪、同2里9坪の6カ所に確認される。これら「島之外○反」などが、水田を示す可能性も考えられるが、この史料だけでは断定できない。ただ、隣接する6条2里3・10坪には、「島」が注記されており、「島之外○反」の周辺には「島」があること、またこれらは雲林院領が面的に展開する部分の北端に集中していることだけは言える。

そこで「島之外○反」が、坪を超えてまとまる一つの地目と考え、参考までに条里復元図（第8



第8図 「垂水西牧内雲林院領田畠畠付帳」にみる「畠之外」等の分布

図) 上に組み合わせてみると。そうすると 29 坪を除いて、その範囲は 13 世紀の住吉市庭集落域と概ね一致することがわかる。史料からは特定できない「畠之外○反」が、発掘調査で確認された集落域の復元から「住吉市庭」そのものになる可能性が示されよう。

このことは、『今西家文書』と発掘調査成果を、相互補完的に検討することの有効性を示す一例と言える。このようにみると、5 条 1 里 5 坪にみる村寺（安徳寺）や 6 条 1 里 32 坪に福田寺の寺敷も、今後発見される可能性が高いと考えられる。やがて、2 「垂水西御牧樅坂郷田畠取帳」（下）に示された樅坂郷西部の景観が、発掘調査によって復元されるものと期待される。

(4) 転換期の垂水西牧樅坂郷

13世紀後半から末にかけて、小曾根村集落ではそれまで展開していた建物群が廃絶する。服部村集落の場合、この時期以降に継続する建物群もあるが（穂積遺跡第 12・23・36 次調査区）、それは現在の集落内に位置するものに限定される（豊中市教委 1998b・2008c）。この時期から服部村集落の建物群は、その周囲に区画溝を巡らし、密集はじめる（穂積遺跡第 31 次調査区ほか）。一方、小曾根村・穂積村現集落でも、それぞれの確認調査で 13 世紀後半から近世に続く遺構群を確認しており、この時期から現在の集落が形成されはじめるものと推定される。

3. 今西氏屋敷成立の歴史的前段



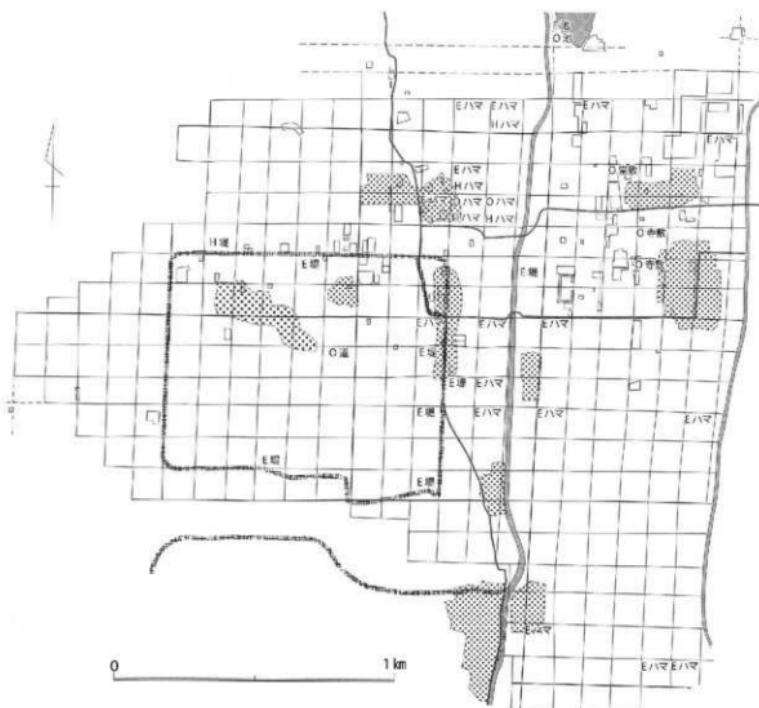
第9図 13世紀後半以降の櫻坂郷西部（発掘調査関係）

13世紀後半を境に、それまで拡張的に拡大していった各村落の集落は、現在の旧集落域とその周囲まで収縮するとおり、いわゆる集村化が行われる。

一方、この時期には、小曾根村の基幹水路の一つである「中溝」が掘削されはじめる。「中溝」の規模は、幅4m以上・深さ1m前後と推定される。これ以外にも、小曾根遺跡第7・13/16・15・24・25次調査区において、幅3~4m、深さ1m前後の大型水路が確認されている。このうち、第25次調査区の溝は13世紀後半に、小曾根遺跡第7・13/16・15・25次調査区の溝は14世紀前半に比定され、この時期にかけて小曾根村一帯に大型水路が開削されはじめることが指摘できる。

穂積村・服部村の状況はまだ明確ではないが、穂積遺跡第12次調査区では集落内に幅6m以上という大型水路あるいは貯留池と考えられる遺構が13世紀中頃に開削される。小曾根村にみる水利の整備は、穂積・服部村でも行われた可能性が高い。

また、貞治5年（1366年）の3「垂水西牧櫻坂方御牧名寄帳」の「為末名」には「同（十二条）六リ卅四ノ 一反 池也」、4「垂水西御牧小曾祢名帳」の「四郎太郎名」には、「（十二条六リ）卅四ノ 一反 池也」とある。この池は、現在の「山ノ池」に比定される。「小曾根六箇村絵図之写」（国版27参照）をみると、「山ノ池」から「中溝」に用水が供給されていることが確認できる。つまり、小曾根村東部の「中溝」を基幹とする用水網は、13世紀後半に整備されはじめ、その後14世紀中頃までには概ね完成すると言える。



第10図 14世紀後半頃の樅坂郷西部
E:3「垂水西牧樅坂方御牧名寄帳」O:4「垂水西御牧小曾祢名帳」H:5「垂水西牧穂積名寄帳」

このように、集村化と大型水路の掘削という二つの現象によって、先に挙げた「小曾根六箇村絵図之写」に見える景観の原型が、この時期に成立すると言えるだろう。

次いで、住吉市庭をみると、13世紀後半に集落域が若干東側に拡大する状況が確認される（穂積遺跡第5次調査区）。また、6条2里3坪の南端部に比定される第37次調査区では、幅2.5m、深さ0.85mをはかり、ゆるやかにL状に屈曲する溝が検出されている。この溝からは、白磁製女官像や漆巻ぎされた釣糸系青磁大鉢片、龍泉窯系三類皿などの高級陶磁が出土している。これらの遺構・遺物から、6条2里10坪を中心にして13世紀後半から14世紀前半にかけて居館が展開した可能性が考えられる。西日本では、11世紀後半から出現する流通拠点の内外で、居館が展開する事例はまだ確認されていない。そうした中で、13世紀後半に居館が出現したことは、市庭成員の階層構造や営林院の経営に何らかの変化があったことを示唆する。

このような莊園領主あるいは在地における変化の兆候は、奈良春日社と垂水西牧樅坂郷周辺にも見出される。奈良春日社は文永2年（1265年）に原田莊の下司を追放するなど、莊園經營を強化しているという（田沼1966）。文永2年から同9年（1273年）まで長興寺村へ神人の下向が続き、弘安3年（1280年）には樅坂郷へ神人が下向するまでに至る。その結果、弘安3年3月に小曾根

3. 今西氏の敷成立の歴史的的前提

村・穂積村・服部村・榎坂村・垂水村から「請文」²³が提出される（田沼 1966）。各村が提出した「請文」には、「新井料転倒閑事」と、勘農に関する条項が挙げられている。先に、「中溝」などの大型水路がこの時期に掘削されたと指摘したが、そうした水路整備に対する過重な負担への不満が背景にあったのではなかろうか。

そして、莊園領主による年貢徵収の強化や「中溝」の掘削にみる勘農が推進された時期に、今西氏屋敷成立の前提となる南郷春日社が創建されるものと推定されている。

（5）中世後期の榎坂郷

ところで、先に挙げた「中溝」の水源「山ノ池」は、次第にその規模を拡大していく。50「垂水西牧榎坂方取帳」（1462年）をみると、11条6里34・35坪の觀音寺・為末などの名田三反大について「池」・「池也」と注記されている。13世紀後半にはじまった用水網の整備は、その後も継続したことが判明する。さらに、3「垂水西牧榎坂方御牧名寄帳」・4「垂水西御牧小曾祢名帳」・5「垂水西牧穂積名寄帳」を合わせてみると、「穂積村囲堤」がある坪に「堤」が記述されている。この「堤」が人造物であると見えるならば、穂積村の周間に巡らされたこの堤は14世紀後半までには建設されはじめたことになる。ただし、穂積遺跡第21次調査区（豊中市教委 1998a）では堤の基底面から15世紀の上師器皿が出土しており、史料にみる堤の建設時期は幅を持たせて考える必要がある。全長約3.2kmに及ぶ「穂積村囲堤」の建設が、相当の期間をかけて行われたと考えても間違いではあるまい。なお、堤の建設によって、住吉市庭も移動するが、その後の市庭は十分に把握できていない。また、天竺川周辺の坪をみると、6条2里2・14・23坪に「ハマ」の記載が、今西氏屋敷西方の6条1里25坪には「堤」という記述がある。これらの「ハマ」・「堤」の分布から、この時期に天竺川も直線河道化し、堤防も作られはじめた可能性が考えられる。

このように、13世紀後半の用水網の整備にはじまった大型土木工事は、穂積村囲堤や天竺川堤防などの建設へと続いていくことがわかる。

一方、榎坂郷周辺をみると、原田荘の下司追放から15年後、弘安元年（1278年）に多田御家人の一員として原田氏が現れる。その居城である原田城北城も、13世紀末～14世紀初頭には築城されている（豊中市教委 2008a）。この時期には、熊野田村の土豪、熊田氏の居館も成立している（熊野田遺跡第1次調査・前田 2001）。弘安の「請文」に現れた榎坂村の助村も、永仁6年（1298年）に郷内に城郭を構えたという（宮川 1981）。このように、13世紀後半の社会変化は新興土豪層の出現に及び、その新興土豪層は14世紀前半までに館や城郭を構えるほどに成長する。こうした新興土豪層は、やがて細川氏の被官に編成されるなど、在地において次第に実力を付けていく。そのような在地の土豪層が台頭する15世紀に、南郷春日社の南側に今西氏屋敷が成立することになる。

第Ⅲ章 現在の今西氏屋敷

今西氏屋敷は、大阪府豊中市浜1丁目400-1ほかに所在する。昭和47年(1972年)3月31日に大阪府史跡に指定され、その後に2度の追加指定を受けて屋敷周辺まで指定範囲を広げた。現在の指定範囲は、10,625.9m²である。以下、その今西氏屋敷の現況を概観する。

1. 屋敷地の状況

文政6年(1823年)に描かれた274「南郷今西屋敷絵図」(第13図参照)では、南北55間5尺3寸(※1間=6尺3寸で算出すると、約108m)、東西30間(※約57m)とされる。現況の測量の結果では、南北約108m、東西約50mの範囲と推定されるが、やや東方へ広がる可能性が残る。絵図に描かれた屋敷地の内部をみると、北側半分は南郷春日社の社地、南半分は主屋等の建物によって構成される居宅部となっている。また、屋敷の東側中央には、表門として長屋門が描かれる。

屋敷地のうち、屋敷南端から約20mの範囲は、堀2が埋め戻された後に耕地になったが、現在は空閑地として利用される。また、社地については明治40年(1907年)の神社合祀令

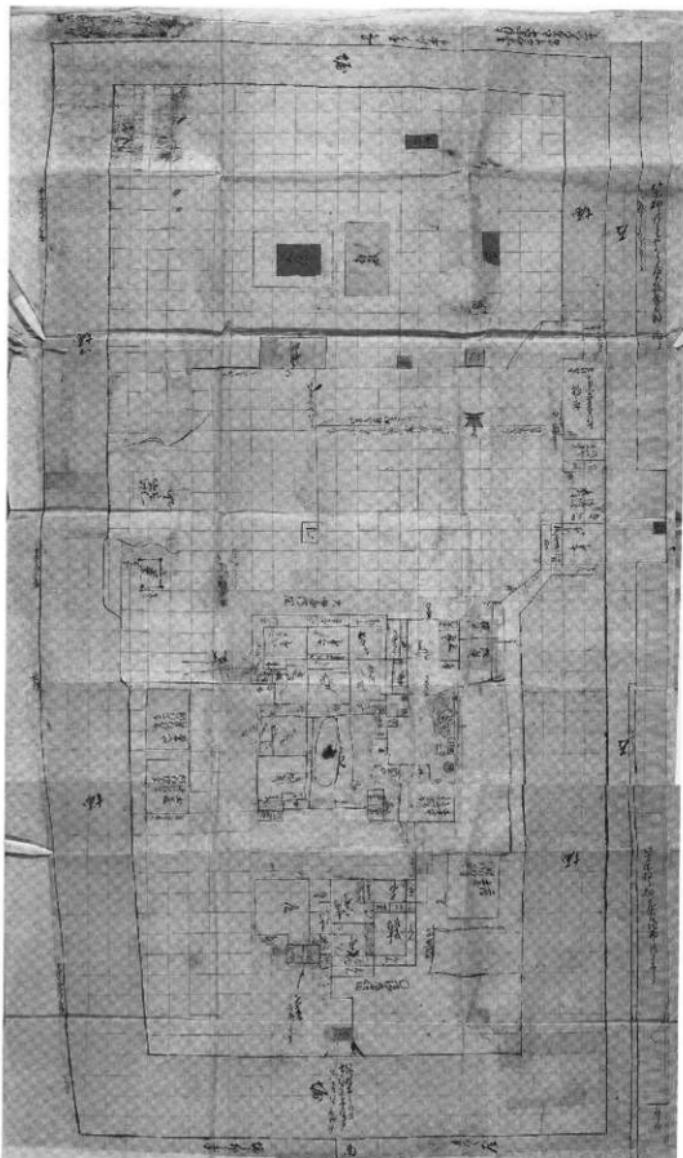


第11図 盛り土状遺構



第12図 今西氏屋敷とその周辺

1. 屋敷地の状況



第13図 274「南郷今西屋敷絵図」文政6年

のあとに南郷春日社が廃社され、その敷地の一部は第3者に売却された。このあとに換地がなされ、現在は屋敷北端から約20mの範囲に共同住宅が建つ。しかし、換地によって取り戻された社地は雑木林となって、南郷春日神社周辺の景観を保つのに役立っている。屋敷西端を区切る堀2の跡は、現在空閑地になっているが、堀跡の一部はまだわずかに残して残っている。雨が降った後には水溜まりとなって、その痕跡を辿ることができる。また、その堀跡の内側には、幅約5mをはかる堤状の盛り土があり、土壘の痕跡と推定される。現在、この部分は樹木が植えられ、西側からの視界を遮るようになっている。

2. 建造物について

今西氏屋敷は、阪神淡路大震災によって、家屋の大部分に大きな被害を受けた。このため、平成7年（1995年）から平成12年（2000年）にかけて、震災復旧復興事業として解体修理が行われ、現在に至っている。この解体修理では、それぞれの建物について、建築当初の姿に復するように、若干の改変がなされた。以下、主な建築物について、「大阪府指定史跡 今西氏屋敷災害復旧工事報告書」（財団法人 建築研究協会 2000）を参考に、その概略を紹介する。

主屋・台所 宝永6年（1709年）の火災の後、同8年（1711年）に建築された。この建築の際、元々の居宅部北辺から7mほど北へ敷地を拡張したことが、発掘調査で判明している。

主屋は、六ツ間取り座敷1間付きで、「通りにわ」から後方に角屋を作り、そこを台所とする。台所部分は、後の増築であることが判明している。主屋は、桁行（柱真々）16.742m、梁行（柱真々）6.455m、軒高（柱石口から軒桁天まで）3.939m、棟高（柱石口から棟木天まで）7.788mをはかる。台所は、桁行（柱真々）9.879m、梁行（柱真々）4.924m、軒高（柱石口から軒桁天まで）3.576m、棟高（柱石口から棟木天まで）5.000mをはかる。主屋の屋根は入母屋平入り造りで、台所は切妻造りとなっている。

南郷春日神社（旧南郷春日社） 本殿は、延享3年（1746年）に行われた奈良春日若宮社の式年造替に際して移築された。一間社春日造りである。274「南郷今西屋敷絵図」（第13図参照）では、主屋の北端から16間ほど北に本殿が位置しているが、明治40年（1907年）に曳屋で現在の位置に移された。その概要は、本殿の解体修理の際に見つかった棟札から改めて確認されている。

解体修理前の本殿身舎は、桁行（柱真々）2.515m、梁行（柱真々）1.924m、軒の出（柱真より茅負外下角まで）1.212m、軒高（柱石



第14図 主屋（手前側は台所）



第15図 南郷春日社

3. 屋敷周辺について

口から軒桁天まで) 3.809m、棟高(柱石口から棟木天まで) 4.551m をはかる。向拝は、桁行(柱真々) 1.924m、梁行(柱真々) 1.818m、軒の出(柱真より茅負外下角まで) 1.189m、軒高(柱石口から軒桁天まで) 3.109m をはかる。



第16図 長屋門

長屋門 274「南郷今西屋敷絵図」(第13図)に描かれた長屋門の平面は現在のものより大きく、明治40年(1907年)の土地売却時では敷地からはみ出すことになる。このため、現在のものは明治40年までに建築されたと推定できる。長屋門は中央に門を構え、屋根は切妻平入り造りで、両脇は落棟寄棟造りとなっている。解体修理前は桁行(柱真々) 12.128m、梁行(柱真々) 2.970m をはかる。門中央の桁高(柱石口から軒桁天まで) は 3.547m、落棟部分では 2.970m をはかる。棟高(柱石口から棟木天まで) は、門中央で 7.788m、落棟部分では 3.861m をはかる。

3. 屋敷周辺について

末社 屋敷周辺は、戦後急速に住宅地化が進んだが、屋敷北東部には今西氏が所有する約4反ほどの水田(浜1丁目405~409)が広がるなど、まだ若干の水田が残されている。この中で注目されるのが、405番の水田にある「末社」と呼ばれる小さな塚である。明治9年(1876年)の276「国司大明神梅垣内古墳録」には、土鰐頭状の塚として描かれている。その規模は、南北1間半、東西2間、高さ3尺8寸をはかる。現在は、墳丘の崩壊を防止するために切石によって区画されている。外法は南北4m、東西5m をはかる。塚の頂部には古木が茂り、その根本には1辺60cmほどの屋根を有する石製の祠が置かれている。その状況は、先の古墳録と大きく変わらず、良好な状態を保っている。



第17図 末社

末社にまつわる伝承は多いものの、今西家にも確かな由来は伝えられていないため、その性格は不明である。しかし、これが今西氏屋敷あるいは南郷春日社と、密接に関係するものであることは今西氏も認識している。先の古墳録には2月・11月の15日に、今西氏がこの塚で祭祀を行ったことが記されている。



第18図 今西家墓所

今西家墓所 墓所については現状調査を行い、敷地の現状、墓碑銘等について検討を行った。それについては、次節にて述べる。

4. 今西家墓所の現状調査

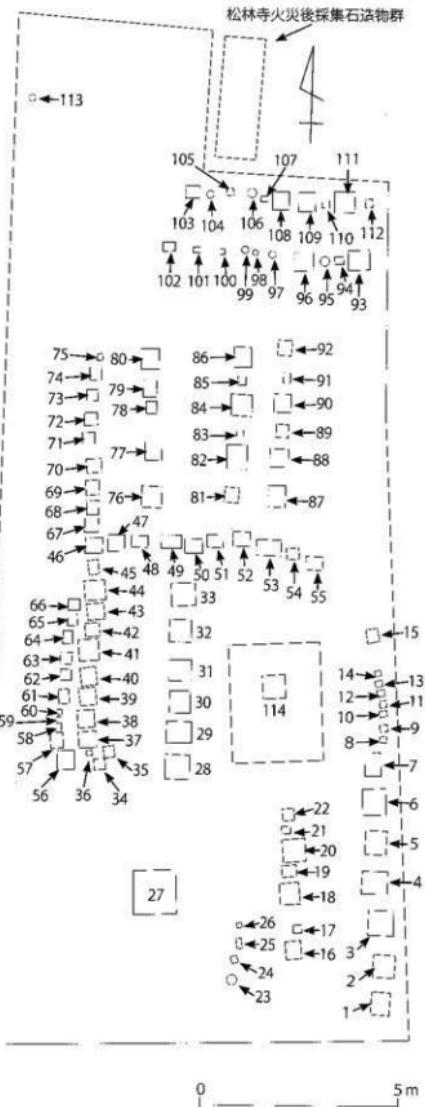
(1) 調査の目的と方法

今西家墓所は、かつて『豊中市史』編纂時に藤澤一夫が石塔類の調査を行い、中世に遡る紀年銘を有する今西家当主の墓塔などを確認した。しかし、敷地や墓石の配列にかかる現状などは記録されないまま、現在にいたった。よって、墓地の範囲ならびに墓石の位置について、現状を把握することを目的に調査を行った。また、視認できる範囲において、墓塔・墓標の銘文等も判読した。

(2) 今西家墓所の位置

今西家墓所は、字「北垣内」内にある松林寺境内に隣接し、農嶋郡条里6条2里1坪に比定される。墓所は、今西氏屋敷の南西端から西方に約100mと極めて近い位置にあり、屋敷付属の墓所と言える。また、墓所が中世から現在まで移動しなかったことは、松林寺本堂の礎石に今西春憲銘の墓塔が転用されていたこと、松林寺の由来を記した261「口上之覚写」(1798年)(※明暦元年(1655年)の写し)や「攝州農嶋郡 小曾根村 浜村 長島村 寺内村 北条村 石蓮寺村 乗永村 明細帳」(1758年※以下、「村明細帳」とする。)、「小曾根郷六箇村絵図之写」(伝1810年)から裏付けられる。

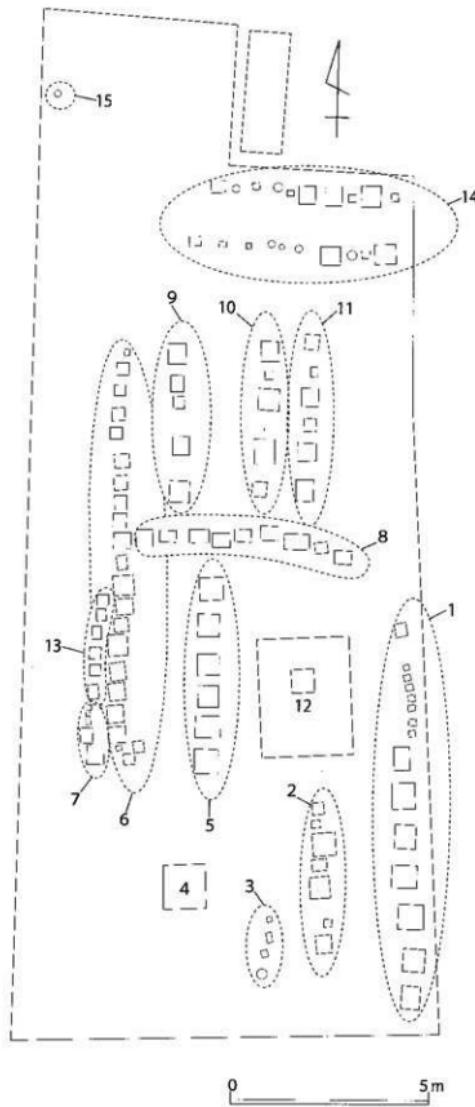
墓地の西側は、天井川である大竺川の堤防に接する。今西家当主と松林寺住職によると、当墓所の一帯は長年にわたって洪水による被害が受けやすい土地柄であったという。また、天竺川の氾濫で墓石が流されることもあり、



第19図 今西家墓所 墓石配置図

(番号は、第2・3表の墓番号・岡版番号に対応する。)

4. 今西家墓所の現状調査



第20図 今西家墓所 墓石群設定図

そのたびに復旧したと伝えられている。また、後にも述べるが、「村明細帳」でも当墓所一帯が低地であったと記されている。

(3) 今西家墓所の現状

墓所の現状 今西家墓所は、現状で南北最大長 26.5m、東西最大長 10.7m を範囲とする。その周囲は、現在ブロック塀で囲まれている。敷地内には、計 118 基の墓塔・墓標ならびにその残欠があることを、今回の調査で確認した。この中には、今西氏ではなく、かつての関係者の一群（第 20 図 13・14 群）も含まれている。その一群を差し引いた今西氏の墓塔・墓標は、全部で 92 基となる。これら墓塔・墓標の特徴等は、第 2 表に記したとおりである。

なお、墓所の北側の一角には、松林寺本堂の火災の後に採集された墓標・墓塔などがまとめられている（松林寺火災後採集石造物群）。これらは、本堂の礎石・束石に用いられたものである。

墓塔・墓標の配置 墓所内において、墓塔・墓標の多くは南北あるいは東西方向に並べられている。92 基の墓塔・墓標について、それぞれの列を一つの単位にすると、単独のものも含めて 12 のグループ（群）に区分できる。

各群における墓塔・墓標の分布状況をみると、1 群と 6・7 群が墓標・墓塔からなる以外は、墓標だけ構成されている。このうち、1 群内の墓塔群は、墓標と別個のグループに区分できるが、ここでは一括した。一方、6・7 群では墓塔が南端部に集中し、墓標と混在する。

配列上の特徴 各群における墓塔・墓標の配列について、世代・夫婦関係に基づく規則性の有無を確認する。

配列における世代順の規則性について、当主の墓が多い 1 群を例に挙げる。1 群では春憲（35 世）の一石五輪塔を除いて、北側から玄久（47 世）、春勝（41 世）、玄祐（46 世）、春芳（42 世）の順で並んでおり、世代順に配列されていないことがわかる。最も新しい 50～52 世の夫婦 3 世代で群を構成する 5 群を除くと、そのほかの群も 1 群と同じようにあまり規則性が認められない。各群において、配列に世代的な規則性が認められないことは、墓標の紀年銘からも指摘できる。

次に、5 群を除く各群における当主とその夫人の墓にかかる対応関係をみると、玄久夫婦・春芳夫婦（共に 1 群）は一対をなし、また玄敬夫婦（10 群）もそれに近い。これ以外にも、夫婦 1 対になる墓標はあると考えられるが、6 群の北半分、8・9・11 群は銘文が判読できる墓標が少ないため判断できない。一方、春勝夫婦に関して言えば、春勝の墓が 1 群、夫人の墓は 9 群にあり、また春幸夫婦も春幸の墓は 6 群中央、夫人は 9 群北端とかなり離れて



第 21 図 組合せ式五輪塔



第 22 図 一石五輪塔

4. 今西家墓所の現状調査



第23図 舟形仏像



第24図 丸彫形仏像



第25図 駒形



第26図 楕形



第27図 無鉛角柱



第28図 丘状頭角柱

いる。夫婦関係にみる規則性は認められるものの、例外もあると言えるだろう。

当主夫婦以外の親族をみると、6群に「南郷今西家譜」(末中2004※以下、家系図とする。)に見える親族が多く認められる。また、2群には子供の墓が2基あり、当主夫婦と親族・子供はある程度区別して配置されたようである。

墓塔の配置をみると、1群には春憲(35世)や天正年間の銘を有するものなどがある。これらの一石五輪塔は、昭和53年(1978年)の松林寺本堂の火災に伴って発見され、あらためて墓所



第29図 尖頭角柱



第30図 平頭角柱



第31図 笠塔婆

に収められたものである。一方、6・7群の一群は、現墓所外から搬入された可能性は乏しく、原位置は保っていないものの、墓所内に伝存したものと考えられる。この中には、春持（33世）や春一（34世）のものが含まれる。これ以外にも、6・7群の南端付近には、五輪塔の残欠が集められている。これらは、近世以降の墓地整理によって、現在の位置にまとめられた可能性が高い。

以上、墓石の配置をみると、世代を基本とする序列は認められず、夫婦間の対応関係も混乱するところが確認された。これは、墓所の立地においても述べたことであるが、伝承のとおり河川氾濫による墓塔・墓標の流出、それに伴う復旧や整理によって、墓所内で墓塔・墓標が移動したためと考えられる。

（4）今西家墓所における墓塔・墓標の変遷

ア. 墓塔・墓標の形式

今西家墓所には、多様な墓塔・墓標がある。以下、これら墓塔・

墓標の特徴について、概要を述べる。なお、墓標の形態・呼称については、朽木量の分類案（朽木 2004）を参考にしつつ、現状に即したものに若干改変した。

【五輪塔】

組合せ式五輪塔（第21図） 五輪塔のうち、個別に加工した空風輪・火輪・水輪・地輪・基壇を組み立てるものである。当墓所では、114がこれにあたるが、それ以外にも残欠がみられる。

一石五輪塔（第22図） 一つの石材を加工して、空風輪・火輪・水輪・地輪・基壇を成形するものである。当墓所では、7などがこれにあたる。



第32図 無縫塔

【仏像】

舟形仏像（第23図） 外形が舟形光背状を呈し、仏像を陽刻するものである。仏像には、座像・立像がある。当墓所では、立像は47と56がこれにあたる。また、座像は墓所外にある岡版17の松林寺火災後採集石造物群がこれにあたる。

丸彫形仏像（第24図） 仏像を立体的に彫り出したもので、光背部を有さない。当墓所では、54がこれにあたる。

【板状墓標】

駒形（第25図） 半頭状の頭部を有する板状の墓標である。当墓所では、38などがこれにあたる。

櫛形（第26図） 弧状の頭部を有するもので、当墓所では42などがこれにあたる。

【柱状墓標】

無銘角柱（第27図） 柱状の切石であるが、加工面は平滑に処理されていない。銘などもない。当墓所では、17などがこれにあたる。

丘状頭角柱（第28図） 角柱頭部を上からみると、円形状に加工され、緩やかな頂部を有するものである。当墓所では、92などがこれにあたる。

尖頭角柱（第29図） 頭部が角錐状に尖るものである。当墓所では、32などがこれにあたる。

平頭角柱（第30図） 頭部を平坦に加工したものである。当墓所では、33などがこれにあたる。

【そのほか】

笠塔婆（第31図） 屋根をかたどった頭部に、角柱あるいは板状の胴部を組み合わせたものである。当墓所では、69などがこれにあたる。

無縫塔（第32図） 梅円形状に加工された墓標である。当墓所では、34がこれにあたる。

以下、この分類をもとに、墓所における墓塔・墓標の変遷を述べることにする。

イ. 墓塔・墓標の変遷

今西家墓所には、中世後期から近現代の墓塔・墓標が確認されている。これらは、墓塔から墓標へと大きく変化するが、ここではそうした墓石の変遷を検討する。

まず、紀年銘を有するもので最も古いのは、天文5年（1536年）銘を有する今西春持の一石五輪塔である。一石五輪塔は、法量や形態が多様であり、一定の変遷がたどれる（岡版7～17および表2・3参照）。8・10・11にみる天文～天正年間の銘を有するものは、やや扁平な水輪と四隅が緩やかに反り返る火輪を持つとする。9・12は火輪の勾配がきつく、四隅の反りも明確になり、全体的に長身化する。13や慶長4年（1599年）の銘を持つ36は、火輪の四隅の反りがより強調される一方で、空風輪の大きさが逆転する。元和3年（1617年）の銘を有する60は、火輪の四隅の反りが意匠化されると共に、水輪が極端に扁平化し、水平面の断面形が隅丸方形を呈するようになる。このように、墓所内における一石五輪塔は年代毎に異なる特徴があり、時系列的な変遷が辿れる。このことは、当地域における五輪塔の変遷を考える上で非常に重要である。なお、墓所内には、一石五輪塔以外に組合せ式五輪塔の残欠（3群内24体）がみられることから、本来は組合せ式五輪塔も多く存在した可能性がある。

五輪塔の後は、寛文12年（1672年）の銘を有する駒形（38）をはじめとする、墓標類が主体になる。17世紀後半の墓標類は、駒形・櫛形・笠塔婆が混在するものの、18世紀以降は櫛形が主流となる。

この状況は、19世紀前半まで続く。また、この段階では、舟形仏像や丸彫形仏像も少数認められる。なお、日視による限り、1630年～1670年代の紀年銘を持つ墓標は確認できなかった。しかし、墓所北半部の墓標（駒形・櫛形）の中には風化したものが多く、その中にこの時期の墓標も含まれていると考えられる。19世紀前半には角柱が現れ、その後主流となる。角柱は、出現段階から尖頭角柱がみられるものの、丘状頭角柱が多い。19世紀後半には尖頭角柱と平頭角柱に移行し、20世紀になるとこれらに限定される。

以上、今西家墓所では、16世紀から17世紀初頭にかけては五輪塔、17世紀後半までに駒形・櫛形へ、そして19世紀前半には角柱へと変遷することが明らかになった。なお、当墓所には舟形が認められないが、舟形が多くみられる地域では駒形が少ないと、全くないという報告がある（吉澤2004）。舟形の欠落は、地域性に帰する特色と言える。

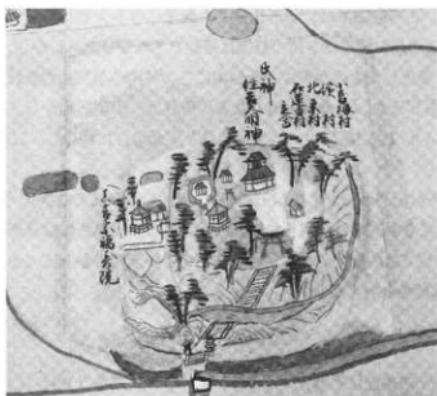
（5）今西家墓所と福寿院・松林寺

今西家墓所は松林寺境内に隣接するが、その来歴は明暦元年（1655年）の写しである261「口上之覚写」（1798年）などから確認できる。これによると、松林寺の敷地はもともと今西家墓所であり、今西春房（36世）が天正10年（1582年）に草庵を建て、それが発展していったということである。草庵に関しては、「庵号も無き小庵ニして定れる住持も無之也」とその当初は簡素なものであった。

一方、家系図をみると今西春房の兄弟に、慶福寺住職がみえる。慶福寺は大藏姫（元和9年卒）の謫号をとって福寿院に改名したことから、福寿院の前段階に慶福寺があったことになる。また、慶福寺は「今西家文書」にもみえる。122「わりかた日記」（年不詳）では、「慶福寺分」として書き上げられ、数ヶ所に耕地を保有していたことがわかる。152「御神供田御内検帳」（1576年）では、「八条二リ九ノ慶福寺」とあり、穂積村西部に何らかの利権を有したと考えられる。156「御神供田御内検帳」（1577年）では「(五条三リ十七ノ) 同坪 慶福寺分 一反 七斗 同人（長ノ小三郎）」とあり、長崎村域に耕地を保有している状況がわかる。さらに157「御供田取帳」（1577年）には、「六条一リ卅五ノ此内半 慶福寺へ入り不見候」とある。なぜ「不見候」なのかは判然としないが、ここも慶福寺と関連すると考えられる。なお、6条1里35坪は、今西家墓所から天竺川をはさんで北西の坪にあたる。これらの史料から慶福寺の位置は確認できないが、春房（36世）の兄弟が「先祖靈所慶福寺住職」であることから、天正年間に今西家墓所内にあったと考えられる。

以上の史料から、慶福寺自体は今西春房が草庵（松林寺）を建てる前から存在することが明らかになった。なお、慶福寺・福寿院を今西氏の親族が管理する状況は、明和5年（1768年）銘を有する福寿院第八代住持の墓が、当墓所内にあることからも裏付けられる。また、259「福寿院自筆書状」によると、大藏姫が「けいおん（慶恩）のてら（寺）」に「かね（梵鏡）」と「もくさい（木材）」を提供し、慶福寺あるいは松林寺のいざれかを整備したことがわかる。

261「口上之覚写」では、松林寺について今西春賀（38世）の夫人である智保（承応元年卒）の謫号「山林慈榮」をとって、命名したと記されている。先の福寿院が松林寺へかわったように読み取れるが、その関係はわかりにくい。これについて「村明細帳」をみると、松林寺と福寿院は今西家墓所内に建てられた別々の寺院であることがわかる。また、今西氏当主と松林寺住職によると、魔仏毀釈が起きるまで、松林寺が今西氏の位牌を管理していたという。一方、福寿院（慶福寺）は、墓所の管理を行っていたと伝えられている。



第33図 「小曾根郷六箇村絵図之写」に描かれた福寿院
神社内に移転したのは、「小曾根郷六箇村絵図之写」が作成された後になる。さらに、住吉明神社
の宮僧が福寿院住持になることを取り交わした262「為念一札之覚」(1821年)や277「村史編
纂採集録写」(年不詳)により、福寿院の移転は文政4年(1821年)までに限定できる。

以上より、19世紀前半までの今西家墓所には、福寿院(慶福寺)と松林寺という二つの寺院が付属し、それぞれ役割を分担しながら併存したと言える。

(6) 今西家墓所の位置付けとその成立

今西家墓所の位置付け 当墓所には、今西家代々の当主だけではなく、親族も多く埋葬されていることが、墓塔・墓標の銘文と家系図の照合から確認された。銘文から年代が特定できた墓塔・墓標は、全体の半数近くに及ぶ。そのうち、家系図から個人が特定できたものは、34例である。

また、33世以降の当主をみると、36～39世、48世の当主は照合できなかったものの、52世まではほぼ連続することが確認された。一方、当主の夫人も39世以降はほぼすべて確認しており、夫婦が共に当墓所に埋葬されたことがわかった。

親族をみると、家系図に記載された人物の墓が多く認められる一方で、家系図に記されていない人物の墓も確認された。これ以外にも小児の墓などがあり、今西家墓所は今西氏の家族墓地と位置付けられる。

今西家墓所の成立時期 当墓所で、最も古い紀年銘をもった墓塔は、天文5年(1536年)の今西春持(33世)のものであり、墓所の成立時期は天文5年まで確実に遡る。

さらに、松林寺本堂の火災後に採集された墓石には、今西春憲の墓塔以外に15世紀に遡る松林寺火災後採集石造物群1(図版17)などが含まれていた。本堂下から出土した墓石は、基本的に今西氏あるいは松林寺に帰属するものと言える。その上で、先の舟形仏像は松林寺以前の所産となることから、今西家墓所に帰属する可能性がある。また、墓地内に15世紀頃の組合せ式五輪塔の残欠(23※岡版9参照)がある。これらのこととあわせると、今西家墓所の成立はこの時期に遡る可能性が考えられる。

ところで、現在の今西家墓所に福寿院がないのは、小曾根村北部に位置した住吉明神社(住吉大明神)内に移転したためである。「村明細帳」に「右之通古來ヨリ有来候處、境内地低致難儀候ニ付、七町程北ニ所持ノ田地有之ニ付、此處江引移之願 御公儀江延享五辰四月願上被仰付候、委細書付有之候得共未致建立候」とあり、延享5年(1748年)には福寿院を移転する計画があった。また「小曾根郷六箇村絵図之写」(伝1810年)をみると、松林寺と住吉明神社は原図に紙が貼り付けられ、その上に描き直されている。このことから、福寿院が住吉明神社内に移転したのは、「小曾根郷六箇村絵図之写」が作成された後になる。さらに、住吉明神社の宮僧が福寿院住持になることを取り交わした262「為念一札之覚」(1821年)や277「村史編纂採集録写」(年不詳)により、福寿院の移転は文政4年(1821年)までに限定できる。

第2表 墓石観察表 凡例 ○:不明 (欠):欠損 (○):○か? ~:複数文字不明

帰属群 墓番号	石材	種類	墓碑銘(正面)	紀年銘
1 1	砂岩	櫛型	寶山壽光尼	文政八日 古藏 四月十六日
1 2	砂岩	櫛型	桂園理榮禪尼	
1 3	砂岩	櫛型	正立先生之墓	
1 4	砂岩	櫛型	(玄)好之墓	文化十一戌 歲十二月三日
1 5	砂岩	櫛型	春勝神儀	
1 6	花崗岩	丘状頭角柱	長昌院參道玄久居士	天保十丁 歲十二月三日
1 7	花崗岩	丘状頭角柱	常心院(溫實)妙道信女	文久元年○○○○(年)
1 8	砂岩	一石五輪塔	今西禪○	天正○(一)二年 ○月○四(日)
1 9	砂岩	一石五輪塔		
1 10	砂岩	一石五輪塔	春○	天正十二○~ 二月○~
1 11	砂岩	一石五輪塔	(欠)○神○~	○正十○ 一二月○~
1 12	花崗岩	一石五輪塔		
1 13	砂岩		(欠)童女	
1 14	花崗岩	一石五輪塔		
1 15	花崗岩	櫛形	證淨院禪尼智○	後應元 几丑八月八○(欠)
2 16	砂岩	平頭角柱		
2 17	花崗岩	無銘角柱		
2 18	砂岩	櫛形	後長之墓	明和七年庚寅十一月九(升)○~
2 19	砂岩	櫛形	幻(女)○亡	
2 20	砂岩			○寛(政)十二○中年八月三
2 21	花崗岩	無銘角柱		
2 22	砂岩	櫛形	稚幼墮亡	文化二歲二月十七日
3 23	花崗岩	組合せ式五輪塔		
3 24	花崗岩	無銘角柱		
3 25	花崗岩	無銘角柱		
3 26	花崗岩			
4 27	花崗岩	尖頭角柱	今西時了之墓	昭和三年九月廿八日終
5 28	花崗岩	尖頭角柱	五十一代今西春定墓	平成元年十二月十六日卒
5 29	花崗岩	平頭角柱	今西和慧	昭和三十七年四月一十七日
5 30	花崗岩	平頭角柱	今西志滿墓	昭和三十七年十二月二十八日終
5 31	花崗岩	尖頭角柱	五十一代今西春正墓	昭和十四年五月八日卒
5 32	花崗岩	尖頭角柱	今西春枝之墓	大正十三年八月十四日終
5 33	花崗岩	平頭角柱	今西五拾代上春輝墓	明治廿八年七月三十日卒
6 34	砂岩	無縫塔	法印福大僧都 密尊 阿闍梨一實	安永八己亥年十一月八日
6 35	砂岩	一石五輪塔	春・神○	天文十二年九月六日
6 36	砂岩	一石五輪塔	判読不能	
6 37	花崗岩	駒形	判読不能	
6 38	花崗岩	駒形	春一室妙和信女 墓位	寛文十二年四月七日
6 39	花崗岩	駒形	○○○○ ○○雲○○(齊)女(墓位) ○○○○	
6 40	花崗岩	駒形	判読不能	○(康)○年
6 41	花崗岩	駒形	判読不能	
6 42	花崗岩	櫛型	今〇〇院〇〇〇 今西之〇〇	(貞)亨三年七月八日

4. 今西家墓所の現状調査

6	43	花崗岩	駒形	教導院唯心好○(尖) 露蓋 他判読不能	元禄三庚午年二月三日卒
6	44	花崗岩	傘塔婆	○眞春幸神儀	元禄三庚午年八月十二日
6	45	花崗岩	駒形	判読不能	
6	46	花崗岩	尖頭角柱	○元志信士	天寶七己未曆八月〇二日
6	67	花崗岩	櫛型	天空○○○○室○○真大若女	元〇・六〇〇年二十三日〇〇〇〇
6	68	砂岩	傘塔婆	○室○○良○信○ 以下、判読不能(欠)	元禄〇三〇辰年
6	69	花崗岩	傘塔婆	元珠居士露位	天和四〇年正月廿一日
6	70	花崗岩	傘塔婆	判読不能 元〇〇洋(庵・尼?) ○雲位 判読不能	
6	71	砂岩	箱仏か?		
6	72	砂岩	櫛型	榮山春成之墓	
6	73	砂岩	櫛型	山花○居士○養醫天	〇〇十庚 天二月〇六日 〇大〇〇〇日
6	74	花崗岩			
6	75	花崗岩	五輪塔空風輪		
7	56	花崗岩	舟形仏像	○未〇〇〇露位 判読不能	
7	57	花崗岩	変形組合せ式五輪塔	今西(水輪)	
7	58	砂岩	一石五輪塔		
7	59	砂岩	八輪塔台所		
7	60	砂岩	-石五輪塔	火輪に梵字	
7	592	砂岩	五輪塔地輪		〇錄十(四) ~欠
7	593	砂岩	-石五輪塔	妙西~欠	
7	594	砂岩	-石五輪塔		
8	47	花崗岩	舟形舟形	判読不能	天和二〇月四日
8	48	花崗岩	傘塔婆	判読不能 ○~〇(最下部) 露位判読不能	
8	49	花崗岩	駒形	判読不能	
8	50	花崗岩	駒形	判読不能	
8	51	花崗岩	駒形	判読不能	
8	52	花崗岩	駒形	判読不能	
8	53	花崗岩	駒形	春〇〇〇空〇玄~以下不明 判読不能 三〇位~以下不明 判読不能	
8	54	砂岩	丸彫形	○○○○〇巖位(南側面 福壽院第八世住持)	明和五戌子 〇〇〇〇六日
8	55	花崗岩	駒形	判読不能	
9	76	花崗岩	傘塔婆	今西 以下判読不能	
9	77	花崗岩	傘塔婆	今西四十九世春貞神儀	
9	78	砂岩	駒形	智男之墓	
9	79	砂岩	駒形	性〇〇内元姫墓	
9	80	砂岩	櫛形	理性海尼之墓	元文四年巳未七月朔~欠
10	81	花崗岩	尖頭角柱	今西臺利〇〇墓	
10	82	砂岩	櫛型	本然主玄旨尼	文政廿午歲九月八日
10	83	花崗岩	無銘角柱		
10	84	砂岩	櫛型	玄敷之墓	〇年〇〇四月廿六日
10	85	花崗岩	無銘角柱	判読不能	
10	86	砂岩	櫛型	玄章神儀	

11	87	花崗岩	平頭角柱	今西〇〇〇院之墓	慶祐三〇〇九月〇〇〇
11	88	砂岩		○宝良卓禪(歿)	
11	89	花崗岩	櫛形	〇〇禪童子	
11	90	砂岩	櫛形	判讀不能	
11	91	花崗岩			
11	92	花崗岩	丘状角柱	玄鶴禪童子	文久癸三亥七月廿八日
12	114	花崗岩・組合せ式五輪塔	砂岩	判讀不能	
15	113	花崗岩	一石五輪塔	梵字	

第3表 墓石紀念銘一覧

編 属 群	墓 番 号	西 暦	種類	人名・年代	備考
7	58	1536	一石五輪塔	今西春持(33世・天文5年卒)	市史調査時の所見を参考にした。
6	35	1544	一石五輪塔 地輪	今西春・(34世・天文13年9月6日卒)	
7	592	1567	五輪塔地輪	○錄十(四)～歎	永縁あるいは文跡と読める。ただし、文様作間は4年までなので、永縁と判断する。
1	11	1580	一石五輪塔	天正10年代	
1	10	1584	一石五輪塔	今西春憲(35世・天正12年2月20日卒)	
1	8	1584	一石五輪塔	今西禪○(天正(一)二年銘)	
6	36	1599	一石五輪塔	淨玉大師(慶長4年)に比定される。	市史調査時の所見を参考にした。
7	60	1617	一石五輪塔	今西道春(元和3年8月13日卒)	市史調査時の所見を参考にした。
12	114	1623	組合せ式五輪塔	大藏姫(元和9年9月13日卒)	市史調査時の所見を参考にした。
6	38	1672	駒形	姫羅 ※今西春弘(39世)夫人(寛文12年4月7日卒)	
8	47	1683	舟形仏像	今西藤之助(天和3年10月4日卒)	
6	69	1684	傘塔婆	今西春和(大和4年1月21日卒)	
6	42	1686	櫛型	今西信清(貞享3年7月8日卒)	
6	44	1690	傘塔婆	今西春幸(40世・元禄3年8月12日卒)	
6	43	1690	駒形	元文3年2月3日銘	
6	68	1700	傘塔婆	元禄〇三〇辰年名	元禄13年の可能性がある。
6	72	1714	櫛型	今西春成(正徳4年2月6日卒)	
9	79	1720	駒形	須女 ※今西春勝(41世)夫人(享保5年2月16日卒)	異体字であるが、性光理貞と判断する。
9	80	1739	櫛型	俊 ※今西春幸(40世)夫人(元文4年7月1日卒)	
1	3	1761	櫛型	今西春芳(42世・宝曆11年7月29日卒)	
1	5	1764	櫛型	今西春勝(41世・宝曆14年3月4日卒)	
8	54	1768	丸彫形仏像	福壽院第八代住持	
1	2	1768	櫛型	信 ※今西春芳(42世)夫人(明和15年9月28日卒)	
2	18	1770	櫛型	今西後長(明和7年11月26日卒)	
10	84	1771	櫛型	今西玄敬(44世・明和8年4月26日卒)	
10	86	1778	櫛型	今西春彰(45世・安永7年4月7日卒)	
6	34	1779	無縫塔	密尊 阿闍梨一實(安永8年11月8日卒)	家系図に該当者なし

4. 今西家墓所の現状調査

11	88	1782	不明	可奈 ※今西春章（43世）夫人（天明2年10月2日卒）	
2	20	1800	不明	幸 ※今西玄祐（46世）の子（寛政12年8月3日卒）	
2	22	1805	櫛形	稚幼嬰亡（文化2年2月17日卒）	家系図に該当者なし
1	4	1814	櫛型	今西玄祐（46世・文化11年12月3日卒）	
1	1	1825	櫛型	寶山壽光尼（文政8年4月16日卒）	家系図に該当者なし
2	19	1825	櫛形	今西信八（文政8年8月20日卒）？	幻露嬰亡の可能性がある。
10	82	1829	櫛型	加江 ※今西玄敬（44世）夫人（文政12年9月8日卒）	井は12の意味と判断する。

第IV章 今西氏に関するこれまでの研究について

今西氏が、社家目代として垂水西牧樺坂郷を現地管理したことは、伝来する文書と共に古くから周知され、その研究成果も多い。ここでは、代表的な先行研究を中心に、これまでの成果を整理する。

今西氏の下向時期 今西氏が、いつ垂水西牧樺坂郷へ下向したのか、この問題は垂水西牧における直務支配のあり方と莊園における收取制度の関係から、特に重視されてきた問題である。

井上正雄（井上正雄 1922）は、今西時兼が春日社を勧請すると共に、下向した樺坂郷を春日社神主の居住区の名称であった「南郷」に変え、その後、時兼の子孫が目代として神社を祀ったという。春日社の勧請や南郷に関する伝承として興味深い。なお、「南郷今西家譜」（末中 2004）では時兼は春包とされる。

永島福太郎（永島 1953）は、垂水西牧が近衛家から春日社へ寄進されたことを受けて、春日社を勧請し、現地目代として今西氏を派遣した、としている。ただし、論文中において、それを裏付ける史料は提示されていないため、根拠は明確ではない。

田沼睦（田沼 1966）は、文保元年（1317 年）の「南郷惣帳」（62「南郷所々引付」の表紙裏書）を作成した牧務連を今西氏の先祖と想定し、そこに今西氏の在地性を求めた。また、弘安 3 年（1280 年）の一乘院門跡の御教書にみえる「牧家の復興尤神妙候」を現地莊務機関である牧家の復活とする。その上で、樺坂郷 5 カ村から「請文」が提出されたことを莊園経営上の画期とみなし、この時期を今西氏の下向時期と考えた。

宮川満（宮川 1979）は、田沼睦の「南郷惣帳」にかかる所見をもとに、同史料の作成が今西氏下向後の早い時期に行われたと述べたが、下向の時期は具体的に示さなかった。

これに対して福留照尚（福留 1998）は、先の田沼睦の見解について、牧務連の在地性を「南郷惣帳」に求めたことを疑問視すると共に、暦応 2 年（1339 年）の 182「垂水西牧西方雜掌職契約状」と 183「垂水西牧西方雜掌職契約状案」の著しい内容差を指摘した。その上で、前者を南郷春日社の料田に伴うものとする一方で、南郷春日社は今西氏入部の際に勧請されたものと考え、今西春葛の代を下向の時期とした。また、末中哲夫（末中 2004）は、「南郷今西家譜」において今西春葛の代で社家と称するようになることに着目し、春葛を最初の南郷目代とした。その上で、福留照尚と同じく、182「垂水西牧西方雜掌職契約状」の作成前後に下向の時期を求めている。

このように、今西氏の下向時期については決定的な手がかりがなく、統一した見解は定着していない。しかし、これまで考えられた下向時期のそれぞれが、春日社による莊園経営の画期となる。先に田沼睦は、今西氏の下向によって春日社による直務支配が完成すると共に、その出発点になると述べている。今西氏の下向（牧家の復興）が、莊園経営の転換を示すほどに重要と認識されてきたことが、この点からも確認できる。

今西氏の在地における活動 今西氏が、垂水西牧の莊務に携わったことはいうまでもない。しかし、番頭制にみる中世後期の莊園支配のあり方が重視され、今西氏の動向もその中で検討されることが多い。田沼睦は先の検討（田沼 1966）で、貞和 2 年（1336 年）に導入された番頭制において、今西氏が利行番と清重半番を請け負っていることを指摘し、今西氏の在地性を補強した。しかし、それ以上のことは言及されず、現地における今西氏のあり方は明らかにしていない。

その一方で、永島福太郎（永島 1953）は 189「摂津国春日社領知行分書上」をもとに、今西氏

が垂水西牧櫻坂郷に限らず、垂水西牧桜井郷や興福寺領山田莊・山路莊・淀川河上閻・兵庫南閻の経営に関わったとし、櫻坂郷に限定されない活動を行っていることを指摘している。

西垣晴次（西垣 1966）は、垂水西牧櫻坂郷において伊勢謫が存在することを見出しそれが領主（今西氏）に認められたものであることを指摘している。また、87「御神供米算用帳」（1529年）にみる「さくらつか四度御まつり御供米 倉石二斗五升」から、今西氏が櫻坂郷北方の桜塚にある牛頭天王社の神事に関わるなど、村落やその周辺における信仰などに関わっていたことを明らかにした。西垣晴次の研究は、今西氏をあまり意識したものとは言えないが、算用状を用いるなど、結果的に今西氏の在地における活動の一側面を明確に示すものになっている。

福留照尚は、24「大般若会始行事」（1400年）をもとに、今西氏が南郷春日社において大般若会を催行し、郷内の住人に酒・赤飯を配ったことを挙げた。そして、大般若会を郷内の祭礼にしようとしたと指摘し、莊民への配慮や今西氏の文化的な側面を明らかにしている（福留 1998）。

このように、今西氏の活動は単に年貢の徵収や検地などに限らない、多彩な側面を持っていたことが明らかにされている。

戦国期の今西氏 戦国期になると、近隣の国人や守護被官の侵山が著しくなると共に、郷内では小領主層が成長し、16世紀初頭にはこれまで年貢収取を支えてきた番頭制が変質する。それと共に、年貢滞納が常習化し、莊園経営は困難なものになっていく。このため、目代今西氏の立場も大きく変わることについては、共通の認識となっている。

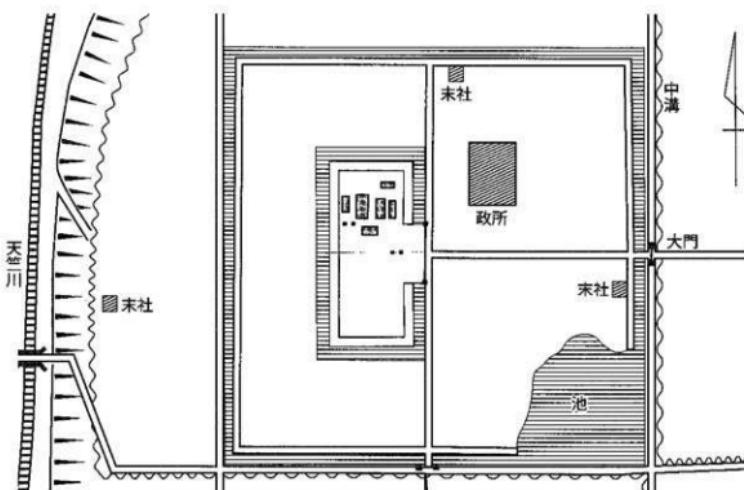
その上で末中哲夫は、今西氏が自ら郷内の名を取得し、また近隣の有力な国人や戦国武将と姻戚関係を結ぶなどの方策をはかり、目代としての地位を保全し、また莊園経営に尽力したと説明している（末中 1961）。

一方、田沼曉は莊園経営が困難な状況に直面するという前提において、186「南郷御供米切山分注文」（1546年）をもとに、池田氏が代官請を行い、そのもとに守護被官や在地の小領主を給人として把握し、池田氏一人人体制によって櫻坂郷を実質的に支配すると説明した（田沼 1966）。このあと、宮川満もこの時期の今西氏について論じているが（宮川 1981）、田沼曉の説を踏襲している。

今西氏屋敷と南郷春日社について 井上正雄（井上 1922）は、南郷春日社の範囲について、西は天竺川、東は中溝（※現在の「東さん溝」）、北は馬街道、南は字堀田としている。しかし、これは浜村に相当するものであり、南郷春日社の範囲とは言えない。屋敷（神社）については、その四方に堀を巡らし、小曾根に通じる小道と堀が交差する地点である「大門前の馬場」に「石造の一の鳥居」があると記している。また、当時の「土居城」の構えも見られたと述べているが、これについては具体的に記述されていない。

浅野清（浅野 1960）は、屋敷について「別の村の地図によると、二町四方程の一廓があって、～中略～この小路の西に接して、南北二町の敷地の中央に南北一町、東西半町に近い一廓が堀で囲まれており～」と述べている。「別の村の地図」がどのような地図なのか確認できないが、今西氏屋敷が方二町の外郭に、東西半町、南北一町の主郭を有することが示された。

末中哲夫（末中 1961）は、今西春芳が著した『延享録』や274「南郷今西屋敷絵図」（1823年）、当時の今西家当主の聞き取りなどを参考にして、「今西家上居屋敷図」を提示し、中世における今西氏屋敷の空間的構造を模式化した。この図は、中世今西氏屋敷の全体像を示すものとして、このあと広く定着するようになった。



第34図 今西家土居屋敷図（原図の一部を模式化したもの）

以上、南郷日代今西氏ならびに今西氏屋敷に関する既往の研究について、4つの観点に即して整理した。この結果、今西氏の下向時期には一致した見解はなく、今西氏屋敷の成立に関しても検討されずにいたことは指摘できる。また、桜坂郷（南郷）における今西氏の活動については、多彩な活動が断片的に確認されている。これらを解明することも、課題の一つとして取り上げられよう。当調査報告書では、これらの課題のうち、特に今西氏屋敷の成立過程と屋敷の範囲の確定を行うことを目的に、考古学・地理学・文献史学の視点から検討するものである。

第V章 考古学による検討

考古学的な検討については、すでに平成17年（2005年）に刊行した『大阪府指定史跡 春日大社南郷日代 今西氏屋敷』で公表している。ここでは、その成果の概要を掲載する。

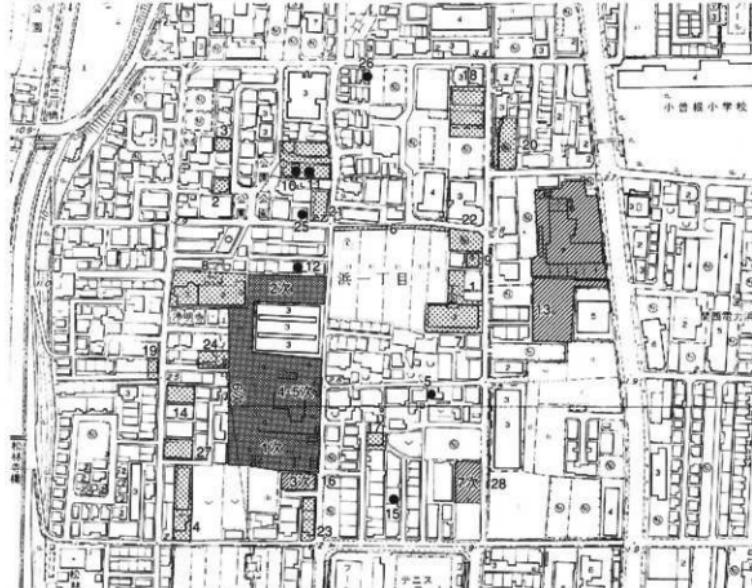
1. 既往の発掘調査について

第1次調査 現屋敷の南空地において、幅2mのトレンチを3カ所掘削し、堀跡の有無を確認した。この結果、第2・3トレンチにおいて、堀2・4南辺を検出した。また、4面にわたる遺構面を検出し、それぞれの遺構面から溝・土坑・柱穴を確認した。さらに、後述する基本層（第VII・2層）の出土遺物から、13世紀後半には微高地1の周辺で何らかの活動が想定されるものの、屋敷が本格的に展開するのは15世紀になることが確認された。

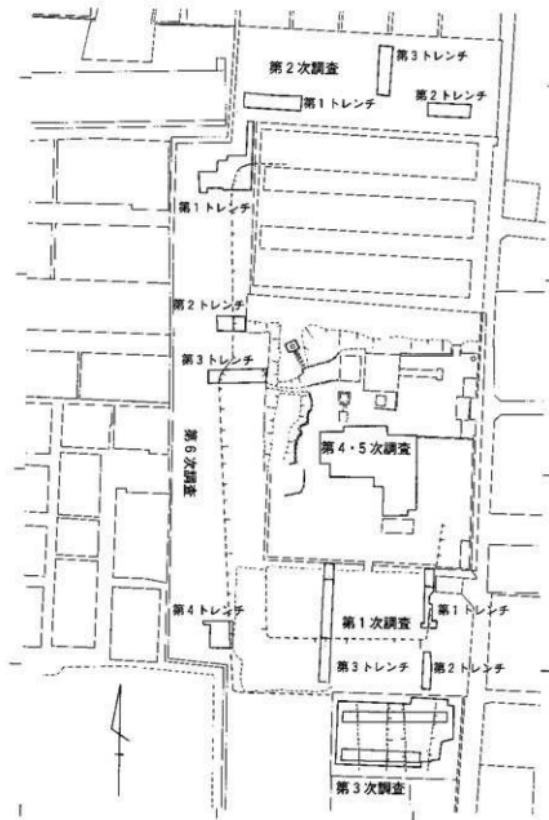
第2次調査 屋敷北側の休耕地において、幅1.5m前後のトレンチを3カ所掘削した。調査の結果、いずれのトレンチにおいても堀跡は確認されず、それぞれのトレンチで中世後期以降の水田面を検出した。これらより、当敷地一帯は耕地として利用されたことを確認した。

第3次調査 今西氏屋敷の南隣接地における発掘調査である。調査では、14世紀頃に掘削された南北に伸びる幅3.3m、深さ0.9mをはかる溝などを確認した。

第4・5次調査 主屋部分の発掘調査で、宝永6年（1709年）の火災以前の建物および現主屋・台所にかかる多数の遺構を検出した。現主屋・台所部分について4期の変遷が辿れること、堀3を



第35図 今西氏屋敷調査地位置図（※図中の番号は、ii頁第1表と対応する。）



第36図 今西氏屋敷調査範囲図（1：1,000）

はじめとする宝永の火災以前の住宅部北辺を明示する区画溝などが確認された。

第6次調査 今西氏屋敷西側の休耕地で、トレンチ4カ所を掘削した。調査では、堀2の西辺と北西屈曲部を確認した。また、住宅部と南郷春日社の境界から北側で、内堀の規模が縮小することが判明した。なお、今回の調査により、近世における今西氏屋敷の範囲を確定できた。

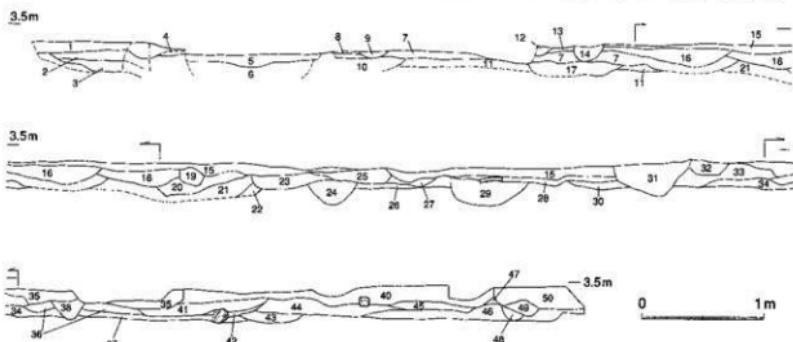
第7次調査 これまで「今西家上居屋敷図」などによって、今西氏屋敷の「外堀」の存在が推定されてきた区域における発掘調査である。平成4年（1992年）に行われた浜1丁目411番における確認調査で、すでに幅10mと推定される堀1の存在が知られていた。今回の調査では、その堀1の具体像が判明した。この調査により、堀1の削除時期が13世紀後半まで遡ること、また今西氏屋敷の成立以前に南郷春日社の存在を推定することになった。

2. 今西氏屋敷における基本層序

今西氏屋敷居宅部とその周囲では、著しい地形がある。このことから、微高地1上に位置する居宅部(主屋・台所)とその周辺部(堀2の内外)に区分した上で、各層の特徴について述べる。

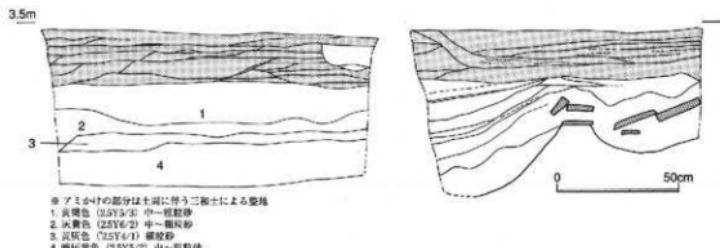
(1) 居宅部(第4・5次調査)

居宅部分の基本層のうち表層部分については、主屋と台所では著しく異なる。また調査の目的上、

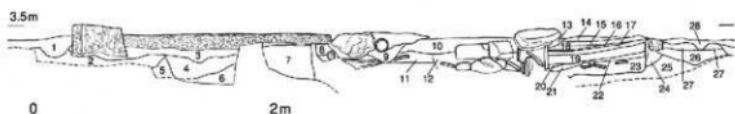


1. 墓地色(CN 3/0)・灰白色(N 7/0) 植物粒砂等の三和土
2. 黄褐色(10YR 6/1) 植物・細粒砂
3. 深灰色(SYS 1) 植物・細粒砂・瓦片、土材等を多く含む。
4. 灰色(SYS 1) 植物・細粒砂に二和土ブロックを含む。
5. 灰色(SYS 1) 植物・細粒砂に二和土ブロックを含む。
6. 二和土 調査色(2.5YB 3) シルト他
7. 黄褐色(10YR 5/1) 砂・植物粒砂
8. 黄褐色(10YR 5/1) 植物粒砂に黄色(2.5YB 6) シルト等の三和上ブロックを少量含む。
9. 黄褐色(2.5YB 5/1) 植物・細粒砂
10. 黄褐色(2.5YB 4/1) 質地で葉質を細粒・細粒砂
11. 黄褐色(2.5YB 4/1) 質地で葉質を細粒・三和上ブロックを含む。
12. 黄褐色(2.5YB 4/1) 植物・細粒砂に明黄色(2.5Y 7/6) シルト等の三和上ブロックを多く含む。
13. 黄褐色(2.5YB 4/1) 植物・細粒砂
14. 三和土 灰色(2.5YB 6/1) シルト
15. 黄褐色(2.5YB 4/1) 植物・細粒砂に黄褐色(2.5YB 6/1) シルト等の三和上ブロックを多く含む。
16. 黄褐色(2.5YB 5/1) 植物・細粒砂 落下部に二和土ブロックが断続的に堆積する。
17. 黄褐色(2.5YB 5/1) 灰色(GV 5/1) 植物・細粒砂 岩化物を含む。
18. オリーブ褐色(2.5Y 4/3) 植物・細粒砂に明黄色(2.5Y 6/6) シルト等の三和上ブロックを含む。
19. オリーブ褐色(2.5Y 3/3)・褐色(10YR 4/4) 砂・植物粒砂 灰化物・瓦片を少量含む。
20. 黄褐色(2.5Y 5/3) 中・細粒砂に明黄色(2.5Y 6/6) シルト等の三和上ブロックを含む。
21. 灰色(SYS 1) 中・細粒砂 砂・瓦片を含む。
22. 黄褐色(2.5Y 5/3) 植物・細粒砂 岩化物を含む。
23. 黄褐色(2.5Y 5/3) 植物・細粒砂 岩化物を含む。
24. 明黄色(2.5Y 5/2) 植物・細粒砂に明黄色(2.5Y 6/6) シルト等の三和上ブロックを含む。
25. 黄褐色(2.5Y 5/4) 砂・植物粒砂に明黄色(2.5Y 7/6) シルト等の三和上ブロックを含む。
26. オリーブ褐色(2.5Y 4/4) 砂・植物粒砂
27. 黄褐色(7.5Y 5/3) 砂・植物粒砂
28. 黄褐色(2.5Y 4/1 ~ 5/6) 砂・中粒砂 砂・少量含む。
29. 黄褐色(2.5Y 5/1) 植物粒砂・シルト
30. にじみ黄褐色(10Y 4/3) 砂・中粒砂
31. 二和土 明黄色(2.5Y 7/6) シルト等
32. 明黄色(2.5Y 5/2) 細粒砂
33. 黄褐色(2.5Y 5/4) 中・細粒砂
34. 黄褐色(2.5Y 5/3 ~ 5/4) 砂・植物粒砂に明黄色(2.5Y 7/6) シルト等の二和土ブロックを多く含む。
35. 明黄色(2.5Y 5/2) 砂・植物粒砂に明黄色(2.5Y 7/6) シルト等の二和土ブロックを種々含む。
36. 明黄色(2.5Y 5/2 ~ 5/2) 砂・植物粒砂に明黄色(2.5Y 6/6) シルト等の二和土ブロックを少量含む。
37. オリーブ褐色(2.5Y 4/3) 砂・植物粒砂
38. 黄褐色(2.5Y 5/3 ~ 5/4) 砂・植物粒砂に灰白色(2.5Y 7/1) 植物粒砂等の三和上ブロックを少量含む。
39. 上部は土褐色(2.5Y 5/4) 砂・植物粒砂、下部は黄褐色(2.5Y 7/2) シルト・植物粒砂等の三和土
40. 黄褐色(2.5Y 5/3 ~ 5/4) 砂・植物粒砂に少量含む。
41. オリーブ褐色(2.5Y 5/3) 中・細粒砂に灰白色(2.5Y 6/3) シルト等の二和土ブロックを少量含む。
42. オリーブ褐色(2.5Y 4/4) 植物粒砂に明黄色(2.5Y 6/6) シルト等の二和土ブロックを少量含む。
43. オリーブ褐色(2.5Y 4/3) 砂・植物粒砂 岩化物を少量含む。
44. 黄褐色(2.5Y 5/3) 中・細粒砂に浅黄色(2.5Y 7/4) シルト等の三和土ブロックを含む。
45. 黄褐色(2.5Y 5/4 ~ 5/6) 中・細粒砂
46. 灰黄色(2.5Y 6/2) 砂・中粒砂に灰黄色(2.5Y 7/2) シルト等の三和土ブロックを含む。
47. 灰褐色(2.5Y 7/2 ~ 6/2) 植物粒砂に明黄色(2.5Y 7/6) シルト等の三和上ブロックを少量含む。
48. 黄褐色(2.5Y 5/3) 植物粒砂に明黄色(2.5Y 7/6) シルト等の三和上ブロックを含む。
49. 三和上に灰白色(2.5Y 6/1) 植物粒砂・淡黄色(2.5Y 7/4) シルト
50. 黄褐色(2.5Y 6/2) 植物粒砂に淡黄色(2.5Y 7/4) シルト等の二和土ブロックを含む。

第37図 主屋南壁面断面図(1:40)



第38図 土間断面模式図（1:20）



1. 單灰褐色 (2.5Y6/4/2) - 底黄色 (2.5Y6/2) 極細～細粒砂
2. 單灰褐色 (2.5Y4/2) 極細～細粒砂に灰白色 (7.5Y8/2) 粗粒砂を含む。にぶい黄色 (2.5Y6/4) シルト等の三和土ブロックを含む。
3. オリーブ褐色 (2.5Y4/3) 細～極細粒砂ににぶい黄色 (2.5Y6/4) シルト～極細粒砂等の三和土ブロックを含む。
4. 單灰褐色 (2.5Y4/2) 細～極細粒砂に明黃褐色 (2.5Y6/6) シルト等の三和土を含む。
5. 黄色 (5Y5/1) 粗粒砂に明黃褐色 (2.5Y7/6) シルト等の三和土を少量含む。炭化物を極少含む。
6. 單灰褐色 (2.5Y4/2) 細～極細粒砂に明黃褐色 (2.5Y6/6) シルト等の三和土を極少含む。
7. 黄褐色 (2.5Y4/1) 細～極細粒砂に明黃褐色 (2.5Y6/6) シルト等の三和土を少量含む。(タマド 9)
8. 單灰褐色 (2.5Y5/2) 粗粒砂に浅黄色 (2.5Y7/4) シルト等の三和土ブロック、瓦類片を少量含む。
9. 單灰褐色 (2.5Y4/2) 中～細粒砂に細、炭化物を少量含む。
10. 黄褐色 (2.5Y5/3) シルト～極細粒砂等の三和土
11. にぶい黄色 (2.5Y6/4) シルト～極細粒砂等の三和土
12. 黄褐色 (2.5Y5/4) シルト～極細粒砂等の三和土
13. オリーブ褐色 (2.5Y4/3) 細～極細粒砂に三和土ブロックを多く含む。炭化物を少量含む。
14. 底オリーブ色 (SY6/2) 細粒砂に三和土が層状に堆積する。
15. 底オリーブ色 (SY6/2) 細粒砂に三和土が層状に堆積する。炭化物を多く含む。特に、層下部では炭化物?が層状に堆積する。
16. 黑褐色 (2.5Y3/2) 細～極細粒砂 炭化物・三和土ブロックを少量含む。
17. 三和土 底白色 (7.5Y8/2) シルト
18. 黑褐色 (2.5Y3/2) 細～極細粒砂 炭化物・三和土ブロックを少量含む。
19. 三和土 明黃褐色 (2.5Y6/8) シルト
20. 土層 16 と同じ
21. 土層 19 と同じ
22. 三和土 底白色 (2.5Y8/2) シルトに粗粒砂～礫を含む。
23. 黄褐色 (5Y5/1) 細粒砂
24. 上層 23 と同じ
25. 黄褐色 (2.5Y4/2) 中～細粒砂に三和土ブロック・炭化物を少量含む。
26. 褐色 (10Y4/4) 中粒砂に三和土ブロックを含む。
27. 黄褐色 (2.5Y5/3) 粗粒砂ににぶい黄色 (2.5Y6/4) シルト等の三和土ブロックを含む。
28. 黄褐色 (2.5Y4/1) 細～極細粒砂に明黃褐色 (2.5Y6/6) シルト等の三和土を含む。

第39図 台所西壁土層断面図（1:40）

表層部分を対象に実施したため、それ以下の基本層の構成は十分把握していない。なお、表層部分については、主屋部分を5層に、台所部分は大別3層に区分した。

【主屋】

第1層 埃・塵からなる堆積層で、層厚1～3cmをはかる。同層上面に遺構は存在しないが、現居宅の解体修理直前における最終堆積層となることから、基本層の一つに含めることにした。

第2層 中～粗粒砂からなる層厚2～10cmの水成層である。主屋中央付近にかけて層厚を増す。なお、第2層の上面には、台所第2層土間上半部の一部（土層15）などが堆積する。

同層は、複数回の洪水によって堆積した可能性がある。ただし、上下層の時期から、19世紀後半頃の所産と考えられる。

第3層 三和土を含む黒色極細～細粒砂からなる整地層である。層厚は、2～3cm程度にとどまる。同層は主屋一帯に分布するが、台所では認められない。出土遺物から、19世紀前半頃と考えられる。

第4層 灰オリーブ色細粒砂からなる耕土層で、層厚5～10cmをはかる。主屋～台所北部に

2. 今西氏屋敷における基本層序

かけて堆積する。第4層は現居宅の建築面となるが、宝永6年（1709年）の火災以前の遺構は第5層上面から検出している。このことから、第4層の堆積時期は宝永6年から同8年の約2年という、極一期時の所産となる。また、第5層の上面からは耕作痕（小溝群）を検出しており、第4層が耕作土であることが判明している。

第5層 灰白色シルト～中粒砂などで構成され、層厚は0.5m以上をはかる。主屋北部において、同層上面から宝永6年（1709年）の火災以前の遺構を検出した。居宅部分の廻3を掘削した限りでは、下層に遺構面が存在するような状況は認められなかった。また同層によって、主屋一帯の微高地1が形成されるものと考えられる。

【台所】

第1層 コンクリートによる土間で、現台所における最新面として扱う。1970年代の所産で、主屋第1層とは時期差がある。

第2層 三和七による土間である。それぞれの三和上は、層厚0.5～3.0cmを一つの単位とする。この間に相当数の遺構面が存在する。しかし、三和土の中には、補修を目的とするものもあり、遺構面は明確に区分できなかった。このため、上部と下部に大別するだけにとどめた。なお、上部は19世紀後半頃、下部は19世紀前半頃までと考えられる。

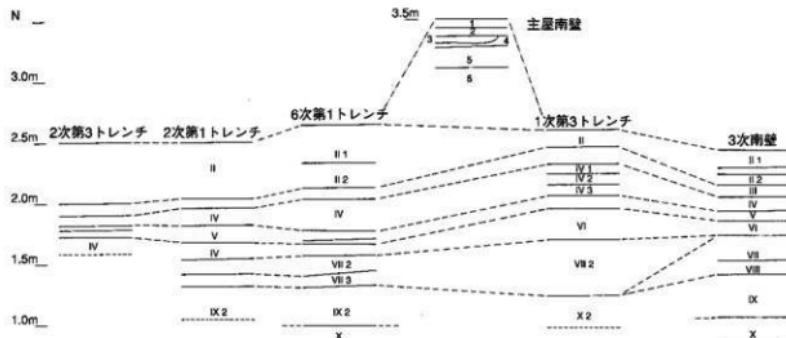
第3層 壁土・人頭大の石・瓦などからなる造成土で、台所北部から南へ傾斜する斜面（落ち込み1）上に堆積する。時期は確定できないが、18世紀の幅に収まるものと考えられる。

（3）微高地周辺の基本層序（第1～3・6次調査区）

微高地周辺の基本層序については、10層程度に区分できる。これらの基本層は第40図に示すとおり、各調査区間で対応関係が想定できる。なお、第1次調査区では第III～V層直上面で、第3次調査区では第III・IV層および第VI・VII層直上面から遺構を検出した。以下、各土層の概要を記す。

第I層 近世・近現代の整地層である。整地の時期からI1層とI2層に区別できる。I1層は、現在の今西氏屋敷居宅部分を範囲とする近世の整地層である。I2層は、近現代の造成に伴う整地層で、第1次・第3次調査区において確認されている。

第II層 近現代の耕土層（II層）と腐植土層（II'層）に区分できる。II'層は、今西氏屋敷の



第40図 今西氏屋敷基本層模式図

北部及び西部の範囲にかけて確認され、現在も堆積が進行している。いずれも、層厚3~5cmの青灰色中粒砂からなる間層をはさむところがある。

第III層 青灰色細粒砂からなる水成層で、層厚10~15cmをはかる。第4層との層境は明瞭ではない。今西氏屋敷西側一帯に分布し、この周辺における基盤層となる。なお、同層上面から、堀4など近世以降の遺構が検出された。第1次調査区では、同層上面を第1面とする。第III層から出土した遺物をみると、17世紀前半を下限とすることから、概ね17世紀中頃までに堆積した可能性が考えられる。

第IV・IV2層 堀2の内外で、その特徴は大きく異なる。ここでは、堀2の内側に位置する第1次調査区について第IV2-1~3層に細分し、それ以外を第IV層とした。

第IV層は主に灰オリーブ色・青灰色シルトからなる耕土層で、内堀の外側では共通して確認される。同層上面には、哺乳類・鳥類などの動物および人間の足跡が、また第2次調査区第3トレンチでは蛙群を検出している。なお、この層の一部では、明青灰色細~中粒砂等からなる間層を挟むところもあり、部分的にIVa・b層に細分できる。

一方、第1次調査区で確認した第IV2層は3層に細別でき、各層の上面から遺構を検出している。各細分層上の遺構面については、第IV2-1層上面を第2面、第IV2-2層上面を第3面、第IV2-3層を第4面とした。検出した遺構および出土遺物、層位関係から、第IV2-1層は15世紀末から16世紀前半、第IV2-2層は15世紀後半頃までに堆積した可能性が考えられる。第IV2-3層からは遺物が出土していないため、その堆積時期は明確ではない。しかし、第VII2層が13世紀後半頃になることから、14世紀以降と考えられる。なお、第1次調査区第3トレンチ北部では、第IV層対応部分がさらに細分できる。

第V層 褐灰色粘土層、あるいは褐灰色腐植土・灰色中粒砂の交互層からなる湿地状の堆積層である。第IV層と同じく、細分層上面には耕作時の掻拌が顕著に認められる。その一方で、灰色中粒砂などの間層が多く存在しており、頻繁に冠水したことが考えられる。

第VI層 暗灰黄色・青灰色シルト~粘土からなる水成層である。第V層と大きく異なるものではないが、灰色中粒砂等からなる間層はあまり目立たない。

第VII・VIII層 第VII・VIII層は、第3調査区だけ検出した。どちらも、灰白色粗粒砂からなる水成層であるが、各層の上面で遺構を検出したことから区分した。これらの層は第1次調査区の第VII2層と同じ水準高に堆積しているが、その特徴から同質の堆積層とは言えない。同層は、第IX層の堆積時期から12世紀中頃以降と言える。なお、これらの層は2時期にわたって堆積するが、それによって小規模な微高地2を形成した可能性がある。

第VII2層 第VII2層は、第3調査区以外で検出した暗灰黄色・オリーブ灰色シルト~細粒砂に灰白色、灰色細~中粒砂の間層を含む水成層である。基本的な特徴については、第V・VI層と大きく変わるとこころはない。

ただし、第1次調査区第3トレンチでは、摩耗していない瓦器碗や東播系須恵器こね鉢などの大型の破片が出土している。こうした出土遺物のあり方は、周辺に集落などが存在することを示すものであるが、この時期の集落は今西氏屋敷周辺の調査区では確認されていない。なお、同層の堆積時期は、これらの出土遺物から13世紀後半と言える。

第IX・IX2層 第1次調査区以外で検出した黄灰色シルト~粘土等からなる水成層を第IX層、これに遺物を含むものをIX2層とした。各調査区で出土したわずかな遺物から、その堆積時期は

3. 遺構・遺物の概略

11世紀後半～12世紀前半と考えられる。

第X・X2層 明緑灰色、灰白色の細粒砂・粘土からなる水成層で、基盤層の一つとなる。第X2層の上面は攪拌が著しく、検出面が他に比べて浅いことから細別したが、その性格に大きな違いはない。同層はIX層の堆積時期から、11世紀後半以前の所産と言える。

基本層のうち、周辺の環境を考える上で注意しておきたいのが、第V・VI・VII2層の存在である。これらの層は、湿地状の堆積環境が推定され、少なくとも人が住める環境ではなかったことは明らかである。一方、居宅部の微高地1が形成された時期は全くわからないが、2「垂水西御牧坂坂田畠取帳」(下)では、今西氏屋敷が位置する豊島郡条里五条一里三十坪に「堤 小」と記載されている。当史料における「堤」は人造物になる可能性もあるが、地形的特徴を捉えるならば、これを居宅部北側の微高地1に比定することも可能であろう。

以上の2点を考えると、今西氏屋敷が成立する以前は、低湿地状の水田の中に浮かぶ微高地、何らかの信仰の対象になるような景観が想定できる。

3. 遺構・遺物の概略

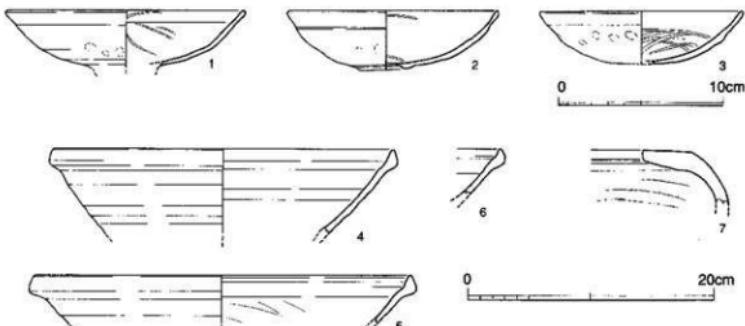
(1) 13世紀後半の主要な遺構と遺物

第VII2層出土遺物(第1次調査区) 第3トレンチ第VII2層から、IV-1・2期の和泉型瓦器焼や第Ⅲ期第1段階の束縛系須恵器こね鉢が出土した。第VII2層は、湿地状の堆積層であり、今西氏屋敷の居宅部が成立する以前の所産となる。

ところで、この層から出土した遺物は、すべて破片であるが摩耗していない。のことから、近辺から廃棄されたものと判断される。その一方で、今西氏屋敷周辺の調査区では、この時期の建物群などは確認されていない。また、この層は第6次調査区でも確認されており、屋敷周辺が低湿地であることが判明している。これらより、人が活動できる場は現居宅部の北半部から神社域に広がる微高地1に限定される。

よって、第VII2層出土遺物は微高地1上に展開する、何らかの施設から廃棄された可能性が考えられる。

堀 1(第7次調査区) 幅9.1m以上、深さ1.2mをはかる。この時期の居館に巡らされた堀



第41図 第VII2層出土遺物(1～3/1：3 4～7/1：4)

第42図 第7次調査区南壁面土層記

- 耕作土
 - 褐色灰 (10YR6/1) 細～極細粒砂に、黄褐色 (10YR5/6) 極細粒砂を少混合。礫を少混合。
 - 灰褐色 (10YR6/2) 細～極細粒砂に、黄褐色 (10YR6/8) 極細粒砂を極少混合。礫を少混合。
 - 灰褐色 (2.5Y7/2) 粗粒砂に、淡黄色 (2.5Y7/4) 極細粒砂を含む。礫を少混合。
 - 灰褐色 (2.5Y6/2) 粗粒砂に、明黄褐色 (2.5Y7/6) 極細粒砂を含む。上端部に含む。
 - 褐色灰 (10YR6/1) 細～極細粒砂に、明黄褐色 (10YR6/8) 極細粒砂を少混合。
 - 褐色灰 (10YR6/1) 極細粒砂～シルトに、明黄褐色 (10YR6/6) 極細粒砂を少混合。上層・礫を少混合。
 - 褐色灰 (10YR6/1) 極細粒砂～シルトに、明黄褐色 (10YR6/6) 極細粒砂を少混合。
 - 褐色灰 (7.5YR5/3) 極細粒砂～シルトに、褐灰色 (7.5YR4/3) 極細粒砂を含む。
 - 褐色灰 (7.5YR5/1) 極細粒砂～シルトに、褐灰色 (7.5YR4/3) 極細粒砂を含む。
 - 褐色灰 (7.5YR5/1) 極細粒砂～シルトに、褐色 (7.5YR4/4) 極細粒砂を含む。
 - 褐色灰 (N5/0) 極細粒砂
 - 褐色灰 (7.5YR6/1) 極細粒砂～シルトに、褐色 (7.5YR4/4) 極細粒砂を少混合。
 - 褐色灰 (10YR7/1) 極細粒砂～シルトに、明黄褐色 (10YR6/8) シルトを少混合。
 - 明黄褐色 (10YR6/2) シルトに、褐色 (10YR4/4) シルトを多く含む。
 - 灰褐色 (10YR6/2) 極細粒砂に、明黄褐色 (10YR6/8) 極細粒砂～シルトを含む。
 - 褐色灰 (10YR5/1) 細～極細粒砂
 - 灰褐色 (10YR7/2) 極細粒砂 植物由来の有機物を含む。
 - 褐色灰 (10YR4/1) シルト
 - 暗灰褐色 (2.5Y5/2) シルト
 - 灰褐色 (2.5Y6/2) 細～極細粒砂
 - 褐色灰 (10YR6/1) 細～極細粒砂 磐石を少量含む。
 - 褐色灰 (10YR5/1) 細～極細粒砂に、灰白色 (10YR7/1) 極細粒砂ブロックを少混合。礫を多く含む。
 - 褐色灰 (10YR6/1) 細～極細粒砂に、褐色灰 (10YR4/1) 極細粒砂を含む。
 - 灰褐色 (2.5Y6/1) シルト
 - 褐色灰 (7.5YR6/1) 細～極細粒砂に、明黄褐色 (10YR6/8) 極細粒砂～シルトを極少混合。
 - 灰褐色 (10YR7/2) 細～極細粒砂に、明黄褐色 (10YR7/6)
- 褐色灰 (10YR6/1) 極細粒砂を多く含む。
- 褐色灰 (7.5YR6/1) 細～極細粒砂に、明黄褐色 (10YR5/6) 極細粒砂を含む。
- 灰褐色 (10YR7/2) 細～極細粒砂に、明黄褐色 (10YR7/6) シルトを多く含む。
- 褐色灰 (10YR6/1) 極細粒砂～シルトに、褐色 (10YR4/4) シルトブロックを少混合。
- 褐色灰 (10YR6/6) 極細粒砂～シルトに、明黄褐色 (10YR6/6) 極細粒砂を少混合。上層・礫を少混合。
- 灰褐色 (10YR7/1) 細～極細粒砂に、黄褐色 (10YR7/8) 極細粒砂を少混合。
- 褐色灰 (10YR4/1) シルト～極細粒砂 極細粒砂～礫を少混合。礫分布比を多く含む。
- (北Ⅱ層対応) 灰褐色 (10YR4/1) 中～極細粒砂 極細粒砂～礫を多く含む。層状に堆積する。
- (北Ⅰ・Ⅲ層対応) 褐色 (N5～4/0) 極細粒砂～シルト 均質な堆積土。
- (北Ⅰ・Ⅱ層対応) 灰褐色 (N5/0) 細～中粒砂 磐石を含む。層状に堆積する。
- (北Ⅰ・Ⅲ層対応) 褐色 (N4/0) 極細粒砂～シルト 磐石砂～礫を少混合。
- (北Ⅲ・Ⅳ層対応) 褐色 (N6/0) 極細粒砂～シルト 均質な堆積土。
- (北Ⅲ・Ⅳ層対応) 褐色 (N4～5/0) 細～中粒砂 磐石を多く含む。層状に堆積する。
- (北Ⅲ・Ⅳ層対応) 灰色 (N6/0) シルト 均質な堆積土。
- (北Ⅲ・Ⅳ層対応) 褐色 (10YR4/1) 中～粗粒砂 磐石砂～礫を多く含む。層状に堆積する。
- (北Ⅲ・Ⅳ層対応) 灰色 (N5/0) 磐石～粗粒砂 極細粒砂を含む。層状に堆積する。
- (北Ⅲ・Ⅳ層対応) 灰色 (N7/0) 中～粗粒砂 磐石砂～礫を含む。
- (北Ⅲ・Ⅳ層対応) 灰色 (10YR5/1) シルト
- (北Ⅲ・Ⅳ層対応) 褐色灰 (10YR5～6/1) シルト 磐石を少混合。
- (北Ⅲ・Ⅳ層対応) 灰色 (N5/0) シルト 極細粒砂少混合。
- (北Ⅲ・Ⅳ層対応) 褐色灰 (10YR4/1) シルト～極細粒砂
- (北Ⅲ・Ⅳ層対応) 灰色 (N4/0) シルト 極細粒砂～礫を少混合。

と比べて、その規模は傑出している。また、先の確認調査地点(浜1丁目411番)と当調査区は、100m程度離れている。この間に土橋が存在する可能性もあるが、堀1の全長は100mを超えると考えられる。造構内には、流水に伴う堆積層が確認されていないことから、道路を挟んで調査区の東側を流れる「中溝」ではないことは明らかである。また、中世の「中溝」は現水路の西側に広がる可能性が乏しいことが近隣の確認調査から推定される。よって、「今西家土居屋敷図」の推定に従い、今西氏屋敷に関連するものと判断する。

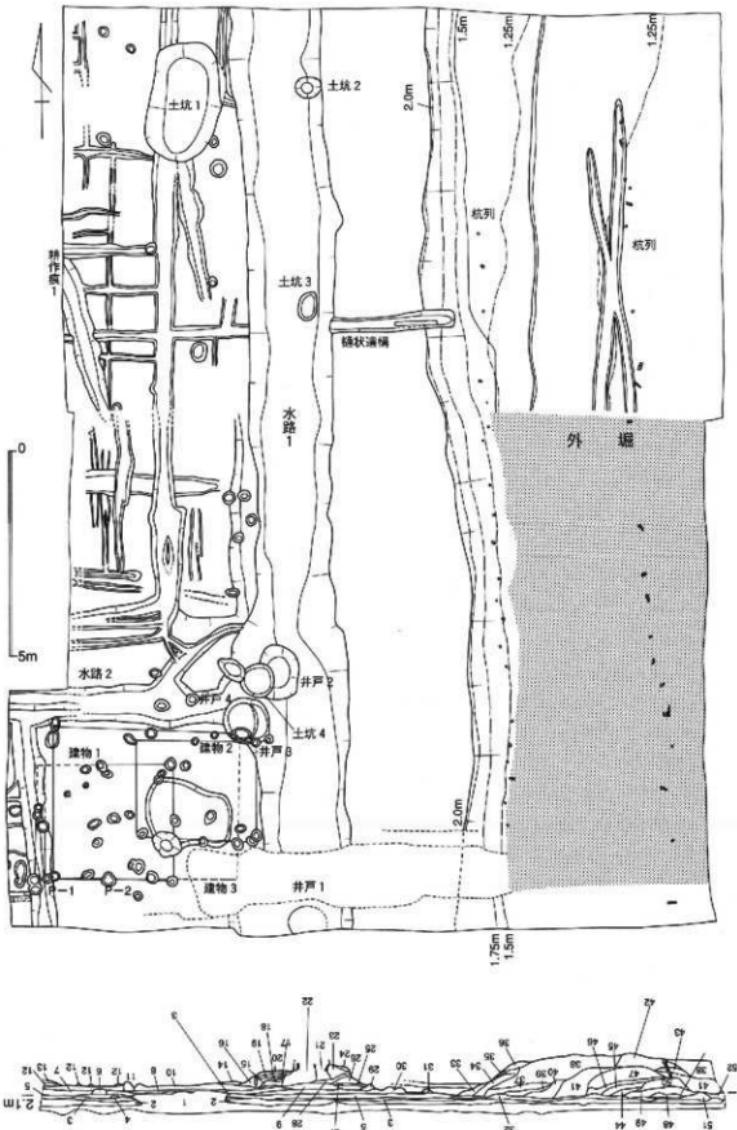
ただし、堀1は13世紀後半の水路1と堀1をつなぐ樋状造構や、堀1下層にあたる第Ⅲ・Ⅳ層の出土遺物が和泉型瓦器碗IV-2期を最新とすることから、13世紀後半には掘削されたと考えられる。一方、この時期はまだ今西氏屋敷の居宅部は成立していないが、微高地1において何らかの施設が存在したと想定している。よって、堀1は今西氏屋敷に先行する施設に伴うものと言える。

ところで、堀1は堆積層の観察から最低13回以上浚渫されるが、15世紀からはこれに伴う掘削の規模は次第に縮小していく。そして、16世紀末には完全に埋没し、耕地化する。

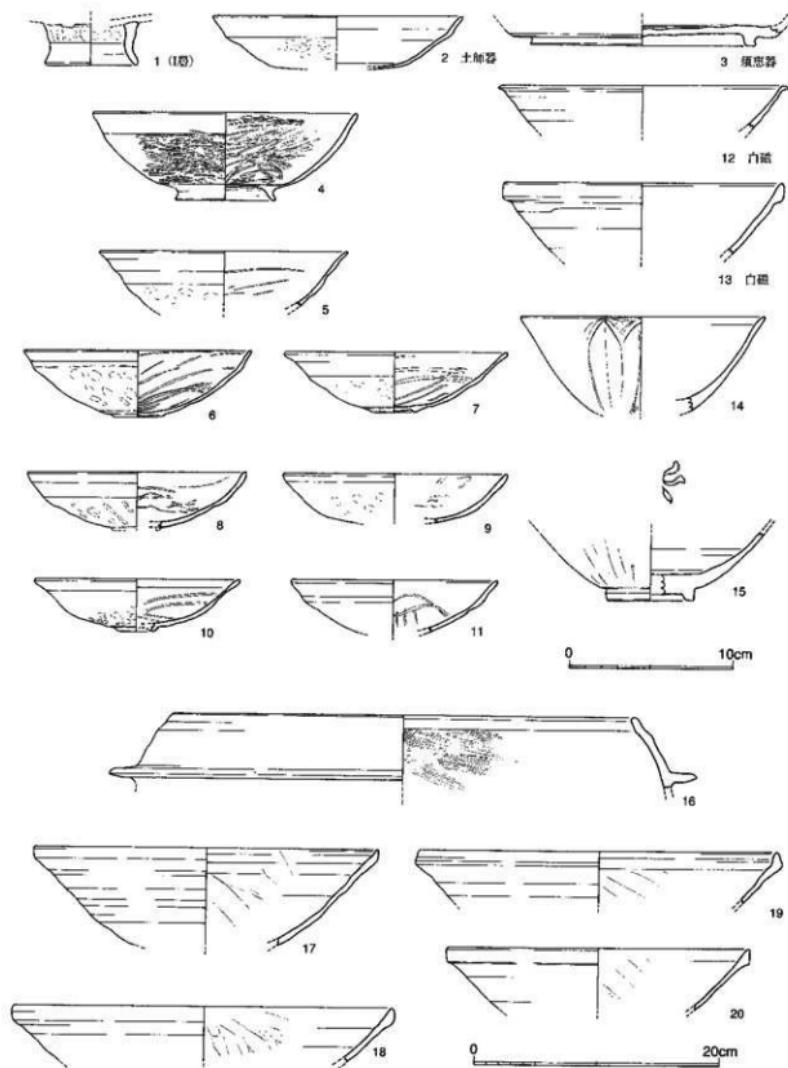
なお、堀1の西側からは水路1が検出されたが、堀1と水路1の間は水路西側の耕作面より約20cmほど高くなっている。ここに、基底面の幅を2.2m～3.0mとする土壌を想定することもできる。この場合、堀1および樋状造構が掘削された後に、その築造時期を求める必要がある。

建物群(第7次調査区) 調査区の南西部で検出した、小規模な掘立柱建物からなる建物群である。建物群は、12世紀末～13世紀初頭に出現し、13世紀後半に廃絶する。建物群にかかる出土

3. 造構・遺物の概略

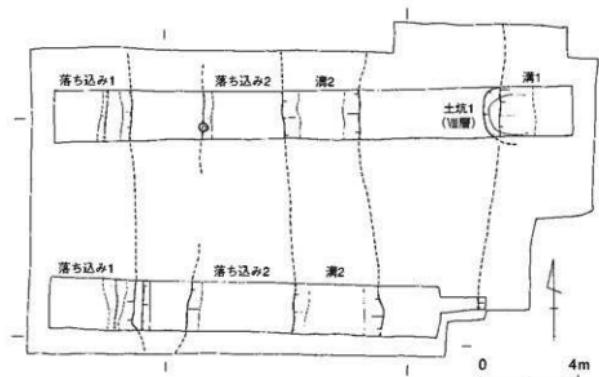


第42図 第7次調査区平面・断面図（1:120）



第43図 番1出土遺物 (1~15/1:3 16~20/1:4)

3. 遺構・遺物の概略



第44図 第3次調査区平面図 (1:200)

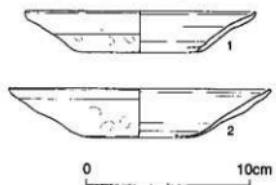
遺物をみると、鉛滓や褐釉陶器細片、青白磁小壺などもみられる。しかし、他の調査例と比較すると、出土遺物の内容やその量は乏しい。

この建物群は、豊島郡条里 5 条 1 里 15・21 号付近に展開する集落中心部から 200m 南に位置し、集落の外周部に立地する。このような出土遺物の様相や建物群の出現時期、集落における位置関係からみて、その居住者は新興農民層に比定できる。

なお、建物群は堀 1 が掘削された後もしばらく継続しており、堀 1 の掘削によってその内部の空間が排他的に占有されたわけではなかったと考えられる。

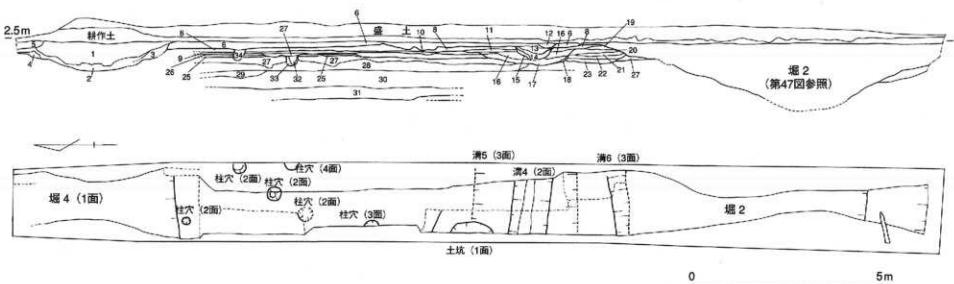
(3) 14世紀の遺構

溝1・溝2(第3次調査区) 今西氏屋敷の南側で検出された、南北方向に伸びる溝である。溝 1 は、検出部分で幅 3.3m 以上、深さ 0.9m をはかる。溝 2 は幅 3.1 ~ 3.6m、深さは 0.65m をはかる。溝 1・2 の掘削時期は確定できない。ただ、検出面である第VII層の堆積時期が 12 世紀中頃以降で、その上層に堆積する第V層は 15 世紀までと考えられることや、出土した東播系須恵器こね鉢細片から 14 世紀頃と言える。溝 1・2 の最下層には、あまり自然堆積層が堆積しておらず、短期間のうちに埋め戻されたと考えられる。これらの溝は、基幹水路や店舗の周囲に巡らされた堀に匹敵する規模を有する。しかし、溝が機能する期間は短く、また遺物もほとんど出土していないことから、そうした性格は考えにくい。



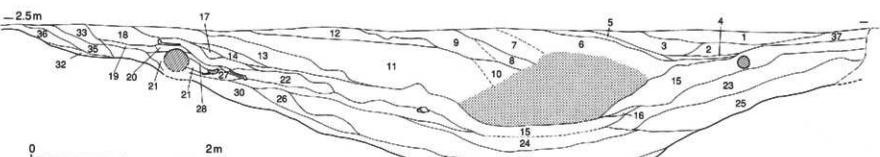
第45図 堀2最下層出土遺物
(1:3)

ところで、今西氏屋敷の南半部は、居宅部が成立する以前は低湿地的な環境であると先述した。また、溝 1・2 の掘削・埋め戻しが終わった 15 世紀には、今西氏屋敷が本格的に展開する。よって、溝 1・2 の掘削は、このような環境と屋敷の建設を前提とした、何らかの開発行為に関連する可能性が考えられる。



1. 暗オリーブ灰色 (5GY3/5/1) 中～細粒砂 オリーブ灰色 (5GY5/1) シルト
トブロックなどを多く含む。
2. オリーブ黒色 (5Y3/2) 黏土 植物遺体を多く含む。土器・陶器を含む。
3. オリーブ灰色 (5GY6/1) 細～粗粒砂
4. 土壌3と同じ
5. オリーブ黒色 (5Y3/2) 楊織～細粒砂に青灰色 (10BG6/1) シルトブロック (耕作土) を含む。
6. オリーブ灰色 (2.5GY6/1) 穢粒砂 緑灰色 (5G6/1) 細粒砂ブロックを多く含む。
7. 緑灰色 (10GY6/1) 比較的均質な中粒砂
8. オリーブ灰色 (2.5GY1/1) 中粒砂
9. オリーブ灰色 (2.5GY5.5/1) 中～粗粒砂 同層北部で3層に分かれ、細分層間に炭化物・土器片を多く含む。
10. 緑灰色 (10GY1/1) 中～細粒砂
11. オリーブ灰色 (2.5GY5/1) 楊織砂 (中～粗粒砂を含む)
12. オリーブ灰色 (2.5GY5/1) 中粒砂に暗灰黑色 (2.5Y4/2) 黏土を含む。
13. 暗オリーブ色 (5Y5/1) シルト～細粒砂
14. 灰色 (NA/0) シルト～細粒砂 層内に駆逐した土壌・土器・炭化物などを多く含む。
15. 灰色 (NW/0) 中～粗粒砂
16. 緑灰色 (10GY6/1.5) 細～極細粒砂 (中粒砂を含む)
17. オリーブ灰色 (2.5GY1/1) 中粒砂 同層シルトブロックを含む。
18. オリーブ灰色 (2.5GY5/1) シルト (中～粗粒砂を含む)
19. オリーブ灰色 (5Y5/4) 粗粒砂
20. 灰色 (5Y5/1) 中粒砂 同色シルトブロックを微少含む。
21. 灰色 (3Y5/1) 中粒砂 同色シルトブロックを少々含む。
22. 緑灰色 (10GY1/1) 楊織砂 (細～中粒砂を含む)
23. オリーブ灰色 (2.5GY5/2) 楊織砂 (細～中粒砂を含む) 最下部から黄土質等が付く。
24. 緑灰色 (10GY6/1) 中粒砂 シルト～極細粒砂を含む。
25. オリーブ灰色 (2.5GY6/1) 中～粗粒砂に緑灰色 (10GY1/1) 細粒砂ブロックを含む。
26. オリーブ灰色 (2.5GY6/1) 細粒砂 緑灰色 (5G6/1) 細～極細粒砂ブロックを含む。
27. 緑灰色 (10GY6/1) 中～粗粒砂 植物遺体を含む
28. オリーブ灰色 (2.5GY6/1) 粗粒砂 緑灰色 (2.5YR5/2) シルト～粘土の互層 植物遺体を含む。
29. 暗オリーブ灰色 (2.5GY6/2) 黏土～シルトに同色粗粒砂ブロックを含む。
30. 緑灰黄色 (2.5YR5/2) シルト (中～粗粒砂ミナ) を多く含む 植物遺体を含む。駆逐していない直層を含む。
31. 灰色 (2.5Y5/1) 比較的堅密な粘土 植物遺体を含む。
32. 灰色 (10YR5/1) 中粒砂 (無機～無機砂を含む) 層下部に柱・木質土あり。
33. 灰色 (10YR5.5/1) 中粒砂 (無機～無機砂を含む)
34. 浅黄色 (2.5YB3/3) 中～粗粒砂 (シルト～極細粒砂を含む) 炭化物を多く含む。

第46図 第1次調査区第3トレーニング平面断面図 (1:100)



1. 灰黄色 (2.5Y7/2) 細～中粒砂
2. 灰黄色 (2.5Y6/1) 細～極細粒砂 瓦、土器類等の遺物を多く含む。
3. 灰白色 (5Y7/2) 細粒砂 (牛糞沙含む) 瓦、土器類等の遺物を多く含む。
4. 暗オリーブ灰色 (2.5GY7/1) シルト～極細粒砂 (自然堆積)
5. 黄灰色 (2.5Y8/1) 細～極細粒砂
6. 明灰黄色 (7.5CY8/1) 細～中粒砂 灰黄色 (2.5Y6/2) 細粒砂～シルトブロックを含む。
7. 灰白色 (7.5Y8/1) 均質な細粒砂
8. 明灰黄色 (7.5GY7/1) 細粒砂～シルト
9. 灰白色 (5Y7/1) 均質な細粒砂 瓦は層間に炭化物を少々含む。
10. 明灰黄色 (7.5GY7/1) 細粒砂～シルト (均質)
11. 明灰黄色 (7.5GY7/1) 細粒砂～シルト (均質)
12. 淡黄色 (2.5Y7/3) 楊織～極細粒砂
13. オリーブ褐色 (2.5Y4/3) シルト～中粒砂 明灰黄色 (7.5GY7/1) シルト・粘土ブロックを含む。
14. 明灰黄色 (2.5Y4/2) シルト (細粒砂を含む) 黄灰色 (2.5Y5/1) 黏土ブロックを含む。
15. 明灰黄色 (2.5Y4/2) シルト (細粒砂を含む) 層間に植物遺体が層間に多く含む。
16. 潟底部分につき、不明
17. 灰白色 (7.5Y7/1) 均質な細粒砂
18. 灰色 (7.5Y6/1) 楊織～粗粒砂 層下部に土器・陶器・植物遺体等を多く含む。
19. 灰白色 (7.5Y7/1) 均質な砂
20. 淡白色 (7.5Y7/1) 均質な砂に明灰黄色 (10GY8/1) シルト等のラミナを含む。
21. 灰白色 (7.5Y6/1) 黏土ブロック間に淡白色 (7.5Y7/1) 均質な砂を少々含む。
22. 暗灰黄色 (2.5Y5/2) シルトに灰白色 (7.5Y7/1) 細～中粒砂のラミナを少々含む。
23. 黄褐色 (2.5Y5/1) シルト～極細粒砂 遺物を含む。
24. 淡黄色 (2.5Y4/2) シルト 植物遺体を多く含む。
25. 灰白色 (7.5Y7/1) 細～中粒砂
26. 灰白色 (2.5Y6/2) シルト (細粒～粗粒砂を含む)
27. 灰白色 (7.5Y7/1) 均質な砂に明灰黄色 (10GY8/1) シルト等のラミナを含む。
28. 灰白色 (2.5Y6/2) シルト (細粒～粗粒砂を含む)
29. 暗灰黄色 (2.5Y5/2) シルト (中粒砂を含む) 植物遺体を多く含む。
30. 暗灰黄色 (2.5Y5/2) シルトと灰白色 (2.5Y7/1) 細粒砂の互層 植物遺体を多く含む。
31. 黄褐色 (2.5Y5/1) シルト～極細粒砂 遺物を含む。
32. 黄褐色 (2.5Y6/1) シルト 遺物を含む。
33. 明灰黄色 (10GY7/1) シルト
34. 黄褐色 (2.5Y6/1) シルト～極細粒砂 層間に中粒砂を含む。
35. 明灰黄色 (10GY7/1) シルト
36. 灰白色 (2.5Y7/1) 細～極細粒砂に中粒砂を含む。
37. 灰黄色 (2.5Y6/2) 細～中粒砂 同色粘土ブロックを多く含む。

第47図 第1次調査区 塚2断面図 (1:40)

(4) 15世紀前半の遺構

溝 5(第1次調査区) 第3トレンチを断ち割り、下層の状況を確認した際に検出した遺構で、第3面から掘削されたと考えられる。幅2.6m、深さ0.4m前後をはかる。埋土は、灰色中～粗粒砂を中心とする自然堆積土である。出土した土器器羽釜・杯状の皿から、15世紀でも早い時期と考えられる。同遺構面からは、このほかに柱穴も検出していることから、掘立柱建物が建築された可能性がある。この時期には居宅南半部の低湿な環境は改善されており、南郷春日社が立地する微高地1の南側に今西氏屋敷居宅部が成立したものと判断できる。

(5) 15世紀後半の遺構

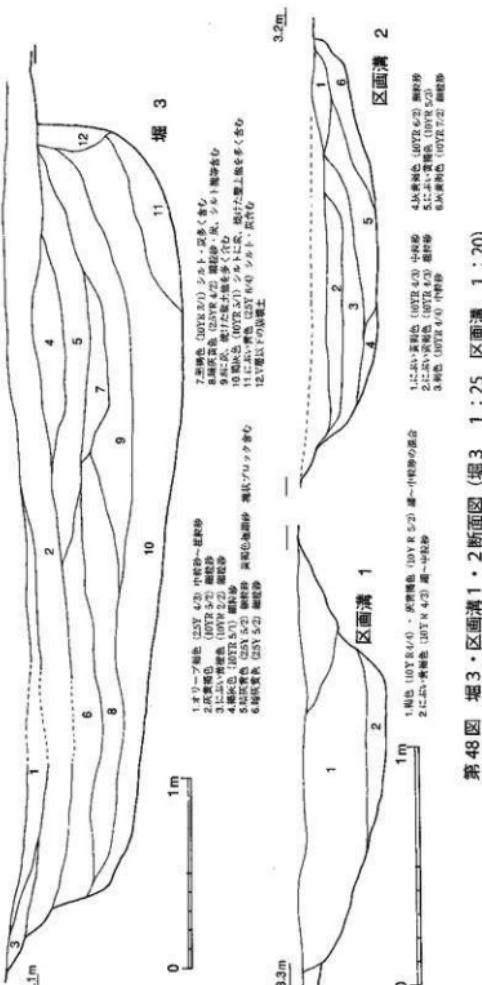
堀 2(第1次・第6次調査区)

第1次調査区第2・3トレンチおよび第6次調査区の各トレンチで検出した、屋敷の周囲に巡らされた堀である。堀2の南辺にあたる第1調査区第3トレンチでは、検出部分で9mをはかることから、実際の幅は10m前後と推定される。深さ1.8m前後をはかり、台形状の断面形を呈する。両岸に土留めが施されるものの、素掘りの堀である。

一方、西辺は第3次調査区第3

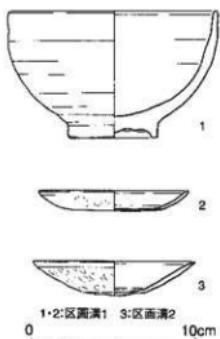
トレンチでは、その北側で幅7m、南側は9m前後、深さ約2.0m前後をはかる。堀2の北側の幅は、南側より2mほど狭く、南郷春日社と居宅側では堀の幅が異なる。

274「南郷今西屋敷絵図」(1823年)に描かれた内堀西辺は、南郷春日社と居宅部分との境界で堀の東辺だけが狭まるように描かれている(第13図参照)。これは、この部分で堀の西岸側も狭まることを確認しないまま、図化したためと考えられる。



第48図 堀3・区画溝1・2断面図(堀3 1:25 区画溝 1:20)

3. 遺構・遺物の概略

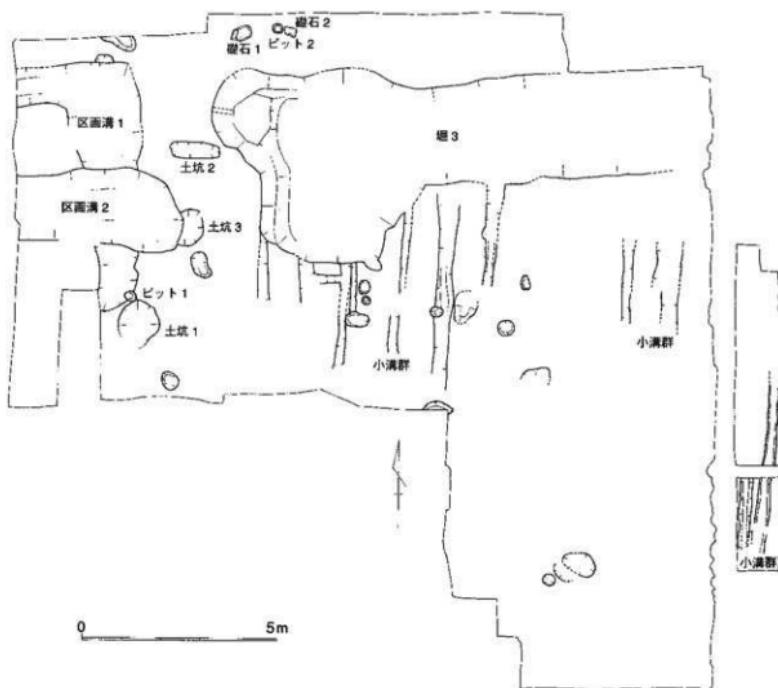


第49図 区画溝1・2
出土遺物 (1 : 3)

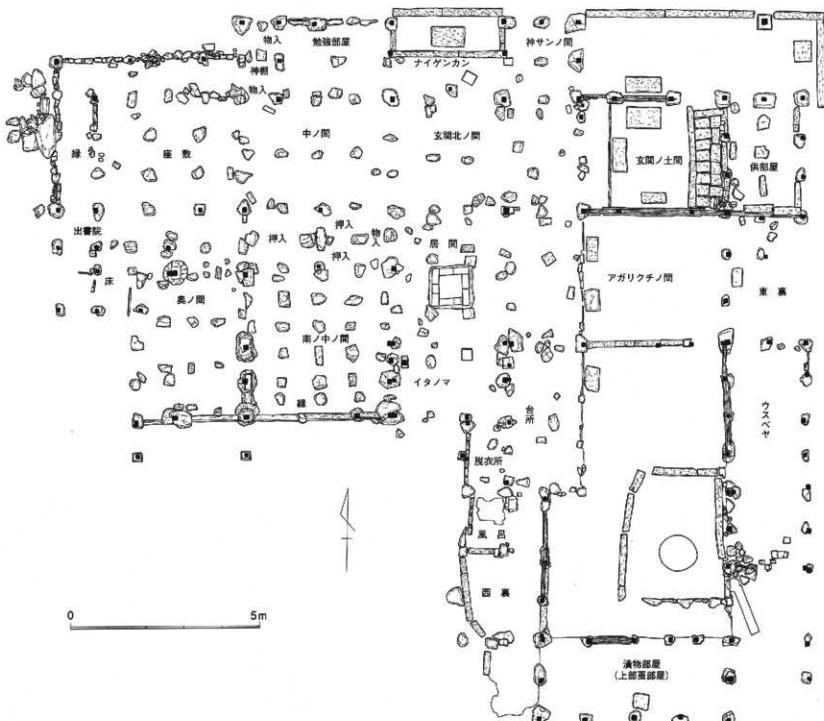
堀2の埋土は、各トレンチ共に上層が人為的な埋戻土、下層は自然堆積土になることで共通する。下層の自然堆積土は植物遺体を多く含み、漬水していたことがわかる。出土遺物の量は南辺の方が圧倒的に多く、屋敷内における空間利用のあり方が反映されている。また、南辺の最上層部からは、多量の京都系土師器皿(16世紀)が出土している。これらは明らかに混入品であるが、今西氏の性格を考える上で重要な資料と言える。

なお、堀2の削削時期は、第1次調査区第3トレンチで検山した堀2の最下層から出土した15世紀後半～末の京都系土師器皿から、15世紀後半に求められる。その後、堀2は土留めなどの改修が行われ、19世紀前半まで機能する。

区画溝2(第5次調査区) 主庭西部で検出した幅1.8m、深さ0.4mの溝である。検出した位置から、居宅部の北辺を示明する区画溝と考えられる。東側に対応する区画溝はないが、堀3によって削平された可能性もある。15世紀末～16世紀初頭の京都系土師器が出土



第50図 旧居宅(宝永の火災以前) 関連遺構 (1 : 125)



第51図 主屋礎石配置図（1：100）

していることから、区画溝の時期は堀2と同じか、やや遅れると考えられる。

(6) 16世紀の主要な遺構

溝 4（第1調査区） 第3トレンチ中央付近、第2面上で検出された東西に伸びる溝である。幅1.0m、深さ0.3m前後をはかる。溝の埋土は大別2層からなり、上下層の境からは被熱した上壁材の大型片や土師器皿などの遺物がまとまって出土した。このうち、被熱した土壁材から、上壁の建物が屋敷内に存在した可能性が考えられる。出土した遺物から、16世紀後半頃の所産と考えられる。なお、溝4は堀2よりも掘削時期が新しくなることから、堀2南辺の内側に土塁は築かれていなかつたと言える。

(7) 17世紀（宝永6年の火災以前）の主要な遺構

区画溝1（第4・5調査区） 主屋西部で検出した、逆L字状に屈曲する区画溝である。最大幅1.5m、深さ0.4mをはかるが、東西部分の溝幅はやや狭く、幅1.5m、深さ0.15m程度である。区画溝2を削平することから、区画溝としては新しい段階のものと考えられる。溝の上面で、産地不明の陶器碗が採集されている。この陶器碗は、肥前系陶器碗にみる17世紀前半の特徴を有することから、区画溝1はこの時期までに埋没したと考えられる。

堀 3（第4・5調査区） 主屋中央付近で検出した、東方向に掘削された堀である。幅2.5m前後、検出面からの深さ0.8m前後をはかる。西側から2.5mのところで南方へ垂線状に伸びる掘出し部分があり、平面は鍵字状を呈する。

堀3の下層は、炭、炭化した木材、被熱した壁土を主体とする。出土した遺物の時期から、下層埋土は宝永6年（1709年）の火災に伴う焼土と推定される。また堀3は、その半分程度が埋め戻された状態のまま、現主屋が建築される。

なお、堀3は第1・6次調査区の堀2から復元した主郭部のほぼ中央に位置することから、居住部と神社城を区分するものと言える。また、堀3は主屋中央付近までしか掘削されていないことから、西側に対応する堀の存在が想定される。

(8) 18世紀以降の遺構と建造物（宝永8年の再建以降）

主屋・台所（第3・4次調査） 現主屋は宝永6年（1709年）の火災後に再建された建物で、台所はその後に増築されたことが、解体修理の際に明らかになっている。礎石が抜き取られた形跡も確認されたが、間取りの変遷までは復元できない。ただし、主屋と台所を比較すると、台所の方に放置された礎石が多く、間取りは頻繁に変更されたと考えられる。また、第3・4次調査で確認された遺構のほとんどが、この時期の主屋・台所に伴う。これらの遺構は、出土遺物と基本層序の関係から4時期に大別したが、遺構の時間軸には長短があり、2時期にわたって継続するものもある。以下、各時期毎に機能したと考えられる遺構名とその特徴を挙げる。

第1期（18世紀） 埋納遺構（京信楽焼陶器鉢を埋納する。）、瓦組遺構（円筒状に平瓦を組み、内部に割れた瓦を充填する。）カマド1～4、風呂釜1・4、洗い場1（割れた瓦を縦に敷き詰め、二和上で覆う。）

第2期（19世紀前半） 瓦組2（雨落ち溝）、瓦敷1、土間A、集石1（掘り炬燄）、間仕切1・2、風呂場1、風呂釜2、洗い場2、カマド5～11、瓦列1・2

4. 考古学からみた今西氏屋敷の変遷

第3期（19世紀後半）風呂場2・風呂釜3・排水施設

それ以外に第2期の遺構が、そのまま機能している可能性が高い。

第4期 解体修理直前の状況で、第2・3期の遺構の中には、集石1（掘り炬達）のように、この時期まで放置されているものもある。

堀4（第1次・第6次調査区） 堀2が埋め戻された後に、新たに掘削された堀である。第1次調査区第1トレンチでは、幅4.45m、深さは0.95mをはかる。その両岸には、土留めが設置されている。なお、堀4は明治15年（1882年）の「大阪府管下攝津国豊島郡瀬村地図」（第55図参照）にも描かれていることから、19世紀末までには掘削されたと言える。また、昭和17年（1942年）の航空写真（第62図参照）では確認できないので、20世紀前半までに埋め戻されたことがわかる。

井戸1～3（第1次調査区） 第1トレンチ北部で、井戸3基を検出した。これらの井戸は調査掘削しなかったため、時期については確定できない。しかし、井戸1は堀4に削平されていることから、19世紀末以前の所産と言える。

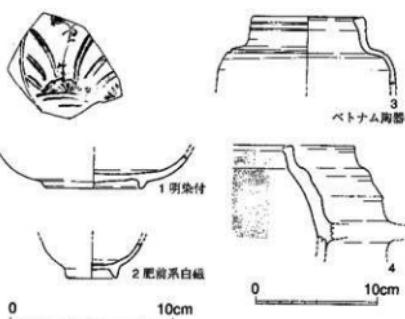
なお、井戸は第1トレンチ北部～中部に集中する。274「南郷今西屋敷絵図」（第13図参照）には、この付近に「此辺井戸」と注記されている。

4. 考古学からみた今西氏屋敷の変遷

ここでは、今西氏屋敷の成立時期など、これまで問題にされてきた点を含めながら、あらためて各調査の成果について総括することにしたい。

（1）堀1・第VII層出土遺物にみる南郷春日社の創建

今西氏屋敷居宅部の成立は、15世紀に求められる。しかし、第1次調査区第3トレンチの第VII層出土遺物から、居宅部が成立する以前に、何らかの施設が屋敷北部の微高地1に存在する可能性を指摘した。一方、明治40年（1907年）に移動したものの、南郷春日社は居宅部より30cm程度高い微高地1の頂部に立地していた。このことは、274「南郷今西屋敷絵図」および屋敷の現況から裏付けられる。現神社の周辺（旧社域南端付近）からは、13世紀後半に比定できる土師器羽釜（第52図4）が採集されている。



第52図 今西氏屋敷内表採遺物
(1・2/1:3 3・4/1:4)

また、幅9m、全長100mを超える巨大な堀1は、一般的な居館の堀の規模をはるかに上回る。このような堀が掘削されるごと自体、それ相応の施設を前提にしなければ、理解しにくい。

13世紀後半は、榎坂郷西部の景観が一新する変革期であり、奈良春日社の直接經營が強化される時期にあたる。さらに、湿地状の耕地内に「堤」状の微高地という景観は、宗教的な施設の立地に相応しいと言える。

史跡の現状や堀1の規模、この時期の社会的状況をあわせて考えると、微高地1頂

部に展開した施設とは、南郷春日社と推定される。奈良春日社が社園経営を強化するために、当地に春日社を勧請する必然性は十分に考えられる（豊中市教委 2005 一付論）。また、堀 1 も南郷春日社の創建に伴って、その社域を明示するために掘削されたと考えたならば、第 7 次調査区の小規模な建物群が、そのまま継続することも特に問題とはならないだろう。

これらのことから、今西氏屋敷が成立する以前の微高地 1 には南郷春日社が創建されており、屋敷の成立はこれを前提とするものであったと考える。

（2）南郷春日社から今西氏屋敷へ

14 世紀には、屋敷南方の第 3 調査区において、溝 1・2 が掘削される。溝の掘削目的は不明であるが、そのあとにはじまる今西氏屋敷の本格的な展開をふまえると、第 1 次調査区一帯における湿地的な環境は、屋敷居宅部の成立以前に改善されなければならない。溝 1・2 も、そうした前提のもとに掘削された可能性が考えられる。

15 世紀前半になると、第 1 次調査区第 3 トレンチ第 3 面において、溝 5・6 が掘削される。その北側には柱穴もあり、この時期に居住区として利用されはじめたことを示す。これ以後、第 3 トレンチでは継続的に遺構が展開するようになることから、この時期をもって今西氏屋敷の成立と考える。なお、堀 1 は洪水の度に埋没し、それを繰り返し浚渫していたが、この時期から浚渫に伴う掘削規模が縮小しはじめる。

（3）今西氏屋敷の居館化

15 世紀後半になると、屋敷の周囲に堀 2 が掘削され、今西氏屋敷は居館的な構造へ変化する。また、その内部は居宅部と南郷春日社という南北 2 つの空間に区分されるようになり、文政 6 年（1823 年）に描かれた 274 「南郷今西屋敷絵図」にみる空間構造が確立する。

ところで、堀 2 の内側から各時期の遺構が検出されており、この部分に土塁が存在した可能性は乏しい。今西氏屋敷は大規模な堀を巡らすものの、土塁については居宅西側の盛り土状遺構以外に推定できるものはなく、中世後期の城館とはやや異なる様相を呈する。

また今西家墓所の成立も、この時期に遡る可能性が考えられる。今西家墓所の石塔で確認できる最古の紀年銘は天文 5 年（1536 年）である。しかし 16 世紀前半には、屋敷は完全に居館化しており、それまでに墓所が形成される前提は用意されている。墓所内外に残る中世後期の舟形仏像（図版 17）や五輪塔残欠などの断片的な資料をふまえて、15 世紀後半には屋敷と墓所が一体となって形成すると想定しておきたい。

（4）近世以降の今西氏屋敷

江戸時代を通してみると、宝永の火災に伴う主屋の再建が一つの歴史的瞬間となる。火災に伴う焼土整理のために、居宅・南郷春日社の境界を区切った堀 3 が埋め戻される。また、主屋の再建に伴い、居宅部の北辺は堀 3 の北側へ広げられる。一方、堀 2 の両岸は土留めによる護岸工事が行われ、19 世紀前半まで維持される。井戸は、第 1 次調査第 1 トレンチ一帯で、集中的に掘削される。

19 世紀後半には、居宅部分の周囲は大きく変化する。まず、堀 2 が埋め戻されると、居宅部の南部が耕地になる。また、現居宅の南側と西側に堀 4 が掘削され、ほぼ現在の屋敷地となる。今西家墓所は近世段階で墓石が整理されるなど、その景観は変容するが、そのまま継続する。

5. 出土遺物からみた今西氏

今西氏屋敷から出土した遺物をみると、中世後期から近世前期の供膳具において土師器皿が占める比率は高い。一方、近世の遺物に茶道関係遺物は少ないが、肥前系磁器には有田内山の製品や白磁が含まれる。以下、これらの特色について検討する。

(1) 供膳具における京都系土師器皿

樺坂郷西部域の集落遺跡では、16世紀頃から上師器皿の出土量が減少する。しかし、今西氏屋敷では、この時期でも土師器皿が定量を占める傾向にある。この中で特筆されるのが、16世紀における京都系土師器皿の存在である。14世紀以降の京都系土師器皿は、有力名主の屋敷の可能性が考えられる穂積遺跡第23次調査区や中世後期の安徳寺（小曾根遺跡第10・13/16次調査）、住吉市庭（穂積遺跡第4次調査）などで出土している。ただし、これらの調査区における京都系土師器皿の出土量は、各時期を通して安定しているわけではない。

一方、今西氏屋敷の場合、第1次調査区第3トレンチの堀2最上層から各時期のものが出土するように、京都系土師器皿が安定的に消費される状況が想定できる。この点は、他の集落遺跡と全く異なる。また、土師器皿への依存度が高いことは、16世紀末から流通はじめる肥前系陶器皿の出土量が少ないとからも裏付けられる。

16世紀における今西氏の京都系土師器への嗜好は、単に経済力だけとは考えにくい。屋敷内に立地する南郷春日社で行われた祭礼との関係も、念頭に置く必要はあるだろう。ここでは京都系土師器皿が、今西氏の性格の一端を示す遺物であることを指摘しておきたい。

なお、今西氏屋敷内からは、第52図3のベトナム陶器が採集されている。『今西家文書』をみると、82「春米充帳」（1520年）の表紙裏に「ならへかわし（奈良へ為替）堺にて尼崎米 十貫文ハ冬預置分」、133「南都運上日記」（1561年）には「大坂へ 二人御かい」とあり、堺や大坂への物資を調達しに行ったことが記されている。ベトナム陶器は、庄本遺跡（豊中市教委2004）でも1例出土していることから、流通経路としては猪名川・神崎川合流点というルートも考えられるが、堺や大坂との関係も含めて考えられよう。

(2) 肥前系磁器と茶道関係遺物

今西氏屋敷からは、多彩な遺物が出土している。このうち、肥前系磁器に関しては、有田内山の製品や、白磁碗・皿、酒会壺の蓋が出土している。また、近世初期の朝鮮産白磁の可能性がある碗や産地不明陶器碗、さらには赤間関産の「大原市之允」銘と刻印（落款）を彫った硯など、各時期を通して特殊な遺物が含まれている。なお、同種の硯の出土例は、あまり知られていない。

遺物の中に、一般的な村落では見られない高級品の類が散見する状況は、江戸時代においても今西氏が地元名主として経済的に裕福であったことを示す。

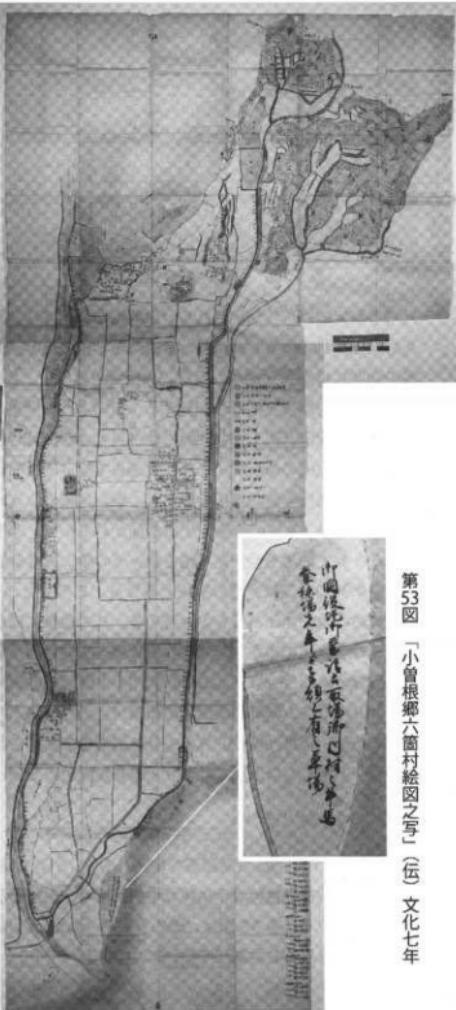
そうした今西氏の経済性をふまえると、茶道関係遺物も注意される。しかし近世遺物のうち、茶道関係遺物は少ない。今西氏によると宅内で茶を栽培し、また茶釜も所有していたと伝えられており、喫茶を行っていたことがわかる。茶道関係遺物の少なさは、宝永の火災などによる喪失や、一般的な供膳具とは異なり、家財として取り扱われたためと考えられる。

第IV章 地理学による検討

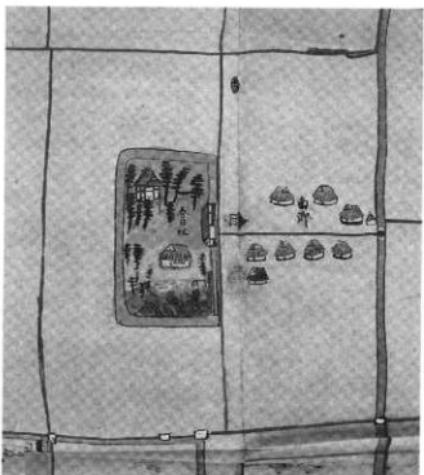
1. 個別資料の検討

(1) 「小曾根郷六箇村絵図之写」の検討

「小曾根郷六箇村絵図之写」は、小曾根郷6カ村一帯の様相を記した絵図であるが、この中に今西氏屋敷も描かれている。その作成年代は明確ではないものの、署名している庄屋の黒判などを『石蓮寺村渡辺春久家文書』や『長鳴ノ内二軒屋荒木正男家文書』と比較した結果から、文化7年（1810年）頃に作成された写しと推定されている。ただし、当絵図の神崎川筋に注記された「御國役堤御普請上取場郷内村々牛馬養秣場昨年ヨリ奉願上有之草場」は、「撰州農鳩郡 小曾根村 浜村 長島村 寺内村 北条村 石蓮寺村 垂水村 明細帳」下（1758年）¹⁾の「一川中置洲 右置洲之儀享保七寅ノ三月京都御代官玉虫佐兵衛様ヨリ開発可被仰付旨被仰渡、則置洲御見分有之候処、開発ニ成候而ハ御國役堤御普請土取場并ニ郷内村々牛馬養草場又ハ肥シ類無之、難儀仕候段御願申上候処、御聞届之上下地之通草場ニ被差置候間數右之通玉虫様江書上ル、其後元文三午ノ二月堤御奉行様江長百七拾間、横平均二拾五間書上ル」という記述に注目すると、その内容は享保年間に遡る可能性が認められる。この点から、絵図にみられる景観も、享保年間のものである可能性を考慮する必要がある。なお本図には、小曾根村北方の住吉大明神の西側に、福寿院が描かれている。福寿院は、少なくとも宝曆8年（1758年）まで浜村にあったことは確実であり（本文28ページ）、当所見と矛盾することになる。しかし、住吉大



第53図 「小曾根郷六箇村絵図之写」(2) 文化七年



第 54 図 絵図中の今西氏屋敷

社域としての特殊性が示される。屋敷内の北側には、松林に囲まれた南郷春日社が、その南面には鳥居が描かれている。ただし、鳥居は薄紅色の絵の具を塗る前に描かれ、上書きされていない。屋敷の南側には主屋が描かれるが、台所部分はない。また、内堀の南辺に沿って広葉樹帯が描かれ、その裏には付属建物の屋根が見える。このような屋敷の状況を、文政 6 年（1823 年）の 274「南郷今西屋敷絵図」（第 13 図参照）と比べると、南郷春日社内の末社がないなど異なる点も認められる。これは、当絵図の縮尺が小さく、細部まで描写できなかつたためと考えられる。

一方、今西氏屋敷の周辺をみると、堀の痕跡となるような遺構等は描かれていません。また、南郷村について、8 件の家屋や小堂が描かれています。家屋のうち、1 件は今西氏屋敷東面に接するように記されていたものが塗り消され、その隣に描き直されています。描き直された家屋の屋根に塗られた絵の具の色調は、他の家屋と異なる。このことから、作図されてから修正にいたるまでには、ある程度の時間差があるものと言える。この絵図に描かれた家屋の数やその位置関係は、後世の航空写真や地籍図に示された南郷村の家屋・宅地とほぼ一致している。今西氏屋敷の長屋門前と南郷村集落域の東端付近（※かつて「大門」と呼ばれていた区域）の北側に、それぞれ小堂が描かれています。このうち、南郷村集落域の東端付近のものは末社と伝えられているが、長屋門前のものは不明である。また、屋敷北東の末社は濃青色で塗彩され、その中に祠が描かれている。描かれた位置は現在の末社とほぼ同じであり、末社が原位置を保っていることが裏付けられる。

（2）地籍図の検討

「大阪府管下 摂津国豊島郡濱村地図」明治 15 年（1882 年）作成（豊中市所管）

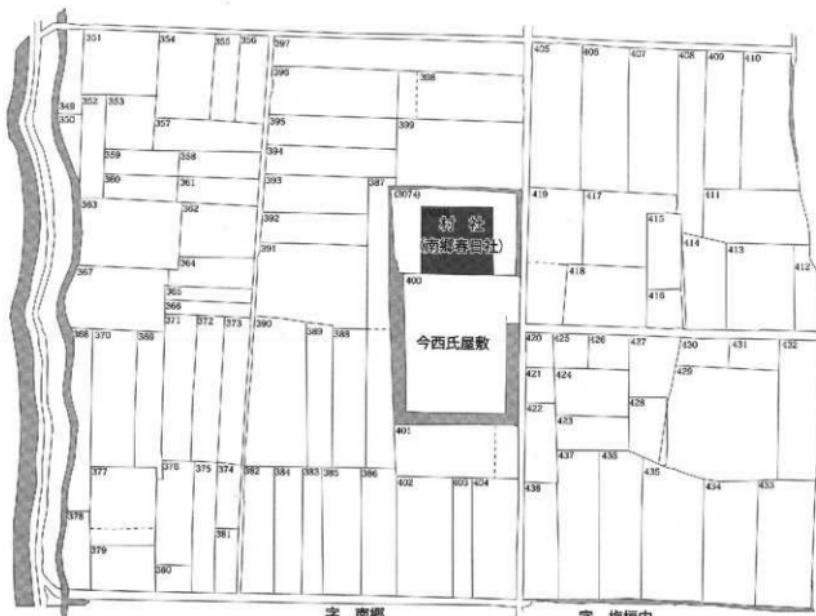
当絵図は浜村の地租改正に伴う地引絵図で、浜村を示す最古の地籍図となる。一字限図としてまとめられている。第 55 図は、そのうち字「南郷」・「梅垣内」の字図を組み合わせたものである。

同地籍図をみると地割が不揃いで、土地境界が鉛錆している。字「梅垣内」北部の水田をみると、

明神が描かれているところは、新たに紙を貼り付けて書き改めていることから、福寿院が移転した後に修正されたと言える（第 33 図参照）。なお、福寿院の移転は、262「為念一札之覚」（1821 年）および 277「村史編纂採集録写」（年不詳）から、文政 4 年（1821 年）以前である。

また、当絵図を第 61 図の昭和 20 年（1945 年）の航空写真（米軍撮影）と比較すると、地形上の特徴に共通するところが多くみられ、原図の精度・描写性も高いと推測できる（図版 26・27 参照）。小曾根郷一帯を範囲とする大型の絵図もあり、原図は幕府が関与する何らかの事業に関連して作成されたと考えられる。

当絵図にみる今西氏屋敷の周囲には堀が巡らされ、その内側は薄紅色に塗彩され、



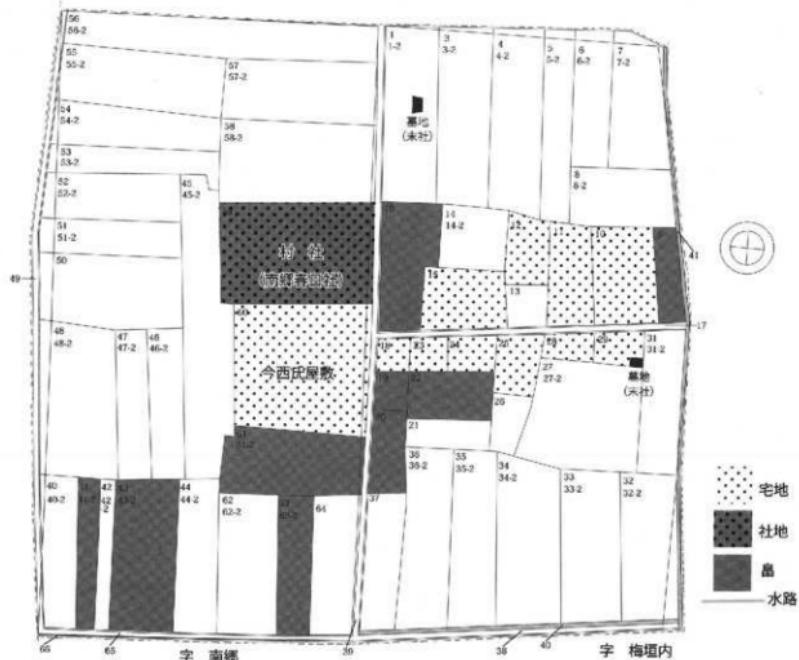
第55図「大阪府管下摂津国豊島郡瀬村地図」(横写・一部改変)

境界に記された寸法と敷地の広さが異なる。よって、この地籍図の精度は低く、土地境界の実態を忠実に反映したものとは言えない。以下、その前提のもとに、同地籍図を検討する。

今西氏屋敷は字「南郷」内に位置するが、字「南郷」の範囲は天竺川東側の堤防まで広がる。その範囲において、堀1の形跡を示す地割は認められない。今西氏屋敷をみると、南郷春日社の社域は朱塗りされ、居宅部と区別されている。社域中央は南北15間、東西16間とされ、周囲三方は空白地となっている。居宅部の周囲には溝が表記されているが、これは第1次調査第3トレンチなどで検出された堀4に比定できる。堀4は、堀2が埋め戻された19世紀後半に掘削されたものとされる。なお、堀4の南辺は401番の北側に掘削されているが、これは堀2が埋め戻された後の耕地化に伴って移設されたものであり、近世今西氏屋敷の範囲を示すものではない。また、387番は南北1町と長く、堀2の名残をとどめていると言える。

字「梅垣内」をみると、今西氏屋敷北辺から東に向かって境界線が伸び、その南北で地割の様相が大きく変わる。この境界の南側は大小様々な区画が不規則に混在し、北側のような耕地特有の規則的な区画と大きく異なる。よって、この境界線は南郷村集落域と、耕地域を区分する土地利用上の境界として認識できる。一方、集落南辺と耕地を区切る境界は、今西氏屋敷の南辺の延長ではなく、直接的な関係は認められない。ただし、423番の南側の境界は、今西氏屋敷南辺から約10mほど北方にあり、その食い違いは今西氏屋敷の堀の幅と一致する。

なお、当地簡図から、南郷村集落域における土地利用の状況は把握しにくく、



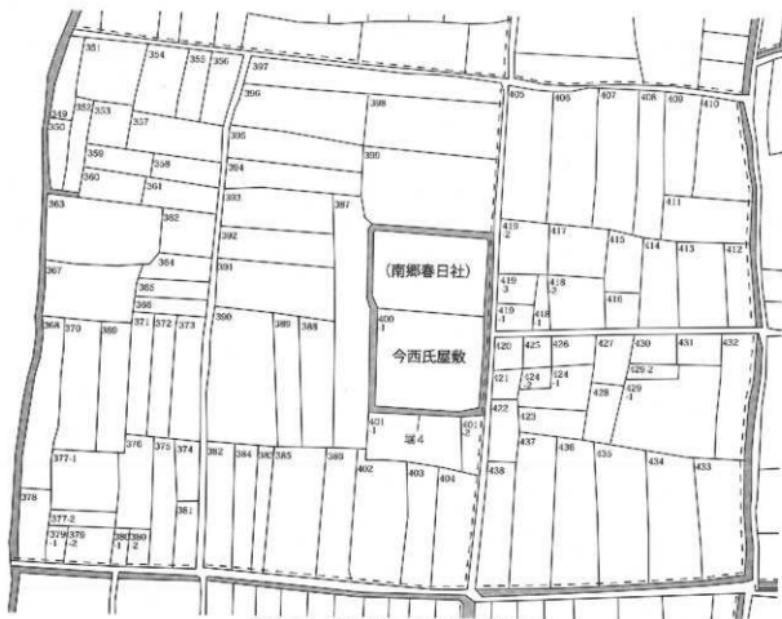
第 56 図 「漁村全図」(模写・一部改変)

※ 同図は、字界部分で食い違うところがあったが、これは先の第 55 図や航空写真などを参考に補正した。
※ この地籍図に記載されている地番は、現在使用されていない。現在の地番は、先の第 55 図に付されたものを踏襲しているので、本報告もこれに従っている。

「漁村全図」明治 18 ~ 20 年 (1885 ~ 1887 年) 作成 (農中市所管)

「漁村全図」の作成年代は不明とされるが、戸長の署名があることから、市町村制公布以前に作成されたことは明らかである。また、先の「大阪府管下摂津国豊島郡漁村地図」よりも測量・作図の精度が高いことから、それより新しくなることは間違いないく、明治 18 年から同 20 年に行われた地押調査に伴う更正地図と考えられる。なお、同地籍図も一字限図のため、字の境界付近の地割が字「南郷」と字「梅垣内」で食い違うなど、若干の誤差が認められる。第 56 図は、字「南郷」と字「梅垣内」を組み合わせた時に生じた誤差を補正した上で掲載した。

同地籍図をみると字「南郷」の範囲は変わらないが、図面は二つに分割される。また、今西氏屋敷居宅部の周囲に巡らされた溝は省かれ、屋敷の形状は歪になっている。社域はすべて朱塗りされ、全体的に「大阪府管下摂津国豊島郡漁村地図」より、簡素に描写されている。また、「大阪府管下摂津国豊島郡漁村地図」に示されていなかった屋敷北東と南郷村東部に位置する末社が、「墓地」として記入されている。このうち、南郷村東部の末社は、「小曾根郷六箇村絵図之写」に示された位置と異なる。



第57図 「大字図」(模写・一部改変)

字「梅畠内」をみると、不規則な土地境界は整理され、実態が明瞭に把握できるようになっている。これをみると、南郷村集落域と水田を区画する境界線が、今西氏屋敷北辺の延長にあることが確認できる。また、415・416・427・428番の4筆を境に、西側に畠が多く分布すると共に、この4筆を含む西側の範囲が、今西氏屋敷とほぼ同じ形状になることが指摘できる。一方、当地図には土地利用の状況も記入されているが、これをみると南郷村集落には9戸分の宅地があったことがわかる。その位置関係などは、先の「小曾根郷六箇村絵図之写」と共通しており、写しが南郷村を忠実に描写していたことがわかる。

「大字図」昭和38年（1963年）複製（豊中市所管）

原図が作成された時期は明確ではない。今西氏屋敷と南郷村集落域の北辺を区切る境界が大きく食い違っている。先の一字限図である「濱村全図」が字界付近の地割に誤差が認められることを指摘したが、この図はその誤差を補正せずに編集した可能性が考えられる。第59図などの航空写真をみると、南郷春日社北辺と419-2番の北辺が大きく食い違ったり、401-1・2番の南辺が大きく南へ張り出す状況は確認できない。

この地籍図では、今西氏屋敷の周囲に巡らされた堀4が、再び示されるようになる。また、南郷村については各敷地の分筆が進み、地目等の注記もなくなっていることから、「濱村全図」に比べて集落内部の様相は把握しにくくなっている。



第 58 図 昭和 3 年航空写真
(大阪市都市計画局提供)



第 59 図 昭和 17 年航空写真 (拡大)
(大阪市都市計画局提供)

(3) 航空写真的検討

昭和 3 年航空写真 (大阪市撮影)

この航空写真的原板はガラス乾板ということもあり、画像の鮮明さに欠ける。このため、堀の痕跡を判読するなどの詳細な分析に耐えるものではない。しかし、宅地・耕地・森林等の土地利用の状況は判読でき、ある程度の検討は可能である。

当写真では、今西氏屋敷と南郷村がある程度判読できる。今西氏屋敷内は、南北に区画されているように識別できる。南郷村については、7 戸前後の住宅と耕地が混在しつつ展開する。ただし、住宅の正確な戸数については、解像度の限界から確定できない。

昭和 17 年航空写真 (大阪市撮影)

この航空写真是、高い解像度を有するものであり、画像は鮮明である。

今西氏屋敷の周辺をみると、383 番の畠の南側 (第 59 図中の円を囲んだところ) が周囲より黒ずんでおり、明らかに湿地的な状況が推定できる。このような状況は、周囲全体に認められるものではない。しかし、確認された敷地は畠であり、周囲の水田に比べて乾燥した土壌であることをふまえると、局所的な状況として一蹴できない。また、シミ状に黒ずんだところの位置や範囲は、第 7 次発掘調査で検出された堀 1 と類似する。のことから、この部分が堀 1 の形跡となる可能性が指摘できる。

今西氏屋敷をみると、北側の神社と南側の主屋、長屋門や南側の土塀など、屋敷内の状況が判読できる。北東の水田の中に樹木が生えており、末社に比定される。

一方、南郷村については、8 戸程度の住宅や集落内の地割、水田の区画などが把握できる。南郷村集落域の内部には耕地が多



第60図 昭和17年航空写真（大阪市都市計画局提供）

508



第61図 昭和20年航空写真

((財)日本地図センター所蔵 米国公文書館 米軍撮影空中写真)

く認められる。住宅と耕地が混在する状況は、この写真をみると限りにおいても、他の集落にはない特徴として注意される。

なお、昭和3年の航空写真と比べて、今西氏屋敷の周囲に住宅が増えている点は注意される。

昭和20年航空写真（米軍撮影）

軍事目的ということもあって、極めて高い高度から撮影されており、昭和17年撮影の航空写真よりも解像度が低い。

このため、この航空写真からは、堀1の形跡などは確認できない。今西氏屋敷や南郷村集落はやや不明瞭であるものの、昭和17年の状況と変わらないことが確認できる。屋敷北東に位置する末社の位置は把握しにくい。



第62図 昭和20年航空写真（拡大）
（財）日本地図センター所蔵
米国公文書館 米軍撮影空中写真)

2. 絵図・地籍図・航空写真からみた今西氏屋敷

（1）今西氏屋敷の様相

これまで、今西氏屋敷にかかる絵図・地籍図・航空写真を個別に検討した。この結果、昭和17年の航空写真において、浜1丁目383番にあたる畠の南側で湿地的な状況を確認し、堀1南辺跡になる可能性を指摘した。

堀2については、文化7年（1810年）頃に作成されたと考えられている「小曾根郷六箇村絵図之写」で明確に描かれており、文政6年（1823年）の274「南郷今西屋敷絵図」とほぼ共通することを確認した。また、「大阪府管下 摂津国豊島郡濱村地図」では、堀2が埋め戻された後に、居宅部の周囲に堀4が巡らされることがわかった。

一方、今西氏屋敷内部の様相や屋敷北東の末社については、絵図・地籍図・航空写真で確認できた。屋敷内の特徴は、これらすべての資料で共通しており、少なくとも江戸時代中期に遡って、現在に近い景観であることが判明した。

南郷村東部の末社は、「小曾根郷六箇村絵図之写」と明治18～20年の「濱村全図」では異なる位置にあり、移動した可能性が考えられる。また、長屋門の前に描かれた小堂も、航空写真や地籍図では確認できないことから、19世紀末までに撤去されたと考えられる。

以上、今西氏屋敷とその周辺の景観が、江戸時代中期から200年以上にわたって安定していたことを、絵図・地籍図・航空写真から確認した。

（2）南郷村集落と地割

今西氏屋敷の東側に展開する南郷村についても、集落景観などの興味深い情報が得られた。まず、「小曾根郷六箇村絵図之写」で描かれた住宅が集落そのものを示すことを、先の「濱村全図」や昭和13・17年の航空写真から確認した。このことは、南郷村集落の住宅数が長期にわたってほとんど変動

せず、極めて安定的に推移したことを物語る。その安定性からみて、南郷村集落の景観は近世中期より、さらに遡ると考えられる。

南郷村集落の地割は、今西氏屋敷北辺から東の中溝に延びる境界によって、耕地域と明確に区分される。また、地籍図と航空写真から、南郷村集落域は宅地と耕地が混在することが判読できる。航空写真をもとに周辺の集落と比較してみると、南郷村以外の集落は住宅が密集し、耕地が多く混在する例はない。南郷村の集落景観は、極めて特異と言える。また、集落域にある 417 番や 429 番の耕地は、隣接する南北の水田と区画（畦）を共有してよいはずであるが、集落域の地割が先行している。これは、もともと宅地であった敷地が、耕地化することで成立するものと解釈できる。なお、中世後期の集落に伴う地割が、そのまま耕地の区画に踏襲されることとは、高塚遺跡（岡山県教委 2000）などで確認されている。

集落域における耕地の利用状況をみると、東西幅 10m 前後で南北に連なる 415・416・427・428 番を境に、その西側では宅地以外に畠が多く認められる。それは、この 4 筆から西側が、微高地であったことを示す。また、この 4 筆が集落内における地形的な境界となる可能性も考えられる。その 415・416・427・428 番の東端から今西氏屋敷の西端（堀 2 外側）までの距離は 107m 前後となる。南郷村集落域北側の水田との境界は、今西氏屋敷の北辺の延長にあり、4 筆を含む西側の範囲は今西氏屋敷と対称形に近い形状となる。これら 4 筆を含む西側の範囲における地割や土地利用上の特徴については、考古学・文献史学における検討成果をふまえた上で、改めて検討すべき課題と言える。

第VII章 文献史学による検討

1. 検討の前提

ここでは、今西家に伝わる『今西家文書』を中心に、今西氏屋敷の成立などについて検討する。『今西家文書』にかかる個々の史料については、平成16年（2004年）に刊行された『春日大社南郷日代 今西家文書』に掲載した。なお、引用した史料の冒頭に記した番号は、すべて上記報告書の史料番号に対応する。

（1）社家・目代と今西氏

『今西家文書』は、垂水西牧を管理した目代今西氏の文書である。その今西氏が社家として史料に初見するのは、182「垂水西牧西方雜掌職契約状」・183「垂水西牧西方雜掌職契約状案」（1339年）で、「社家春葛」あるいは「社家中臣春葛」と記されている。享保15年（1730年）と昭和52年（1977年）に2度写された今西家の家系図である「南郷今西家譜」（末中2004）によると、中臣春葛は第22代で、初代社家になったとされる人物である。

また『今西家文書』の176「後村上天皇口宣案」（1351年）、178「長慶天皇口宣案」（1372年）、177「後円融天皇口宣案」（1372年）では、采女春廣（今西氏23代）、采女春高（今西氏25代）、采女部春持（今西氏24代）が確認され、今西氏は南北朝期に采女氏と称していた。なお、永正14年（1517年）以降の199「池田正久書状」は「今西宮内少輔」に宛てられており、その頃には今西姓を名乗るようになったことがわかる。また「南郷今西家譜」では、大永元年（1521年）に今西氏に改姓したと記述されている。

一方、「目代」は延応2年（1240年）の14「摂州豊嶋仲条垂水西穂積御庄領家延応2年田畠坪付帳」（この史料は、後世の写しの可能性が高い。）に現れる。以後、23「垂水西牧結番日録」（1365年）、27「垂水西御牧櫻坂郷西方応永十六年取帳」（1409年）、28「新人般若料田会坪付帳」（1428年）、43「新大般若会料田坪付帳」（1448年）などに、「目代」あるいは「社家日代」が署名している。今西氏（采女氏）が目代であることが確認できるのは、186「南郷御供米切出分注文」（1546年）の「目代今西橋五郎」まで下る。しかし、少なくとも今西氏（采女氏）が社家として現れる南北朝期以降の目代が今西氏であったことは、ほぼ間違いないだろう。

ところで、「目代」・「社家目代」の他に、「南郷日代」や「南部日代」もみえる。248「権専当琳春書状案」（1478年？）・247「供日代尊忠書状案」（1479年？）は「南郷目代殿」宛てに送られており、文明年間頃までに「南郷目代」と称するようになる。社家目代と南郷目代が同じく今西氏を示すことは、193「川北長卿書状」（1585年）の「南郷御日代 今西橋五郎」とあることから裏付けられる。

239「池田長政禁制」（1562年）は、「南部 日代 今西宮内少輔（春憲）殿 同左京亮殿」宛てに送られていることから、南部目代も今西氏であることがわかる。また、50「垂水西牧櫻坂方取帳」（1514年）に「南部目代（花押）」としていることから、この時期までには「南部目代」とも称するようになったと言える。しかし、同時期の214「三宅岡村書状」（1534年）のように「南郷目代殿」宛ての書状があり、「南部目代」と「南郷目代」は併用される。『今西氏文書』に103「南部算用狀」

1. 検討の前提

(1536年)・247「供自代尊災書状案」(1479年?)などがあるように、興福寺が垂水西牧の經營に深く関与したことから、「南都自代」と称したと考えられる。

以上のとおり、社家であった今西氏は、はじめ采女氏を名乗り、自代・南郷自代・南都自代をつとめたことを改めて確認した。

(2) 櫻坂郷・南郷・南郷村

一般的に、今西氏が下向したのは垂水西牧櫻坂郷であるとされるが、『今西家文書』をみると櫻坂郷以外に「南郷」という地名がみられる。また、稀に「南郷村」という地名も現れるので、櫻坂郷とこれら地名との関係を整理しておく。

『今西家文書』において、まず櫻坂・垂水・小曾根・穂積の4カ村の総称として現れるのは、櫻坂郷である。櫻坂郷は「和名類聚抄」²⁵に見えないことから、中世的郷名と推定される。櫻坂郷は、1・2「垂水西御牧櫻坂郷田畠取帳」(上・下)(1189年)に初見し、その後一般的に使われるが、27「垂水西御牧櫻坂郷西方応永十六年取帳」(1409年)を最後にほぼ見られなくなる。

「南郷」が櫻坂郷あるいはその一角を示すものとして初見するのは、『勝尾寺文書』の「摂津国勝尾寺公文所廣円中状案」²⁶・「摂津国南郷穂積村山賦入交名注文」(1340年)などである。一方、『今西家文書』では、やや遅れて24「大般若会始行事」(1400年)の「一 南郷中へ赤飯一斗一ハチニ入テ酒一斗 氏人肴三前 中座肴二前」に現れる。その翌年に作成された、25「垂水西牧四百八十町田数注文」(1401年)の端裏書にも「南郷惣目六」と、南郷が使われている。また、28「新大般若会料山坪付帳」(1428年)には「摂州豊嶋郡南郷内」とあるが、当史料に記載された条里の範囲から、南郷が穂積村だけではなく、櫻坂郷全体を示していることが確実にわかる。42「南郷舎人院方六名田數坪付帳」(1442年)や58「摂州垂水西牧南郷番文」(1487年)から、15世紀中頃には櫻坂郷のことを南郷と示すことが一般的になる。さらに65「南郷五ヶ村段錢帳」(1505年)では、服部村を加えた旧櫻坂郷の各村落の総称として定着し、近世まで一般的に使われる。

南郷村が『今西家文書』に初見るのは、62「南郷所々引付」(1488年写)に収められている「一每年正月十一日 吉書之所下」(1403年)で、そこには「南郷村名主沙汰人百姓等」とある。また、同史料には「春日社 南郷村御神供並供菜持足口 合毎月下旬分一日別御供米五斗 供菜錢口」とみえる。一方、同種の史料である57「摂州所々取帳」(1487年)の同じ部分には、「一 春日社毎月朝御供支配事 併毎月十一日南郷~」とあり、垂水村・櫻坂村・小曾根・服部村・穂積村の総称として、南郷が用いられている。これに基づくならば、先の62「南郷所々引付」にみる南郷村も、その使用法から南郷と同じものを意味すると判断できる。なお、天正7年(1579年)と推定される163「春日御神之御供料南都領書上」で「南郷村」は「桜井郷」と併記されており、南郷村は中世末期まで使われていたことがわかる。これらより、中世史料に見える「南郷村」は、「南郷」あるいは「南郷五ヶ村」と同じ意味で使われたと言える。以上から、14世紀中頃まで、櫻坂郷から南郷(村)へと地名称が変化しはじめることが判明すると言えよう。

江戸時代になると、234「板倉勝重禁制」(1614年)に小曾根郷が初見する。その後、『豊嶋郡誌』²⁷や「摂州豊嶋郡 小曾根村浜村 長島村 寺内村 北条村 石蓮寺村 垂水村 明細帳」²⁸でも「小曾根郷」が用いられており、「南郷」は公的には使われなくなる。

「南郷」が櫻坂郷に代わる当地域の総称として使われるだけではなく、春日社神主の居住域である「南郷」も意味することは、今西春芳が元文元年(1736年)に著した『豊嶋郡誌』で述べられ

おり、また永島福太郎の研究（永島 1951）によっても明らかにされている。

たしかに江戸時代には、南郷は『豊嶋郡誌』に「浜村ノ内南郷」、『撰津名所図会』^{※10}に「小曾根郷南郷村」、『五畿内志』^{※11}に「濱南郷邑」と記されるように、今西氏屋敷とその東に隣接する集落、あるいはその一帯を指し示すようになる。よって、これら近世の南郷村は、今西氏屋敷とその東方に展開する集落を示すもので、中世の南郷村とは全く異なることに注意しなければならない。

2. 『今西家文書』にみる今西氏の行動圏と活動拠点

（1）垂水西牧における今西氏の活動

今西氏（采女氏）が『今西家文書』に最初に現れるのは、182「垂水西牧西方雜掌職契約状」・183「垂水西牧西方雜掌職契約状案」（1339 年）である。ただし、この段階では「西方名主」と雜掌職の契約を交わしただけで、在地における活動は史料上、確認できない。今西氏の活動の一端が知られるようになるのは、14 世紀後半からである。この時期、有力農民や土豪層を番頭に、その配下に番子となる農民層を編成する番頭制が、南郷（桜坂郷）で施行される。その番の構成を記した 23「垂水西牧結番目録」（1365 年）には、「清重番 半番 目代方」と記述されており、目代が番頭制の一翼を担っていたことがわかる。

15 世紀になると、24「大般若会始行事」（1400 年）から、今西氏が南郷内において大般若会を催行したことがわかる。また、29「神供料所撰州豊嶋郡桜井郷本田帳」（1429 年）などから、この時期には垂水西牧桜井郷の経営にも関わっている。そのほか 57「撰州所々取帳」（1487 年）には「一 垂水社上分錢事」と記されているが、66「南郷五ヶ村段錢帳」（1505 年）には「一 垂水社分 六町 分錢貳貫七（八十文）分文」とあり、今西氏が南郷内に所在する垂水社領分に関して、雜掌と共に垂水社上分錢の納入に関与していたことがわかる。このように 15 世紀には、垂水西牧における今西氏の活動が明確に把握できるようになる。なお、57「撰州所々取帳」（1487 年）の「一 西方職士之事 為日代成敗申付者也～（略）～ 一 東方職士事 服部南方抱也（以下略）」という記述からは、今西氏が西方職士を直接管理下に置き、東方職士は服部の南郷が受け持っていたことがわかる。

一方、土地台帳類をみると、38「御牧光淨指出帳」（1479 年？）の「同卅坪半卅六歩 目代方」、39「御牧光末名指出帳」（1479 年？）の「五条二り廿七坪二反 今堀方 目代方（以下略）」などのように、「目代方」と注記された坪が 15 世紀後半以降、散見されはじめる。また、172「不審分書上」（年不詳）には「春持賀徳也」の注記がみられるように、今西春持の代（16 世紀前半）には垂水西牧内の耕地を主体的に集積していたことがわかる。157「御神供田取帳」（1577 年）では、「半畠 長ノ新衛門作ニカヘして作申候也 自分也 寅ヨリ新衛門半畠ハ返申也 年貢分半モ可納者也」と地主的な経営を行ったことがわかる。なお、140「南郷目代分検地帳」（1585 年）には、服部村に 1 町大 50 歩の耕地を所有していたことが記されている。

（2）運上帳・算用状などにみる今西氏

『今西家文書』に運上帳が初見するのは永正 13 年（1516 年）であるが、55「毎月御神供同供葉持足帳」（1487 年）に「西方御神供運上潤月分人夫足之事」とあり、また 102「下行帳」（1536 年）には「社御弊料上方へ」、「春日社御弊料（幣）料奥方へ（神主）方へ」とある。のことから、長

2.『今西家文書』にみる今西氏の行動範囲と活動拠点

享元年（1487年）以前から年貢の運上等に関与し、その経費等を管理していたことがわかる。また、77「御神供運上帳」（1516年）では「十二廿七 社參於上洛之時 十貫文 こほりかうか兵衛方へ」とあり、今西氏が奈良春日社へ出向すること自体が非口常化しつつある状況が看取できる。125「南都運上口記」（1553年）では、「箕面へ遣仕候」、「五百文ハ桜井へ遣し仕申候」とあり、南郷の周辺地域に定使を派遣している。このことから、今西氏の拠点が、すでに南郷にあったことが認められる。

算用帳類をみると、66「南郷五ヶ村段錢帳」（1505年）には「福田寺にて寄合時 三百文 酒肴」とあり、豊嶋郡条里6条1里32坪に位置する福田寺で開かれた寄合に、今西氏は酒肴を差し入れている。また、82「春米売帳」（1520年）の表紙裏に「ならへかわし（奈良へ為替）堺ニテ尼崎米 十貫文ハ冬預置分」と記されているとおり、摂津西部一帯で経済的な活動を行い、奈良春日社とは離れた位置にいたことが裏付けられる。103「南都算用状」（1536年）では、「八十四 池田方へ卷数本」「八十四日 原田へ両人礼式」とあり、池田に拠点をおいた池田氏や南郷の北西に位置する原田郷に拠点をおいた原田氏など、周辺の国人層との密接な関係が確認される。

以上より、15世紀後半までに日代今西氏の活動範囲は垂水西牧南郷を中心とするものになり、土地台帳からみても今西氏が南郷に拠点を置いていたことはほぼ間違いないと言える。

（3）目代被官衆の存在

今西氏が被官衆を有していたことは、230「松山二兵衛尉書状」（1536年）の「社家披官人儀」、227「荒木宗次書状」（1564年）の「御被官中棟別之事」、228「秋岡甚兵衛尉・古沢弓右衛門尉連署状」（1565年）の「南郷日代被官衆」などの記述からわかる。

一方、65「南郷五ヶ村段錢帳」（1505年）には、「郡之左衛門太郎ニ下行」「都衛門四郎ニ下行」とあり、その後『今西家文書』中の史料に郡氏という人物が散見するようになる。郡氏は、77「御神供運上帳」（1516年）・「こほりかうか兵衛」、89「南都御算用状」（1536年）・「郡五郎兵衛」、129「南都運上口記」（1557年）・「かうりノ兵衛」・133「南都運上口記」（1561年）・「かうりノ兵衛」に現れ、16世紀前半を中心に確認される。郡氏は運上口記・算用状以外には確認できず、今西氏のもとで年貢等の物資輸送や春日社への連絡などの役割を担ったと考えられる。ところで、郡氏は名字を有しているが、『今西家文書』中の土地台帳に「番頭」などの有力者として現れないことから、南郷東方の職士を管理した服部南氏のような存在とも異なる性格が見出せる。

また、105「御神供田畠部村御内検帳」（1536年）をみると、「御内 弥三郎」「御内 彦衛門」「御内 左衛門」と、「御内」を肩書きにもつ人々が耕作者として現れる。彼らは今西氏の被官衆と考えられるが、耕作者として現れることが多く、姓をもたないことから郡氏とは異なる存在と位置付けられる。157「御神供田取帳」（1577年）にみる「御内之藤衛門」は、濱村の名主と同列に記載されることから、濱村に居住していた可能性が指摘できる。しかし、天文年間にみる「御内」については、前後の史料などから同名の人物は確認できず、居住地は確定できない。なお、「御内」を肩書きにもつ人々が、史料に現れるのは16世紀前半である。

このように、今西氏と私的な関係で結ばれた人々が存在することが、各種の史料から確認できる。先の被官衆は16世紀前半に初見するが、郡氏や「御内」とする被官層も同じ時期に現れている。こうした人々が、「被官衆」であったのだろう。

なお、史料上に見える「御内」は天文年間で3人、天正年間で2人である。これに郡氏と定使（2

人前後）を加えると、各時期における今西氏被官衆は、最低でも5～6人くらいいたことがわかる。

3. 今西氏屋敷と南郷春日社

ここでは、今西氏の活動拠点となる屋敷の位置と、その成立時期について検討する。

屋敷の位置については、238「篠原長房禁制」（1566年）が「摂州豊嶋郡内南郷目代館」宛てに発給されていることから豊嶋郡内にあること、220「河原林正頼書状」（1518～20年）に「南郷之内南都日代方」と記されていることから、豊嶋郡内の南郷にあったことがわかる。また「櫻坂義弘披露狀」（1538年）には、天文2年（1531年）に目代方の宿所が一揆により「焼亡」したと記されており、238・220とあわせて、今西氏屋敷が16世紀前半までに成立していたことは確実である。

今西氏屋敷内に鎮座する南郷春日社については、274「南郷今西屋敷絵図」（1823年）や神社本殿の棟札（1747年・1907年）などから、江戸時代には現在の位置より、やや北側にあったことが裏付けられる。240「和田惟政禁制」（1570年）は、「小曾祢春日社」宛てに発給されているが、この時期の土地台帳を見る限り、小曾祢村に南郷春日社以外の春日社が鎮座した可能性はない。よって、南郷春日社が16世紀後半までに成立していたことは確実である。

以上から、今西氏屋敷の存在が史料から確実に見出せるのは16世紀、南郷春日社については16世紀後半になる。しかし、今西氏屋敷がそれ以前に成立していた可能性は、以下の史料から推定される。

59「新大般若会料田坪付取納帳」（1487年※正長元年（1428年）の文書の写しであるが、永享3年（1423年）の記事も含まれている。）の「一 御牧光清名脇住事」には、「自 屋敷 同（五条一リ）坪半坪六歩」とある。5条1里30坪は、今西氏屋敷が立地する坪に比定されるが、そこに「屋敷」の存在が記されている。むろん、光清の屋敷となる可能性もあるが、59「新大般若会料田坪付納帳」には「一反半 自分」という記載があり、「自 屋敷」の「自」も「自分」すなわち目代のことと考えられる。この点については、38「御牧光淨指出帳」（1479作）に、「同坪半坪六歩 目代方」と記されていることが参考になる。したがって、同坪の「自 屋敷」は目代のものと判断でき、今西氏屋敷が現在の位置に比定できる可能性は15世紀前半まで遡る。

さらに、今西氏屋敷の成立を考える手がかりとして、24「大般若会始行事」（1400年）が挙げられる。当史料に「一 南郷中へ赤飯一斗一ハチニ入テ酒一斗 氏人肴三前 中座肴二前」とあり、大般若会は「南郷中」で行われている。その「南郷」は奈良春日社神主の居住地か、櫻坂郷にかわって当地を指し示す地名のいづれかである。一方、「一 正預所御宿所へ御イテアリテ御シヤウソク御（ヌ）キアラハ 名主分ニテ御入有アイタ肴ニ酒一・二升（付テ）マイラスル」とある。「名主」が行事に参加していることから、当史料中の「南郷」は櫻坂郷に比定できよう。よって、この行事は南郷中で行われ、御宿所に正預所が来訪したことがわかる。一方、「一 拝殿酒（以下、略）」から、行事が神社内で執り行われたことは間違いない。南郷内には住吉社もあるが、今西氏が住吉社に正預所を呼んでまで大般若会を行うとは考えにくいことから、会場となった神社は南郷春日社に比定できる。

すなわち、当史料にみる「御宿所」は、文脈から正預所にかかる御宿所と解釈でき、その御宿所が正預所が宿泊するのに相応しい施設であることは確実であろう。また、神社内で行われた一行事の式次第に、「拜殿」と「御宿所」が記されているとおり、「御宿所」は「拜殿」の付近にあること

4. 今西氏屋敷の範囲

を示唆する。

先述したように『今西家文書』から、今西氏の活動が史料上で具体的に確認できるのは15世紀である。このことからも、今西氏が南郷に定住するようになり、その屋敷が成立したのが、この1400年前後である可能性があると言えよう。

4. 今西氏屋敷の範囲

(1) 『延享録』にみる中世今西氏屋敷の範囲

末中哲夫(末中1961)は、今西玄章が寛保2年(1742年)に著した『延享録』をもとに「今西家土居屋敷図」(第34図)を作成した。それ以来、中世の今西氏屋敷は、方2町を範囲とすることが定説となってきた。しかし、『延享録』は平成13・14年度(2001・2002年)に、豊中市教育委員会が実施した文書調査の際には確認されなかった。また、藤澤一夫は同史料の今西氏屋敷周辺を描写した部分の翻刻を紹介したが(藤澤1953)、その時に撮影された同史料の写真帳には翻刻された部分が欠落しており、現段階では検討できない。なお、藤澤一夫が紹介した翻刻とは、以下のとおりである。

「翁曰 大門ノ北ハ今西左京第宅ニシテ東西北ノ三方ニ堀アリ、享保ノ末年池ヲ埋ンデ田トナス(中略1)又左京第宅ノ東ヨリ北ノ方ニ堀アッテ東ハ中溝ニ至リ、西ハ左京第宅ノ良ノ堀ト通ズ、東方ハ中溝ヲ限ル、東裏ト云テ元ト堀アリ今小溝トナル。又大門ノ南ハ鶴池トテ六七十年前マテ堀ノ址大溝トナリ残レリ是モ長ク東西ニ亘レリ、右ハ大門ノ外ヲ外郭ト云テ大門ノ左右ト正中トノミ路ノミアッテ四辺ハ深田ナリシヲ年々堀ハ埋レテ溝トナリ溝ハ埋レテ平ノ地トナリ、水田ハ陸田トナル。(中略2)其門前ノ左路北ノ方池田街道ニ通ズル小径ハ古ヘ馬場ニテ、路の広サハ八九尺モアリシヨシ古老ノ伝ナリ。又門前ノ正東小曾称ノ中溝ニ通ズル小径ハ古ノ馬場所ニテ、中溝ニ一鳥居アリシヨシ祖母理性媛人ノ物語ナリキ」(※囲点付きの番号は、橘田加筆。)

以上の記述をもとにすると、近世の今西氏屋敷の3方向に堀が巡らされていたこと、また屋敷の北東側から中溝につながる堀があったこと、東裏(主屋の東側※今西家当主のご教示による。)にも堀があったが今は溝になっていること、大門の南には東西に伸びる堀跡があったこと、大門の周囲にも堀跡があったこと、現表門に比定される「其門前」の左の路は馬場で、正面の路には馬場所があるということになる。

掲載された翻刻の解釈は難しいが、翻刻中の中略1の前後で堀の記述が異なることから、いくつかの堀の存在が確かめられる。このうち、中略1より前の堀は近世の今西氏屋敷の周囲を巡らされていたものようであるが、274「南郷今西屋敷絵図」(1823年)にみる堀2の様相とは異なる。また、中略1より後の堀のうち、北のものは「南郷今西屋敷絵図」に描かれた堀2の北東部から中溝につながると解釈できる。一方、大門の南とその周辺に堀跡があるとするが、これは末中哲夫が想定した外堀のうち、南・東辺に巡らされたものと考えることができる。

ただし、『延享録』が再確認できない現在、以上のような史料解釈の妥当性については検証することができず、今西氏屋敷を方2町とする絶対的な根拠としては採用できない。

(2) 土地台帳にみる中世今西氏屋敷の範囲

まず、末中哲夫が推定した中世の今西氏屋敷の範囲に比定される豊嶋郡条里 5 条 1 里 29 ~ 32 坪について、各台帳の記載事項を概観していくこととする。

2 「垂水西御牧櫻坂郷田畠取帳」(下)(1189 年) をみると、5 条 1 里 29 坪は「乍二反二百八十畠小 荒六反三百廿」とあり、名主として国方(1 反)・正光(2 反)・利貞(2 反)・延吉(3 反)・友恒(2 反)が挙げられる。同 30 坪は「乍九反小 畠小 堤小」とあり、名主として延吉(3 反)・今延吉(2 反)・近貞(3 反)・友恒(2 反)が挙げられる。同 31 坪は「乍七反三百歩 年荒六十步 常荒二反」とあり、名主として久次(3 反内)・今延吉(2 反)・国方(2 反)・忠吉(1 反)・武成(2 反)が挙げられる。同 32 坪は「乍三反百五十歩 畠二反半 常荒四反九十步」とあり、名主として久次(6 反)・今延吉(4 反)が挙げられる。このほか、それぞれの坪に「国ヶ 三反 小卅歩」などの加筆があるが、今西氏屋敷に関する記述は認められない。以上より、当史料において 29 ~ 32 坪は名田に分割されており、今西氏屋敷の存在を示す記述は認められない。

13 「摂津國豊嶋仲条垂水西穂積御庄延応二年田畠坪付帳」(1240 年) も、「2」とほとんど変わらない。



第 63 図 条里復元図における今西氏屋敷の位置

4. 今西氏屋敷の範囲

4「垂水西御牧小曾祢名帳」(1362年)には、淨心名に「同(五条)一・り卅半」、北延吉名に「同一・り卅一・半」、延吉名に「同一・り卅一・反小卅」、「同・・り卅一・二反」、「同一・り卅二・大十二歩」、為安名に「同一・り廿九・大卅」、「同一・り卅一・大卅」、友正名に「同一・り廿九・一反」、「同一・り卅半」、「同一・り卅一・三百四十二歩」、石太郎名に「同一・り卅半」、真綱名に「同一・り卅一・反」、京成名に「同一・り卅一・九十歩」、光清名に「同一・り廿九・大卅」、「同一・り卅一・半卅六歩」、「同一・り卅二・半卅八歩」とある。

4と一連のものと考えられる5「垂水西御牧穗積名帳」(1362年?)には、近則名に「同一・り卅一・一反半」とある。よって、これらを合算すると、29坪は2反半、30坪は2反276歩、31坪は5反252歩、32坪は1反110歩が名田に分割されていることが判明する。各坪内の名田面積の合計は1町に満たないが、今西氏屋敷の存在を示す記述は認められない。

7「殿方舍人五名坪付帳」(1441年)・15「院方舍人六名田数坪付帳」・16「殿方舍人五名坪付帳」、17「餅免田数帳」・42「南郷舍人院方六名田数坪付帳」(いずれも1442年)・46「垂水西牧西方取帳」(1462年)を、4・5と比べるとそれぞれの坪で耕地面積に若干の増減が認められるものの、大きな変化は認められない。

先述の59「新大般若会料田坪付納帳」(1487年)では、「同(五条一リ)廿九坪一反 東方四斗一升」、「・御牧光清名脇住事」に「自 屋敷 同(五条一リ)卅坪半卅六歩」とあり、「屋敷」が同坪内にはじめて現れる。しかし、38「御牧光清指出帳」(1479年)に「同(五条一リ)卅坪半卅六歩 日代方」と、今西氏との関係が示されたのを最後に、5条1里29~32坪についての記述はなくなる。

この後、天文5年(1536年)になると101「御神供田御内検帳」という、極めて特殊な内検帳が作成される。これは字「ドノ一」18反に関わる内検帳であるが、同年作られた穂積・服部・小曾根村の内検帳(104~106)と比べると、異なる特徴を有していることがわかる。まず、104~106の内検帳では、表題に村名が挙げられているが、当内検帳は「下ノ一」の一カ所だけを範囲とし、他の村落とは区別して扱われていることである。なお、当内検帳以降に「下ノ一」が現れる内検帳(152・156・159・165)では、他の村落に先んじて記載されるなど、「下ノ一」が今西氏にとって重要な上地であったことを示唆する。ついで、年貢分をみると、1反あたり6升引きの減免があり、優遇措置が図られている。ただし、この優遇措置が不規則であったことは、152・156の内検帳からわかる。それに、104~106の内検帳では所属する村落名が耕作者の肩書きのように注記されているが、当内検帳にはそうした注記がない。また、耕作者の中にみえる「左衛門」と「弥三郎」は105の内検帳でも確認できるが、そこには今西氏の被官にあたる「御内」と注記されている。

このように当内検帳が取り扱った、この時期の「下ノ一」は今西氏の被官が一部耕作する重要な耕地であり、当時の今西氏屋敷と密接に関連する可能性が考えられる。しかし、「下ノ一」17~18反の耕地の位置やその意味を説明するのに必要な手がかりは、『今西家文書』には見出せない。

(3) その他の史料からみた中世今西氏屋敷の範囲

中世における今西氏屋敷の範囲を示した中世史料は『今西家文書』ではないが、近世史料に参考となるものが1例認められる。それは、242「三淵藤英書状」(1571年)に貼り付けられた付箋である。この付箋が記述された時期は明確ではないが、その内容から判断して遅くとも19世紀前

半までと考えられる。

その付箋には「上居屋敷ハ只今居申候、南郷之四辺往古土居ニテ、御屋敷只今ハ漸西北計残シ餘ハ田地ニ成申候、(以下、略)」とあり、南郷の四辺にはかつて土塁が巡らされていたという。また、当時の今西氏屋敷はかつての屋敷の西北部分のみを残したもので、残りは田地になってしまったことがわかる。ここでいう江戸時代の南郷が、今西氏屋敷の周辺を指示することは先に解明したが、この付箋では南郷の四辺に上塁があり、南郷そのものが屋敷の範囲であったかのように記されている。

以上にみてきたように、從来定説とされてきた「今西家土居屋敷図」は、他の史料から検証できなかった。よって、『今西家文書』だけからでは、中世における今西氏屋敷の範囲を断定することは困難であると結論する。

第VII章 総括

1. 今西氏屋敷の変遷

(1) 南郷春日社の創建

今回の検討において、今西氏屋敷の成立の前提を、13世紀後半における南郷春日社の創建に求めた。これは、堀1が掘削される時期に南郷春日社が立地する微高地1の周辺は低湿地であったこと、低湿地状の堆積層（第VII 2層）から出土した遺物から、微高地1上で何らかの活動が想定できること、堀1の規模は傑出しており、これが相応の施設に伴うものと考えられること、そして明治40年（1907年）まで南郷春日社が微高地1の最高所に立地していたことなどから推定した。

ほぼ同じ時期に、櫻坂郷西部一帯では幅3～4m、深さ1m前後という大型水路が開削され、また小曾根・穂積・服部村は集村化はじめる。なお、小曾根村の基幹水路である「中溝」は13世紀後半には開削され、貞治元年（1362年）までにはその水源となる「池」（現「山ノ池」）も建設される（4「垂水西御牧小曾祢名帳」・50「垂水西牧櫻坂方取帳」他）。これらの事業は同時に行われており、13世紀後半は櫻坂郷西部域の景観が一新する時期にあたる（豊中市教委2005－付論）。

一方、田沼睦は弘安3年（1280年）に小曾根村・穂積村・服部村・櫻坂村・垂水村から「請文」⁶¹が提出されたことをもって、奈良春日社による直務支配の完成とし、その画期を評価している（田沼1966）。

このように13世紀後半は、莊園の景観が一新するだけではなく、莊園領主による経営のあり方も大きく変わろうとする変革期と言える。そうした時期に春日社の勧請に伴って、南郷春日社が創建されたと推定されることの意義は注目されよう。

(2) 今西氏屋敷の成立

14世紀になると、微高地1の南方（第3次調査区）で、南北に伸びる溝1・2が掘削されるとおり、周辺の低湿地において何らかの開発行為が進められている。そして15世紀までには、微高地1南部における低湿地的な環境は克服され、住環境が整うようになる。第1次調査区第3トレンドで15世紀前半の柱穴・溝が検出されており、この時期に居住域が形成され、南郷春日社を包摵する今西氏屋敷が成立する。

ところで、慶応2年（1856年）に今西氏（采女氏）は、垂水西牧櫻坂郷のうち西方（小曾根・服部・穂積村の範囲）の名主と雜掌職に関する契約を行うが（182「垂水西牧西方雜掌職契約状」・183「垂水西牧西方雜掌職契約状案」）、その後は『今西家文書』の上でも目代として、在地における活動が徐々に認められるようになる。そして、24「大般若会始行事」などから、15世紀初めに屋敷が成立する可能性が示されるが、このことは発掘調査の成果と整合する。

(3) 今西氏屋敷の展開

15世紀後半になると、幅9.0m以上（推定10m）・深さ2.0m前後をはかる堀2が、屋敷の周囲に掘削され、居館的な様相を帯びる。また、15世紀末までには、南郷春日社と居宅部を区切る区画溝も掘削され、274「南郷今西屋敷絵図」に近い内部構造を呈するようになる。一方、今西家

墓所もこの時期に遡る可能性があり、屋敷と墓所が一体となって展開するようになると考えられる。

16世紀になると、永正5年（1508年）に池田氏が垂水西牧南郷の押領に失敗するとは言え（249「興福寺供目代快榮書状案」）、その後に代官請を行うなど、今西氏による莊園經營は変質するようみえる。

その一方で、兵庫南関（207「承仕印勝書状案」）や淀川河上関（209「辰市祐恩書状案」ほか）、山田莊（141「南都山田庄運上米帳」ほか）、山路莊（143「御神供振州卯原郡山路莊公事錢取帳」）の經營に關与するなど、今西氏の活動は時代が下るにつれ多角化している（永島1953）。また16世紀には、今西氏の周辺に被官衆が現れる。一方、土地台帳をみると、文明11年（1479年）の38「御牧光淨指出帳」を最後に、今西氏屋敷の範囲に比定される坪は記載されなくなる。そして、天文5年（1536年）の101「御神供山御内検帳」に、今西氏屋敷と密接な関係が示唆される「下ノ一」18反が現れる。

16世紀における被官衆や「下ノ一」18反の出現は、この時期に今西氏の性格が大きく変わろうとしていたことを示す。15世紀後半に今西氏屋敷が居館化するのも、そうした一連の変化に關係すると考えられる。

今西氏は、山崎の合戦で明智光秀側についたために、天正13年（1585年）に春日社領垂水西牧南郷は戸入地に編入される（135「南郷目代御神供米運上帳」）。そして、今西氏も自代としての実質的な権限を失うことになる。しかし、今西氏は奈良春日社へ戻ることなく、その後も当地の屋敷に住まい、そして今日に至るのである。

2. 今西氏屋敷の範囲について

（1）各分野の所見

ここでは、各分野における今西氏屋敷の範囲ならびに構造に関する所見、屋敷周辺の現況をまとめた上で、その範囲を総合的に検討する。

【考古学】

- ・南郷春日社の社域を示すと考えられる堀1の東辺を、浜1丁目411番における確認調査および第7次調査区において検出した。これら検出地点の位置関係から、堀の長さは南北100m以上と推定される。
- ・第7次調査区で検出した堀の西岸から水路1までは、調査区西側の耕作面より20cmほど高くなつておらず、その部分に基底面の幅2.4～3.0mの土壘等の存在を想定することも可能である。
- ・先の浜1丁目411番における確認調査では、堀1から瓦・常滑焼・備前焼・東播系須恵器など、14～15世紀の遺物が出土しており、周辺に中世後期の集落等の存在が考えられる。
- ・浜1丁目430-2番における確認調査では遺物包含層が検出され、この一帯に集落等の存在が想定される。
- ・範囲確認調査などによって、堀2の位置は274「南郷今西屋敷絵図」とほぼ一致することが判明している。

【地理学】

- ・昭和17年（1942年）の航空写真では、浜1丁目383番にあたる丘の南端付近に湿地状の部分が確認されており、堀1の形跡となる可能性がある。

2. 今西氏屋敷の範囲について

- ・南郷村集落域は、南北の水田と全く異なる地割が展開する。
- ・南郷村集落域には多くの耕地が混在するが、415・416・427・428番から西側には畠が多く分布し、この4筆を境にその東西に地形差があると推定できる。
- ・先の4筆の東辺から屋敷西辺の内堀西岸までの距離は、107m前後をかる。
- ・「小曾根郷六箇村絵図之写」と「濱村全図」を比較すると、屋敷東方の末社の位置が異なる。また、北東の末社の位置は変わらない。

【文献史学】

- ・242「三淵藤英書状」の付箋から、南郷の四辺にかつて上塁が巡らされていたこと、江戸時代の屋敷はもとの屋敷の西北部分だけが残ったものと想定される。
- ・101「御神供山御内検帳」の「下ノ…」18反は、今西氏にとって重要な耕地と言えるが、その位置等は不明である。
- ・検証できない史料であるが、『延享録』から屋敷の周辺にいくつかの堀の存在が示唆される。

【現状】

- ・現屋敷北東の末社は、5条1里29坪の北辺を区切る道路から、10mほど南に位置する。
- ・末社の由来は不明であるが、2月・11月の15日には今西氏が祭祀を行うなど、中世の今西氏屋敷との強い関係が想定される。

(2) 今西氏屋敷の範囲

中世今西氏屋敷の範囲を推定する根拠として、まず堀1が挙げられる。この堀は、13世紀後半における南郷春日社の創建に伴って掘削されたと考えられる。ただし、16世紀末頃に埋没するまでの間は機能することから、堀2が掘削された後は外郭に巡らされた外堀へと変わる。

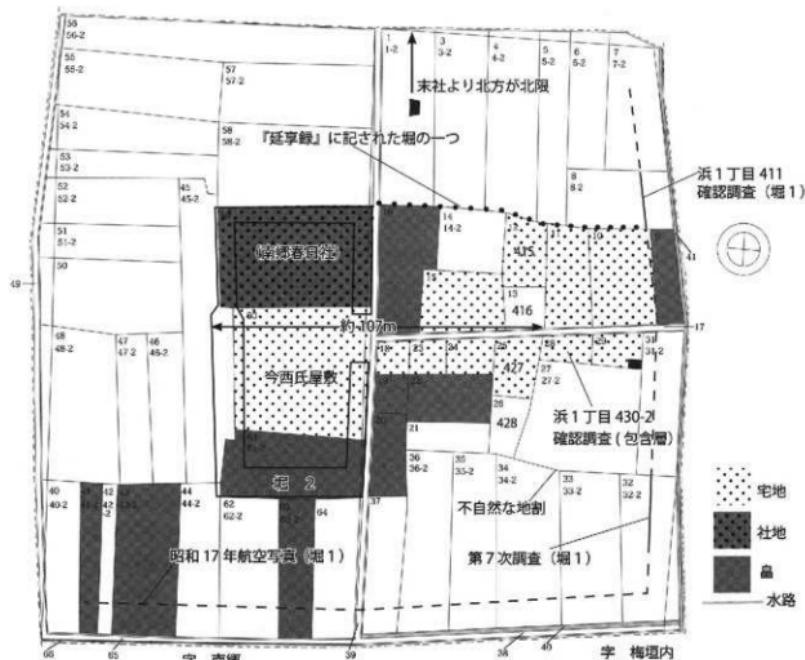
ところでその堀1は、これまで5条1里29・32坪の東辺の2カ所で確認している。また航空写真の分析から、5条1里31坪の南西端部付近に伸びる可能性が考えられる。一方、屋敷の北東には、今西氏屋敷と関連する末社があることから、中世における屋敷の北辺は、末社の北側に広がると想定される。

これらの堀や末社、そして現在の屋敷の位置関係から、中世における今西氏屋敷の範囲は少なくとも豊嶋郡条里5条1里29～32坪の4坪に広がるものと推定される。また、242「三淵藤英書状」の付箋に記された南郷を、その範囲とみることもできる。さらに、その付箋の記述に従うならば、第7次調査で確認された堀1西側の高台部分は、南郷の周囲に巡らされた土壘の痕跡と見なすこともできるだろう。

今回の検討によって、中世における範囲を確定するまでには至らないが、5条1里29～32坪の4坪については中世今西氏屋敷との関連が強く考えられる。よって、この4坪を中世今西氏屋敷の推定範囲と位置付ける。また、第3次調査区の成果をふまえると、この範囲において今西氏屋敷に関わる遺構が検出される可能性は極めて高いと考えられる。

(3) 今西氏屋敷の内部構造

まず、中世今西氏屋敷の推定範囲にかかる外周のうち、東辺については堀1が巡らされ、南辺にもその可能性が考えられる。このことから、中世の屋敷は内外2郭の構造であったと言える。この点において、末中哲夫が作成した「今西家土居屋敷図」の一部は裏付けられる。



第64図「漁村全図」による今西氏屋敷範囲と堀の位置

ついで、「漁村全図」をもとに中世今西氏屋敷の推定範囲内をみると、南郷村集落域とその南北の水田では、全く異なる地割が認められる。そのうち、集落域の北辺を区切る境界は、今西氏屋敷の北東角から中溝の方へ伸びており、屋敷と南郷村集落域の地割に何らかの関連性が想定できる。なお『延享録』では、今西氏屋敷の北西部から中溝に通じる堀があったという。検証できない史料ではあるが、参考までに提示しておく。

一方、浜1丁目411や430-2における確認調査の結果からは、南郷村集落域において中世後期の集落等の存在が想定できる。これをもとにすると、南郷村集落域の不自然な地割とは、中世後期に遡る宅地等の区画になる可能性が考えられる。また、集落域内部の地割をみると、415・416・427・428番の4筆を境界に、その西側では扇が多く地形差が認められる。この部分は、南郷春日社が立地する微高地1が派生する可能性が考えられる。さらに、その4筆の東辺から堀2西辺の西岸までの距離は、107m前後をかる。ちなみに、近世以降の今西氏屋敷は南北108mをかる。

これまで、南郷村集落域の地割やその内部における土地利用の状況などを分析したが、これらをもとにすると274「南郷今西屋敷絵図」にみる近世の今西氏屋敷が、そのまま中世における主郭部の形態であったとは考えにくい。中世における今西氏屋敷の主郭部分は南郷村集落域に広がり、かつ複雑な構造になるものと想定されよう。

3. 今西氏屋敷の特長

これまで、今西氏屋敷は伝来する古文書群と共にその重要性が認識され、昭和47年（1972年）には大阪府の史跡に指定された。

その今西氏屋敷は、延享3年（1746年）に移築された南郷春日社本殿や、宝永8年（1711年）に建築された土屋が併む屋敷地、それに末社や中世後期に遡る今西家墓所、あるいは松林寺などが一体となって景観を構成する。そして、住宅地の中にありながら、かつての莊官屋敷の雰囲気を、極めて良好な状態で保っている。

また、これまでの調査・検討から、13世紀後半に南郷春日社が創建され、15世紀にその南郷春日社を包摂する形で今西氏屋敷が成立することなど、現在に至るまでの変遷が大筋で明らかになっている。そうした屋敷の変遷が、史料にみる今西氏の推移と関連する可能性があることは十分に考えられる。

しかし、今西氏屋敷の歴史的な重要性は、伝来する『今西家文書』が一体となって、中世後期の莊官像を示すだけにとどまらない。

『今西家文書』を構成する史料の多くが土地台帳であることは、これまででも周知されているとおりである。特に、垂水西牧櫻坂郷については、文治5年（1189年）の1・2「垂水西御牧櫻坂郷田畠取帳」（上・下）をはじめ、多くの土地台帳が伝存されている。これらの土地台帳に記された様々な土木工作物や寺社の中には、服部南町2丁目に所在する住吉神社（豊崎郡条里6条1里23・26坪）のように現代に続くものがある。一方、農中市教育委員会は、櫻坂郷西部域の各遺跡について、住宅開発等の事業に際して発掘調査を行っている。その成果は断片的であっても、集村化にいたる集落の変遷や住吉市庭の様相を垣間見るまで蓄積している。また、これらの発掘調査等で得られた成果を『今西家文書』と対照しながら検討してきたことで、櫻坂郷西部域の動態も着実に把握しつつある。このような作業の積み重ねによって、その将来に中世後期における今西氏屋敷の展開過程も、南郷（櫻坂郷）の動態の中で捉えられるようになるだろう。

その上で、中世にはじまる今西氏屋敷が、目代の歴史を受け継ぐ今西家の不断の努力によって、今日に守り伝えられることに、当史跡の重要性が求められよう。

付) 参考文献・補足等

【参考文献】

- 浅野 清 1980『大阪府文化財報告 第10輯 大阪府の民家』大阪府教育委員会
- 井上正雄 1922『大阪府全志』(第3編第1章) 大阪府全史発行所
- 橋田正徳 2004『庄本遺跡からみた神崎川下流域の流通』『中世土器の基礎研究』XVII 中世土器研究会
- 2007『中世の流通の基礎構造—大阪北中部・瀬戸内東部の流通拠点と搬入供應地から—』
『中世土器の基礎研究』21 中世土器研究会
- 朽木 量 2004「調査の方法」『国立歴史民俗博物館研究報告 第111集 大和における中・近世墓地の調査』
国立歴史民俗博物館
- 末中哲夫 1961「永正年間の農中地方」『豊中市史』第1巻
- 末中哲夫 2004「解題」『春日大社南郷自代 今西家文書』豊中市教育委員会
- 西垣晴次 1966「中世村落における在地寺社」島田次郎編『日本中世村落史の研究』吉川弘文館
- 田沼 隆 1966「莊園制の解体(一) —垂水西牧における社家・国人・村落—」島田次郎編『日本中世村落史の研究』
吉川弘文館
- 農中市教育委員会 2005「付論 大阪府指定史跡 春日大社南郷自代今西氏屋敷—現存する莊
官原敷にかかる第1~7次発掘調査成果の報告」) 所収付論
- 永島福太郎 1951「奈良文化の伝流」日暮書店
- 1953「中世阪神地方の発達—奈良社寺領を中心として—」『関西学院史学』II 関西学院人文学系学会
- 福留照尚 1998「十三・十四世紀の垂水西牧坂郷」『島根大学法文学部紀要 社会システム学科編』第2号
島根大学
- 藤澤一夫 1953「農中の文化財」『豊中市史』第4巻 豊中市
- 前田 徹 2001「古文書の世界 [2] 熊野田の城跡と領主」『文化財ニュース豊中』No.29 豊中市教育委員会
- 宮川 滉 1979a 「春日社領垂水西牧の動向 付、垂水東牧」『大阪府史』第3巻
1979b 「地頭および上豪層の動向と悪党」『大阪府史』第3巻
1981 「莊園制の衰退」『大阪府史』第4巻
- 吉澤 哲 2004「奈良盆地とその周辺における近世石塔の造立傾向について」
『国立歴史民俗博物館研究報告 第111集 大和における中・近世墓地の調査』国立歴史民俗博物館

【引用資料】

- 大分県教育委員会 2003『八坂川河川改修に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書 八坂の遺跡』
- 大阪府教育委員会・財団法人 大阪府文化財調査研究センター 2000『河内平野遺跡群の動態Ⅱ』
近畿自動車道天理~吹田 線建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書一 南遺跡群 古墳時代中期以降編』
- 岡山県文化財保護協会 2000『山陽自動車道建設に伴う発掘調査 18 高塚遺跡 三手跡2』
- 財団法人 大阪府文化財センター 2003『衆生開谷遺跡 古代・中世編—国際文化公園都市特定地区画整理事業
に伴う発掘調査報告書一』
- 財団法人 建築研究協会 2000『大阪府指定史跡 今西氏屋敷災害復旧工事報告書』
- 兵庫県教育委員会 1992『川除・藤ノ木遺跡—武庫川河川改修に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書一』
- 豊中市 2005『新修 豊中市史 考古』第4巻
- 豊中市教育委員会 1998a「第IV章 積穀遺跡第22次調査」『豊中市埋蔵文化財発掘調査概要—阪神淡路大震災復旧・
復興事業に伴う発掘調査—平成9年(1997年)度』
- 1998a「第V章 積穀遺跡第23次調査の概要」『豊中市埋蔵文化財発掘調査概要—阪神淡路
大震災復旧・復興事業に伴う発掘調査—平成9年(1997年)度』
- 1998c「第VI章 積穀遺跡第21次調査」『豊中市埋蔵文化財発掘調査概要 平成9(1997)年度』

- 1999『砲橋遺跡第14・15次発掘調査報告—豊中市南部における經文沟遺期の基礎的研究—』
- 1999『第II章 小曾根遺跡第25次調査』『豊中市埋蔵文化財発掘調査概要 平成10年度(1998年度)』
- 2001『第V章 積善遺跡第27次調査』『豊中市埋蔵文化財発掘調査概要 平成12年度(2000年度)』
- 2003『小曾根遺跡 第7次調査報告書—』
- 2004『第三章 上庄遺跡第1次調査』『豊中市埋蔵文化財発掘調査概要 平成15年度(2003年度)』
- 2008a『第二章 原田遺跡第9次調査』『豊中市埋蔵文化財発掘調査概要 平成19年度(2007年度)』
- 2008b『第四章 豊島北遺跡第4次調査』『豊中市埋蔵文化財発掘調査概要 平成19年度(2007年度)』
- 兵庫県教育委員会 2005『加都遺跡I—播但連絡有料道路5期併合施工事業に伴う埋蔵文化財発掘調査—』
- 二重県埋蔵文化財センター 2004『辻子遺跡発掘調査報告書』
- 六甲山麓遺跡調査会 1996『豊中市 服部遺跡第5次調査—』

【引用史料】

史 1 「小曾根郷六箇村絵図之写」

(豊中市教育委員会所管※豊中市 1998『新修 豊中市史 集落・都市』第9巻所収)

史 2 『康平記』康平五年正月十二日条

(豊中市 1991『豊中市史資料集1 豊中市域を中心とする古代史料(上)』所収)

史 3 『中臣祐實記』弘安3年4月6日条(豊中市 1950『豊中市史』第四巻所収)

史 4 『金堂上棟引馬注進状』『多田神社文書』(川西市 1976『かわにし 川西市史』第四巻所収)

史 5 『揖津郡南郷小曾根村 沢村 長島村 寺内村 北条村 石蓮寺村 垂水村 明細帳 下』『今西家文書』

(豊中市 1996『豊中市史資料集4 村明細帳』(下)所収)

史 6 『和名類聚抄』(豊中市 1991『豊中市史資料集1 豊中市域を中心とする古代史料(上)』所収)

史 7 『揖津国勝尾寺公文所慶円印状案』『勝尾寺文書』(豊中市『豊中市史』史料編1 1950年所収)

史 8 『揖津国南郷赤穂村山戸人父名注文』『勝尾寺文書』(豊中市『豊中市史』史料編1 1950年所収)

史 9 今西玄章 1736『豊嶋郡志』『今西家文書』(豊中市『豊中市史』史料編4 1963年所収)

史 10 秋里難萬 1798『揖津名所圖会』

史 11 並河誠所 1734『揖津志』『五畿内志』

史 12 『櫻坂義弘披露狀』『大東家文書』(吹田市役所 1976『吹田市史』第4巻 ※史料番号379として掲載)

【補足】

補足1 12「垂水西牧内雲林院領田畠坪付帳」(年不詳)にみえる「畠之外○反」あるいは「畠外○反」という記述は、各坪で微妙に異なるところがあり、統一した書式に則った社記とは言いにくい部分がある。よって、どれかが水田として把握されたものか、わからない。このため、復元図に示した「畠外○反」の範囲も参考までにとどめる。

補足2 この事実関係については、豊中市総務部情報公開課市史編さん係よりご教示いただいた。

図版



1. 今西氏屋敷遠景（天竺川から）



2. 今西氏屋敷近景（南から）

図版2 今西氏屋敷の現況2



1. 主屋（北西から）



2. 主屋（南から）

図版3 今西氏屋敷の現況3



1. 南郷春日神社



2. 居宅部西側の盛り土状遺構（土壠推定部分）

図版4 今西氏屋敷の現況4



1. 末社全景（北西から）



2. 末社頂部（西から）